配水管布設設計施工基準

平成２７年度改定版

＜目 次＞

第１章　工事着手に係る諸手続　P003
１．工事着手に係る諸手続　P004

施工計画書　-作成要領-　P015
１．工事概要　P021
２．計画工程表　P023
３．現場組織表　P025
４．指定機械　P037
５．主要機械　P037
６．主要資材　P039
７．施工方法　P040
８．施工管理計画　P044
９．安全管理　P059
１０．緊急時の体制及び対応　P062
１１．交通管理　P063
１２．環境対策　P065
１３．現場作業環境の整備　P065
１４．再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法　P066
１５．その他　P073

第２章　配水管の布設　P079
１．施工前の注意点　P080
２．施工中の注意点　P090
３．管布設の注意点　P096

第３章　工事完成に係る手続き　P119
１．工事完成に係る手続き　P120
２．工事写真について　P124
３．完成図面について　P127
４．制水弁台帳について　P129
５．完成検査について　P130

第１章　工事着手に係る諸手続き

１．　工事着手に係る諸手続

（１）提出書類（契約日から土日祝日を含む５日以内に提出）　各２部

① 工事着手届

② 請負代金内訳書及び工程表等の届出書及び確認表

ⅰ）　請負代金内訳書　（設計書の本工事内訳書に準ずる）

ⅱ）　当初工程表　（施工計画書と異なる様式でも可）

ⅲ）　現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）

（現場代理人を兼務させる場合、現場代理人兼務届※1を提出）

ⅳ）　下請負予定届出書

（２）着工前提出書類

① 下請施工について（下請がある場合）１部

ⅰ）　下請施工について(通知) [下請契約書(写)添付]は、下請工事着工前までに下請契約を締結し、速やかに提出。

② 建退共掛金収納書 ※2　１部

ⅰ）　共済証紙は必要枚数を購入し、収納書を提出する。他工事での残証紙を使用する場合は、共済証紙受払簿の写しを提出する。なお、建退共対象者がいない場合は、その旨監督員に報告する。（期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合を除き、工事契約締結後１ヶ月以内に提出）

③ コリンズ登録（請負金額５００万円以上の工事が該当）※2　１部

ⅰ）　登録内容について監督員の確認を受け、契約日から１０日以内に登録し、速やかに受領書を提出。

④ 施工計画書 ※2　１部

ⅰ）　当初設計金額５００万円以上の工事、または特記仕様書に記載がある工事が提出対象であるが、対象外の工事であっても、提出が義務づけられている書類は個別に提出する。（計画書としての提出が不要であっても、施工計画は必ず行う）

ⅱ）　契約日から３０日以内の着手前までに提出する。

※1　契約締結時に提出のこと

※2　施工計画書作成要領参照

＜提出書類様式＞

１．「工事着手届」

２．「請負代金内訳書及び工程表等の届出書及び確認表」

３．「当初工程表」

４．「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」

５．「現場代理人、主任（監理）技術者等について（変更通知）」

６．「現場代理人兼務届」

７．「下請負予定届出書」

８．「下請施工について（通知)」

９．「再下請施工について（通知)」

第4号様式(第14条関係)

工　事　着　手　届

担　当	係　長	副課長	主幹･技幹	課　長

(宛　先)　新居浜市長

平成　　年　　月　　日

工事請負者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

工事番号　　　　　　第　　　号

工 事 名

金　額						百			千		円

着工年月日　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

請負代金内訳書及び工程表等の届出書及び確認表

契約業者にあっては、この届出書とともに必要な提出・届出書類を監督員まで定められた期日までに２部提出してください。

※契約業者記入欄	提出年月日　平成　　年　　月　　日 業　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 届出者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印 □　工　事　名 □　委託業者名 第　　　号

以下契約業者は記入の必要はありません。

届　出　確　認　書　類	工事担当課 確　認　欄	水道総務課 確　認　欄	備　　　考
請負代金内訳書			
工　　程　　表			
現場代理人･主任(監理)技術者届出書			
下請負予定届出書			

※　監督員は、確認欄に確認の印として押印し、この届出確認表とともに届出書類を水道総務課まで提出しください。

なお、請負代金内訳書及び工程表については従来どおり精査のうえ水道総務課まで提出してください。

当　初　工　程　表

工　事　名　　　　　　　　　　　　　　　　着　工　　平成　　年　　月　　日

工事場所　　　　　　　　　　　　　　　　　完　工　　平成　　年　　月　　日

工　　　種	数　量	単　位	所　要	予　定　工　事　日　数														
				月			月			月			月			月		

上記の通り当初工程表を作成します

平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　工事請負者　　住所

（あて先）新居浜市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　印

平成　　年　　月　　日

（宛先）新居浜市長

請負者　住 所

氏 名　　　　　　　　㊞

現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）

平成　　年　　月　　日契約を締結した下記の工事について、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者として下記の者を決定したので、工事請負契約書第１０条第１項の規定により通知します。

なお、下記に記載した事項は事実に相違ないことを誓約いたします。

記

工事名

	名　称	氏　名	住　　所	資格区分	資格者証番号	備　考
1	現場代理人					
2	主任技術者					
3	監理技術者					
4	専門技術者					

	他の公共工事の受注状況（手持ち工事）				現場代理人及び主任（監理）技術者名
5	発注先	工　事　名	請負金額(千円)	工　期	

注１　記載にあたっては、次のとおりとすること。

ア　主任及び監理技術者にかかる資格区分欄は、法第７条第２号及び法第 15 条第２号に対応する内容を記載する。

（記載例）

法第７条第２号イ該当者は「学歴」、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「２級土木施工管理技士」等具体的な資格名、

法第 15 条第２号イ該当者は「１級土木施工管理技士」等具体的な資格名、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「大臣認定」

イ　資格者証番号欄は、法第 27 条の 18 第１項の規定による指定建設業監理技術者資格証の交付番号を記載する。

ウ　専門技術者は、法第 26 条の２第１項又は第２項に規定する技術者を記載する。

２　本通知書に必ず下請予定届出書（別紙）を添付すること。

３　発注者は、必要と認めるときは関係資料の提示を求めることができるものとする。

４　監理技術者を置く場合にあっては、監督員は監理技術者に対し、監理技術者証の提示をもとめることができる。

５　工事請負契約書第１０条第２項に規定する現場代理人の権限のうち、現場代理人に委任せず、請負者自ら行使しようとするものがある場合は、その権限の内容を現場代理人の備考欄に記載すること。

６　手持ち工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の欄には、上欄に現場代理人、下欄に主任（監理）技術者を記入すること。

平成　　年　　月　　日

（宛先）新居浜市長

請負者　住 所
氏 名　　　　　　　　　㊞

現場代理人、主任（監理）技術者等について（変更通知）

平成　　年　　月　　日契約を締結した下記の工事について、先に通知した現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者を下記のとおり変更したいので通知します。

なお、下記に記載した事項は事実に相違ないことを誓約いたします。

記

工事名

	名　称	氏　名	住　　所	資格区分	資格者証番号	備　考
1	現場代理人					新
						旧
2	主任技術者					新
						旧
3	監理技術者					新
						旧
4	専門技術者					新
						旧
5	変更する理　由					

注１　記載にあたっては、次のとおりとすること。

ア　主任及び監理技術者にかかる資格区分欄は、法第７条第２号及び法第 15 条第２号に対応する内容を記載する。

（記載例）

法第７条第２号イ該当者は「学歴」、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「2 級土木施工管理技士」等具体的な資格名、

法第 15 条第２号イ該当者は「1 級土木施工管理技士」等具体的な資格名、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「大臣認定」

イ　資格者証番号欄は、法第 27 条の 18 第１項の規定による指定建設業監理技術者資格証の交付番号を記載する。

ウ　専門技術者は、法第 26 条の２第１項又は第２項に規定する技術者を記載する。

２　発注者は、必要と認めるときは関係資料の提示を求めることができるものとする。

３　監理技術者を置く場合にあっては、監督員は監理技術者に対し、監理技術者証の提示をもとめることができる。

４　現場代理人等の変更を通知する場合は、新、旧現場代理人等をそれぞれ記載し、備考欄には「新」「旧」と記載すること。

平成　　年　　月　　日

現場代理人兼務届

（宛先）新居浜市長

所在地
商号名
代表者　　　　　　　　　　　　　　印

下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出いたします。
なお、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に万全を帰し、万一兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

兼務させる現場代理人	氏　　名		連絡先	
	生年月日			
現行工事	工事担当課		監督員	
	工 事 名			
	履行場所			
	請負金額			
	工　　期	年　月　日　～　年　月　日		
	配置技術者	氏　　名		
		生年月日	年　月　日	
兼務工事	工事担当課		監督員	
	工 事 名			
	履行場所			
	請負金額			
	工　　期	年　月　日　～　年　月　日 ※契約保証を未提出で工期が不確定の場合は記入不要。		
	配置技術者	氏　　名		
		生年月日	年　月　日	

＊　現場代理人の雇用を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

下 請 負 予 定 届 出 書

平成　　　年　　月　　日

（宛先）新居浜市長

住　所

請負者

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

１　工 事 名

２　工　　期　　　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

３　請負金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

上記請負工事の施工にあたっては、その工事の一部を

ア　下請負に付す予定はない。

イ　下請負に付す予定がある。（下請予定金額　　　　　　　　　　円 ）

（ア、イのいずれか該当する方に○印を付してください。）

なお、標記工事について、下請負に付した場合は、工事請負契約書第７条に基づき、直ちに報告いたします。

平成　　年　　月　　日

（宛先）新居浜市長

住　所
請負者
氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

下請施工について（通知）

平成　　年　　月　　日契約の　※工事番号・工事名　　　　　　　　（新居浜市　　　町　　　丁目地先）に係るこのことについて、

工事請負契約書第７条に基づき下記のとおり報告します。

記

下請施工に付する工事	当該工事を下請施工に付する理由	当該工事を施工する下請負人			当該下請契約内容			
		商号又は名称代表者氏名	主たる営業所所在地（電話番号）	許可番号、許可年月日、許可業種名	下請契約金額（千円）	下請代金の支払方法	下請契約締結の方法及び締結年月日	工期

（注）１．下請契約書（請書）の写しを添付する。
２．下請負人を多数使用し、欄が不足するときは、同罫の用紙を作成して記入し、つづること。
３．特定建設業者、一般建設業者の区別にかかわらず、一括下請負は原則として認めない。

平成　　年　　月　　日

（宛先）新居浜市長

住　所
請負者
氏　名　　　　　　　　　　　㊞

再下請施工について（通知）

平成　　年　　月　　日契約の　※工事番号・工事名　　　　　　　　　（新居浜市　　　町　　　丁目地先）に係るこのことについて、

工事請負契約書第７条に基づき下記のとおり報告します。

記

再下請施工に付された工事	当該工事を再下請負に付した者	当該工事を施工する再下請負人			当該再下請契約内容			
		商号又は名称、代表者氏名	主たる営業所所在地(電話番号)	許可番号、許可年月日、許可業種名	再下請契約金額（千円）	再下請代金の支払方法	再下請契約締結の方法及び締結年月日	工期

（注）１．再下請契約書（請書）の写しを添付する。
　　　２．再下請負人が多数のときは、同罫の用紙を作成して記入し、つづること。

施 工 計 画 書

- 作 成 要 領 -

工事請負者による施工計画書作成時の注意点について

工事の管理は、最終的な出来型や出来映えだけが重要ではありません。施工中のプロセス（施工計画・施工管理・安全対策・法令遵守等）が適切に行われていることも重要です。そのため、詳細な施工計画書の作成及びその後の適宜の見直しを行い、施工プロセスのチェックを行う中で、施工計画書のとおり進められているか、法令遵守がなされているかを絶えず確認して、適正な工事現場の施工管理がなされていることが求められているところです。

水道施設工事における施工計画書作成要領の各項目について、再度確認を行い、工事の施工管理の基本となる施工計画が綿密に作成され、より緻密な施工管理を目指して下さい。

記

１　施工計画書は、設計図書、現場状況、関係法令をよく吟味し、作成要領を参考にして作成すること。（工事成績評定において重要な評価項目）

２　施工計画書は工事着工までに指示承諾書により監督員へ提出し、監督員からの承認を受けた後に工事を開始すること。なお、監督員からの修正指摘項目や別途補足の事案については、工事着工までに修正追記すること。

３　重要な変更が生じた場合、その都度当該箇所について速やかに施工計画書を再作成し、監督員へ提出すること。（重要な変更とは、工種の追加、施工区間の変更、施工方法の変更等）

４　各関係機関の許可書の添付については、許可期間に注意すること。工事期間中に許可期間を更新した際には、速やかに監督員まで届け出ること。（道路使用許可書等について注意）

特に注意・検討を要する事項は、＜赤字＞で表示。

補足説明は＜青線＞で表示。

施工計画書に関するチェックリスト（当初）

提出日：　　年　月　日

工事番号：　　　　　　　　　　　　会　社　名：

工 事 名：　　　　　　　　　　　　現場代理人氏名：　　　　　　印

項　目	有・無	監督員確認欄	備　考
0　表題、目次	必須		
1　工事概要	必須		工事概要書、工事内容書
2　計画工程表	必須		計画工程表
3　現場組織表	必須		現場組織表、有資格者一覧表
現場作業員名簿	有・無		
施工体制台帳（写）	有・無		（下請予定のある工事）
施工体系図	有・無		（下請予定のある工事）
工事外注計画書	有・無		（下請予定のある工事）
4　指定機械	有・無		主要機械、水道器具使用計画書、機器保管場所
5　主要機械	有・無		
6　主要資材	有・無		主要工事材料、給配水管使用材料表
7　施工方法	必須		作業フロー、施工方法
8　施工管理計画	必須		工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理
立会確認	有・無		立会確認を要する項目表
社内検査	有・無		社内検査制度
9　安全管理	必須		安全管理組織表、安全管理活動表
安全訓練に関する計画書	必須		
第3者施設安全対策書	有・無		（第三者安全対策が必要な工事）
災害防止協議会	有・無		（下請予定のある工事、施工体系図に記載可）
10　緊急時の体制及び対応	必須		災害対策組織表、連絡系統図、資材保管場所
11　交通管理	必須		交通安産対策、現道補修維持、工事車両通行
保安施設・誘導員配置計画	有・無		（通行規制のある工事）
主要資材搬入経路	有・無		（交通混雑防止を要する工事）
積載超過運搬防止対策	必須		（法規制に違反しない事の確認対策）
12　環境対策	必須		騒音振動対策、ごみ・ほこり処理
13　現場作業環境の整備	必須		
事業損失防止対策	有・無		（事業損失防止の調査測定を要する工事）
14　再生資源の利用促進	有・無		建設発生土処分計画書
再生資源利用計画書	有・無		
再生資源利用促進計画書	有・無		
産業廃棄物処理計画書	有・無		
15　その他	必須		建退共制度等、損害保険加入
工事カルテ（コリンズ）登録	有・無		（税込み500万円以上の工事が対象）
官公庁手続き	有・無		（特定作業、道路使用、消防等に係る手続き）
その他手続き	有・無		（改良区等に係る手続き）
地下埋設物調査確認	有・無		

注）　1．施工計画書における必要書類を確認の上、有無欄のどちらかに○を付けて施工計画書とともに監督員へ提出し、承認を受けること。

2．施工計画書における追加・変更事項が生じた場合、その箇所（表題、目次を含む）について朱書で修正・追記表示し、速やかに監督員まで提出すること。

施工計画書の提出する工事について

当初設計金額が500万円以上の工事、または特記仕様書に記載がある工事（厳しい地形・地盤条件等工事の品質及び安全に特に配慮の必要な工事、交通の影響の大きな工事及び工事の施工による事業損失の発生が予想される工事、その他、監督員が必要と認める工事など）が施工計画書の提出対象であるが、対象外の工事であっても、提出が義務づけられている書類は個別に提出すること。（計画書の提出が不要であっても、施工計画は必要）

「当初設計金額が500万円未満の工事で提出が必要な資料の一例」

項　目	他の規定	提出資料等
2．計画工程表	新居浜市工事約款第3条	計画工程表
3．現場組織表	新居浜市土木工事共通仕様書 1-1-1-10(施工体制台帳) ＜下請業者がある場合＞	施工体制台帳(写) 施工体系図
9．安全管理	新居浜市土木工事共通仕様書 1-1-1-26(工事中の安全確保)	安全教育及び安全訓練実施計画書
10．緊急時の体制及び対応	新居浜市土木工事共通仕様書 3-1-1-10(工事中の安全確保)	災害対策組織表 連絡系統図等
11．交通管理	新居浜市土木工事共通仕様書 1-1-1-33(安全対策･配置計画)	保安施設･誘導員配置計画書(協議)
14．再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	新居浜市土木工事共通仕様書 1-1-1-18(建設副産物)	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書 産業廃棄物処理計画書
15．その他	新居浜市土木工事共通仕様書 1-1-1-41(保険の付保及び事故の補償)	建設業退職金共済制度(掛金収納書等)

＜表紙標準様式：Ａ４版＞

施　工　計　画　書

平成○○年度

水○○第○○号　○○○配水管布設替工事

平成○○年○月○日

○○水道

現場代理人　○○○○　印

【目　次】

＜施工計画書に記載する主な内容＞

１．工事概要・・・・・・・・・・・・・・・（21ﾍﾟｰｼﾞ）
２．計画工程表・・・・・・・・・・・・・・（23ﾍﾟｰｼﾞ）
３．現場組織表・・・・・・・・・・・・・・（25ﾍﾟｰｼﾞ）
４．指定機械・・・・・・・・・・・・・・・（37ﾍﾟｰｼﾞ）
５．主要機械・・・・・・・・・・・・・・・（37ﾍﾟｰｼﾞ）
６．主要資材・・・・・・・・・・・・・・・（39ﾍﾟｰｼﾞ）
７．施工方法・・・・・・・・・・・・・・・（40ﾍﾟｰｼﾞ）
８．施工管理計画・・・・・・・・・・・・・（44ﾍﾟｰｼﾞ）
９．安全管理・・・・・・・・・・・・・・・（59ﾍﾟｰｼﾞ）
10．緊急時の体制及び対応・・・・・・・（62ﾍﾟｰｼﾞ）
11．交通管理・・・・・・・・・・・・・・・（63ﾍﾟｰｼﾞ）
12．環境対策・・・・・・・・・・・・・・・（65ﾍﾟｰｼﾞ）
13．現場作業環境の整備・・・・・・・・（65ﾍﾟｰｼﾞ）
14．再生資源の利用促進と
建設副産物の適正処理方法・・・・（66ﾍﾟｰｼﾞ）
15．その他・・・・・・・・・・・・・・・・（73ﾍﾟｰｼﾞ）

＜施工計画書にページ数を記載＞

１．工事概要

工　事　名	水〇〇第〇〇号 　　〇〇配水管布設替工事	
工事場所	〇〇町〇丁目	
工　　期	自　　平成〇〇年１０月１日 至　　平成〇〇年１月３１日	
施工概要	ＤＩＰφ２００	Ｌ＝１００ｍ
	ＨＰＰＥφ１００	Ｌ＝１００ｍ
	制水弁φ２００	３基
	〃　φ１００	３基
	消火栓	２基
	空気弁φ２５	１基
	排水設備工φ７５	１箇所
	（工事内容書を別途添付）	
契約金額	￥〇〇〇,〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税の額　￥〇〇,〇〇〇円）	
発　注　者	新居浜市水道局 　　監督員 工務課　〇〇〇〇	
受　注　者	〇〇水道 　新居浜市〇〇町〇丁目〇番〇号 　　代表者　〇〇〇〇 　　ＴＥＬ　〇〇－〇〇〇〇	

[工事内容書例]

工　種	種　別	細　別	数量	単位	摘　　要			
					内　　訳	数量	単位	規　　格
開削工事								
	仮設工							
		仮設管材料費	1	式				
		仮設管布設費	1	式	仮設VPφ150布設撤去	130	m	
					仮設VPφ75布設撤去	150	m	
					仮設給水管切替工	10	箇所	
					仮設消火栓	2	基	
					As舗装切断工	50	m	
					As舗装切断汚泥処分	0.05	m3	2tダンプ運搬
	配水設備工							
		配水管材料費	1	式	DIPφ200			
		配水管材料費	1	式	HPPEφ100			
		配水管布設費	1	式	DIPφ200(GX形)	100	m	
					制水弁(ソフトシール)φ200	3	基	
					消火栓	2	基	
					排水設備φ75	1	箇所	
		配水管布設費	1	式	HPPEφ100	100	m	
					制水弁(ソフトシール)φ100	3	基	
					空気弁φ25	1	基	
	給水管切替工							
		給水管材料費	1	式				
		給水管布設費	1	式	給水管切替工	10	箇所	
	附帯工							
		付帯工	1	式	As舗装切断工	100	m	
					As舗装切断汚泥処分	0.1	m3	2tダンプ運搬
					As舗装殻処分	5.0	m3	2tダンプ運搬
					As表層工	100	m2	T=5cm
特記仕様		付帯			残土処分	30	m3	○○処分地
					交通誘導員	26	人	

２．計画工程表

＜計画工程表の作成ポイント＞

工事工程は工事の種別、内容、工期及び現場の実状などによるほか、施工計画の基本方針とともにその大綱が決定されるのが一般的である。併せて、全工事（完成検査を含む）が工期内に納まることを前提として、下記の事項を含めて検討すること。なお、事前提出された契約書添付の工程表とは整合させること。

① 工事の各部分作業の施工順序
② 工事の各部分の施工期間
③ 休日の適切な確保
④ 全工事期間を通じて忙しさの程度の均等化
⑤ 建設機械の選定、労務者、及び資材の供給予定のほか、現場条件、季節などの自然条件、経済性等あらゆる関連する条件の考慮
⑥ 構成比率は、概ね直接工事費に対する種別工事金額で算定
⑦ 工事実施に係る準備、準備工、後片付け、路面管理等は直接工事費に計上されていないことから、全体のバランスからウエートを持たせて構成比を算定
⑧ 完成書類作成、完成検査等については、総合進捗率に反映しない

※ 工事の着工日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事の初日で、特記仕様書等に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事始期日以降30日以内とする。

[計画工程表書式例：契約課HP参照]

工 事 工 程 表（当初・変更・実施）

（宛先）新居浜市長

作成日　平成〇年11月10日

工事番号	水〇〇第〇〇号
工　事　名	〇〇配水管布設替工事
工　　　期	平成〇年10月 1日　～　平成〇年 1月31日

請　負　者

住 所　　新居浜市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名　　代表者　〇〇〇〇　　　㊞

工　種	細別・規格	単 位	数 量	構成比率（%）	10 月	11 月	12 月	1 月	月	備　考
水道施設工事	準備工	式	1 1	2.5 2.5						
	舗装切断工	m	500 500	0.5 0.5						
	仮設管布設工	m	200 200	2.5 2.5						
	仮設給水管切替工	箇所	10 10	1.5 1.5						
	仮設洗管・水圧試験	式	1 1	0.5 0.5						
	（下水道工事）									
	配水管布設工	m	200	74.0						日標準作業量: 20m/日
	給水管切替工	箇所	10	8.0						日標準作業量: 3箇所/日
	洗管・水圧試験	式	1	0.5						
	既設管連絡工	箇所	3	1.0						日標準作業量: 1箇所/日
	舗装工	m2	100	4.0						
	後片付け	式	1	2.0						
	路面管理	式	1 1	1.0 3.0						
	完成書類作成	式	1	—						
	完成検査	式	1	—						
計				8.5 100.0						

工事総合工程表

総合進捗率 %

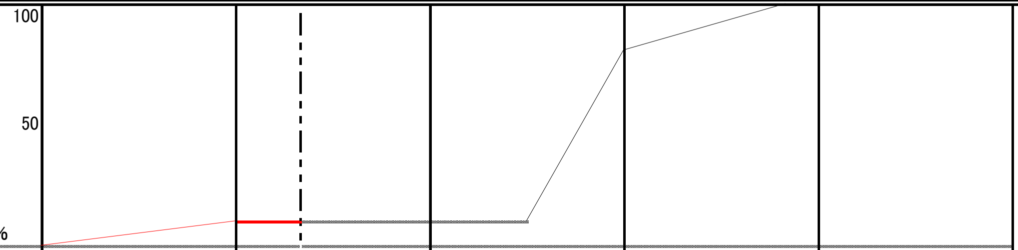

	10 月	11 月	12 月	1 月	月
予　定	8.5%	8.5%	84.5%	100.0%	%
実　績	8.5%	%	%	%	%

※ 実績は赤書

３．現場組織表

（1）現場組織表について

現場代理人
（氏名）
TEL 携帯

主任（監理）技術者
（氏名）
TEL 携帯

（事務関係者）

現場事務担当者	（氏名）
資材担当者	（氏名）
労務担当者	（氏名）

（技術関係者）

配管担当者	（氏名）
労務安全担当者	（氏名）
重機管理担当者	（氏名）
機械器具管理担当者	（氏名）
交通安全担当者	（氏名）
測量出来形担当者	（氏名）
写真管理担当者	（氏名）
品質管理担当者	（氏名）
出来形管理担当者	（氏名）
工程管理担当者	（氏名）
建設副産物責任者	（氏名）
舗装担当者 ※ ②	（氏名）

社内検査員 ※ ④
（氏名）
TEL

※ ① 現場における組織の編成及び命令系統、並びに業務分担がわかるように記載する。
② 専門技術者を置く工事については、専門技術者も記載すること。なお、担当者が下請業者の場合は、下請業者名を併記する。
③ 組織に変更があった場合は、その都度提出する。
④ 社内検査員を配置する場合は、原則として、現場代理人、主任（監理）技術者、及び各種担当者とは異なるものとする。（社内検査員の配置は義務付けではない）

参 考 様 式

現　場　作　業　員　名　簿

（　年　月　日作成）

元　請 確認欄	

事業所の名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
所　長　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

一次会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
［建退共加入の有無　有・無］

（　次)会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
［建退共加入の有無　有・無］

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や 労働災害発生時の緊急連絡対応のために元請業者に提示する ことについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな 氏　名	職種	＊1	雇入年月日 経験年数	生年月日 年齢	現住所 家族連絡先	（ＴＥＬ） （ＴＥＬ）	最近の健康診断日 血　圧	血液型	特殊健康診断日 種　類	健康保険[7] 年金保険[8] 雇用保険[9]		教育・資格・免許 雇入・職長特別教育	技能講習	免　許	入場年月日 受入教育実施年月日	建退共手帳所有の有無
1	すいどうたろう 水道 太郎	配管工	現	S59年4月6日 29年	S34年2月2日 53歳	新居浜市一宮町1-5-1 同上	(65-1332) (65-1332)	H24年6月1日 82～125	A	年 月 日	管工業 厚生年金	1690 2136				年 月 日 年 月 日	有 無
				年 月 日 年	年 月 日 歳		（ － ） （ － ）	年 月 日 ～		年 月 日						年 月 日 年 月 日	有 無
				年 月 日 年	年 月 日 歳		（ － ） （ － ）	年 月 日 ～		年 月 日						年 月 日 年 月 日	有 無
				年 月 日 年	年 月 日 歳		（ － ） （ － ）	年 月 日 ～		年 月 日						年 月 日 年 月 日	有 無
				年 月 日 年	年 月 日 歳		（ － ） （ － ）	年 月 日 ～		年 月 日						年 月 日 年 月 日	有 無

(注) 1．＊印欄には次の記号を入れる。

現:現場代理人	**主:主任技術者**	作：作業主任者(正副2名を選任すること)
安:安全衛生責任者	**職:職　長**	**再: 危険有害業務・再発防止教育**
女:女性作業員	**未:18歳未満の作業員**	**能:能力向上教育(※)**

(※)能力向上教育は、平成3年1月21日付旧労働省労働基準局基発第39号「安全衛生教育の推進について」により定められた職長等の「能力向上教育に準じた教育」を指す。

2．作業員名簿に記載される作業員は、当該工事に従事する見込の者を必要最小限報告し、**追加の都度この様式で提出する。**

3．経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

4．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

5．資格・免許等の写しを添付することになるが、その場で本証とチェック出来れば不要。

6．建退共手帳所有の有無については、該当するものに○で囲む。

7．左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下４けた（番号が４桁以下の場合は当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適応除外」と記載。

8．左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

9．右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

（２）施工体制台帳について

［ 施工体制台帳記載例：契約課ＨＰ参照 ］　　平成 ○年 ○月 ○日

施 工 体 制 台 帳

［ 会 社 名 ］ ○○水道

［ 事 業 所 名 ］

建設業の許　可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土・管 工事業	知事　一般　第　123456　号	平成 ○年 ○月 ○日
	水道施設 工事業	知事　一般　第　123456　号	平成 ○年 ○月 ○日

工事名称及　び工事内容	○○配水管布設替工事 DIPφ200　L=200m、HPPEφ100　L=100m、制水弁φ200　3基、制水弁φ100　3基、 消火栓　2基、空気弁φ25　1基、排水設備工φ75　2基		
発注者名及　び住　　所	新居浜市水道局 〒792-8585　愛媛県新居浜市一宮町一丁目５番１号		
工　期	自　平成 ○年 ○月 ○日 至　平成 ○年 ○月 ○日	契約日	平成 ○年 ○月 ○日

契　約営業所	区分	名　称	住　所
	元請契約	○○水道	新居浜市○○町○丁目○番○号
	下請契約	同上	同上

健康保険等の加 入 状 況			健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	保険加入の有無		加入	加入	加入
	事　業　所整理記号等	区　分 / 営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約 / ○○水道	1234	1234567	1111-2222222-3
		下請契約 / 同上	同上	同上	同上

発注者の監督員名	○○　○○	権限及び意見申出方法	工事請負契約書のとおり
監督員名(*) (**)	○○　○○	権限及び意見申出方法	下請契約書記載のとおり
現　場代理人名	○○　○○	権限及び意見申出方法	工事請負契約書のとおり
主任(監理)技術者名	専　任 ○　非専任　○○　○○	資格内容	１級土木施工管理技士
専　門技術者名(*)		専　門技術者名(*)	
資格内容(*)		資格内容(*)	
担　当工事内容(*)		担　当工事内容(*)	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　(無)

（記入要領）

1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。

3 専門技術者には、土木･建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができ

4 (*)については、配置しない場合もあるので、必要に応じて記載すること。

5 (**)監督員とは、作成建設業者が一次下請を監督するために配置したものをさす。

<<下請負人に関する事項>>　（記載例）

会社名	△△舗装(株)	代表者名	◎◎　◎◎
住　所 電話番号	〒　792-････ 新居浜市○○町○丁目○番○号 （TEL　0897　－　××　－　××××　）		
工事名称 及 び 工事内容	○○配水管布設替工事 アスファルト舗装復旧工事		

工　期	自　平成 ○年 ○月 ○日 至　平成 ○年 ○月 ○日	契約日	平成 ○年 ○月 ○日	請負代金額	○○○○千円

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	舗装　工事業	知事　特定　第　999999　号	平成 ○年 ○月 ○日
	工事業	第　号	平成　年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入		加入		加入
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		本社	5678	2233445	1111-2222222-4	

現場代理人名(*)	◎◎　◎◎	安全衛生責任者名(*)	◎◎　◎◎
権限及び	下請契約書記載のとおり	安全衛生推進者名(*)	◎◎　◎◎
※主任技術者名	専　任 ○　非専任　◎◎　◎◎	雇用管理責任者名	◎◎　◎◎
資 格 内 容	１級土木施工管理技士	※専門技術者名(*)	
		資 格 内 容(*)	
		担当工事内容(*)	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　（無）	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　（無）

(※主任技術者、専門技術者の記入要領)
1　主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいづれかに○印を付すること。
2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
(1)経験年数による場合
1)大学卒[指定学科]　3年以上の実務経験
2)高校卒[指定学科]　5年以上の実務経験
3)その他　10年以上の実務経験
(2)資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建設業法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

(健康保険等の加入状況の記入要領)
1 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。
下請負人の営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
(外国人建設就労者の従事の状況の記入要領)
1 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

＜施工体制台帳の作成・記載ポイント＞

発注者から直接請け負った建設業者（以下「作成建設業者」）が、公共工事を施行するために下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体制台帳の作成等を遅滞なく行い、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出する。なお、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合、該当する事実に基づいて速やかに作成する。（施工体制台帳及び、施工体系図の提出時に下請けが未契約の場合は「予定」と、契約相手が未定の場合は「検討中」と記載する）

施工体制台帳は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまでの間、現場に備置きする。なお、施工体制台帳の一部は、備置き時期を経過した後に建設業法第40条の３の帳簿の添付資料とする。

① 建設業の許可

作成建設業者の建設業の許可全てについて記載する。下請負人については、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可についてのみ記載する。（許可業種名は略称で可）

② 工事名称及び工事内容

締結した契約書に記載された工事名称、及びその工事の具体的内容を記載する。下請負人に係る工事内容については、施工の分担関係が分かるように記載する。

③ 発注者の監督員名・権限及び意見申出方法

工事の施工に際し、発注者が監督員をおいた場合にその氏名と、権限及び意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載する。

④ 監督員名・権限及び意見申出方法

作成建設業者が下請負人を監督するため、監督員を置いた場合は、その氏名と監督員の権限及び監督員の行為に対する意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載する。請負建設業者が監督員を置かない場合（下請負人との契約書に定めがない場合も含む）は記載不要のこと。

⑤ 現場代理人名・権限及び意見申出方法

作成建設業者及び下請負人が現場代理人を置いた場合は、その氏名と現場代理人の権限及び現場代理人の行為に対する意見の申出方法（添付された契約書に記載されているのであれば、その旨を記載すれば可）を記載する。現場代理人をおかない場合（注文者との契約書に定めがない場合を含む）は記載不要のこと。

⑥ 主任（監理）技術者名

作成建設業者が配置する主任（監理）技術者名を記載し、「専任」「非専任」のいずれか該当する方に〇印をつけること。

⑦ 資格内容

主任（監理）技術者となるための資格を具体的に記載する。

⑧　専門技術者名

作成建設業者及び下請負人が建設業法第26条の2に定める専門技術者を置いた場合は、その氏名を記載する。（専門工事を自ら施工しない場合は、専門技術者を置く必要はないので記載不要）

⑨　下請負人に関する事項

ここでいう下請負人は一次下請だけでなく、二次、三次等のすべての下請負人について記載する。ただし、再下請負通知書（同通知書の添付書類を含む）を添付した場合には一次下請についてのみ記載し、二次下請の記載が省略できる。

⑩　主任技術者名・資格内容

下請負人が配置する主任技術者名を記載し、「専任」「非専任」いずれか該当する方に○印をつけること。資格内容については、主任技術者となるための資格を具体的に記入する。

⑪　安全衛生責任者

労働安全衛生法第16条の規定に基づいて安全衛生責任者を下請負人が置いた場合は、その者の氏名を記載する。（現場の規模により配置しない場合は記載不要）

⑫　安全衛生推進者

労働安全衛生法第12条の2の規定に基づいて安全衛生推進者を下請負人が置いた場合は、その者の氏名を記載する。（当該業者の規模により配置しない場合は記載不要）

⑬　雇用管理責任者

建設労働者の雇用改善等に関する法律第5条の規定に基づいて下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記載する。

＜施工体制台帳の添付書類について＞

①　請負契約書の写し（発注者と元請、元請と一次下請、一次下請と二次下請等）

いずれについても契約書は建設業法第19条各号に掲げる事項が網羅されていること。また、基本契約書を締結した上で注文書・請書を交換している場合は、基本契約書の写し及び請書の写しを、基本契約約款が印刷又は添付された注文書・請書を交換している場合は、印刷又は添付された基本契約約款の写し及び請書の写しを添付する。

②　元請が監理技術者を置かなければならない場合

監理技術者の資格を証する書面（監理技術者資格者証の写し等）及び作成建設業者の雇用を証する書面。（健康保険証の写し、健康保険標準報酬決定通知書の写し、住民特別徴収税額の通知書の写し等）

③　元請が専門技術者を置いた場合

主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に所属する者であることを証する書面。

[施工体制台帳(再下請通知書)様式例：契約課ＨＰ参照]

平成　　年　　月　　日

再　下　請　通　知　書

直近上位
注文者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告下請負業者】
住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称	

会 社 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工　期	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	注文者との 契約日	平成　年　月　日

建設業の 許　可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	第　　号	平成　年　月　日
	工事業	第　　号	平成　年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	区　分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現　場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
主　任 技術者名	専　任 非専任	資格内容	
専　門 技術者名		専　門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担　当 工事内容		担　当 工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有　　無

（記入要領）
1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
3 専門技術者には、土木･建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
4 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
5 同法別表第1の5の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

[施工体制台帳(再下請負人に関する事項)様式例：契約課ＨＰ参照]

<<再下請負人に関する事項>>

会社名		代表者名	
住　所 電話番号	〒 (TEL　　　―　　　―　　　)		
工事名称 及　び 工事内容	○○配水管布設替工事 アスファルト舗装復旧工事		

工　期	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	契約日	平成　年　月　日	請負代金額	

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業 の許可	工事業	第　号	平成　年　月　日
	工事業	第　号	平成　年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名(*)		安全衛生責任者名(*)	
権限及び		安全衛生推進者名(*)	
※主任技術者名	専　任 非専任	雇用管理責任者名	
資　格　内　容		※専門技術者名(*)	
		資　格　内　容(*)	
		担当工事内容(*)	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　　無

(※主任技術者、専門技術者の記入要領)

1　主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいづれかに○印を付すること。

2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
(1)経験年数による場合
1)大学卒[指定学科]　3年以上の実務経験
2)高校卒[指定学科]　5年以上の実務経験
3)その他　10年以上の実務経験
(2)資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建設業法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

(健康保険等の加入状況の記入要領)

1 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

2 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。
下請負人の営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。

3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。

4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。

5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。

(外国人建設就労者の従事の状況の記入要領)

1 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

2 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

＜再下請負通知書の作成・記載ポイント＞

再下請負通知は、建設業法施行規則第１４条の４に規定するところにより作成した書面をもって行う。

① 直近上位注文者名
再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者名（再下請負通知人が二次下請の場合は一次下請を、三次下請の場合は二次下請を指す）を記載する。

② 工事名称及び工事内容
再下請負通知人及び下請負人（再下請負通知人が注文者となった下請契約における請負人）が、それぞれ請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその工事内容を記載する。

③ 建設業の許可
再下請負通知人及び再下請負人が受けている許可の内、それぞれが請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可についてのみ記載する。

④ 監督員名・権限及び意見申出方法
再下請負通知人が再下請負人を監督するため、監督員を置く場合は、その氏名と監督員の権限及び監督員の行為に対する意見の申出方法を記載する。

⑤ 現場代理人名・権限及び意見申出方法
再下請負通知人及び再下請負人が現場代理人を置いた場合は、その氏名と現場代理人の権限及び現場代理人の行為に対する意見の申出方法をそれぞれ記載する。

⑥ 主任技術者
再下請負通知人及び再下請負人が配置する主任技術者名を記載し、「専任、非専任」のいずれか該当する方に○印をつける。また、資格内容については、主任技術者となるための資格を具体的に記入する。

⑦ 専門技術者
再下請負通知人及び再下請負人が専門技術者を置いた場合は、その氏名を記載する。

⑧ 安全衛生責任者・安全衛生推進者・雇用管理責任者
再下請負通知人又は再下請負人が置いた場合は、それぞれの者の氏名を記載する。

＜再下請負通知書の添付書類について＞

① 再下請負通知人が再下請負人（一次下請と二次下請、二次下請と三次下請・・）と締結した下請負契約書の写しを添付する。（公共工事以外については請負代金の額に係る部分が抹消されていても可）

（３）施工体系図について

＜施工体系図の作成ポイント＞

施工体系図は作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成されたもので、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる。なお、「施工体系図」は、下請業者のいる元請業者が必ず開催しなければならない災害防止協議会の組織図としても利用できることから、下請け業者のある現場においては必ず作成すること。建設業法で、規定されている記載事項は以下のとおり。

① 作成特定建設業者の名称
② 作成特定建設業者が請負った建設工事の名称
③ 工期（作成特定建設業者が請負った建設工事における工期）
④ 発注者の商号
⑤ 監理技術者の氏名
⑥ 元請が専門技術者を置いた場合その氏名及びその担当工事内容
⑦ 下請負人（一次、二次、三次・・・）の名称
⑧ 下請負人が請負った建設工事の内容及び工期
⑨ 下請負人が置いた主任技術者の氏名
⑩ 下請負人が専門技術者を置いた場合その者の氏名及びその担当工事内容

＜補足説明＞

建設業法では、施工体系図についての様式の定めがなく、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えないため、一般に使用されている様式は、労働安全等の法令によるものと記載してあります。

[施工体系図様式例：契約課ＨＰ参照]

年　月　日 提出（第　回）

施 工 体 系 図

発 注 者 名	
工 事 名 称	

工期	自　　年　月　日
	至　　年　月　日

元 請 名	
監 督 員 名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会　　長	統括安全衛生責任者

書　　記

副 会 長	

注） 下請会社名上段の（）内に下請負代金額の額を記入し、発注者に提出すること。
（工事現場に掲示する施工体系図については、下請負代金額の記入不要）

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（　　　　）

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事 担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

（4）有資格者一覧表について

［有資格者一覧表書式例 ］

会 社 名	資格名及び合格番号	職　名	氏　名	経験年数
○○水道	一級土木施工管理技士（×××） （監理技術者資格（第×××））	現場代理人	○○○○	年
○○水道	一級管工事施工管理技士（×××） 一級土木施工管理技士（×××） （監理技術者資格（第×××））	主任技術者	○○○○	年
○○水道	水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証	主任技術者	○○○○	年
○○水道	地山の掘削作業主任者	その他資格者	○○○○	年
○○水道	移動式クレーン運転士(吊り上げ荷重5t 以上)	その他資格者	○○○○	年

※ 主任(監理)技術者、専門技術者、作業主任者及び就業制限業務（クレーン運転、玉掛け作業等）に従事する有資格者一覧表を作成する。併せて、水道配管関連の有資格についても記載する。

（5）工事外注計画について

［ ① 下請施工通知が必要な工事外注計画例 ］

種　　類	会社名（主任技術者）	請負金額（予定）
アスファルト舗装工事	△△舗装(株)（○○○○）	○、○○○　千円
アスファルト舗装切断工事	△△建設　　（○○○○）	○○　千円
合　　計		○、○○○　千円

［ ②下請施工通知が不要な工事外注計画例 ］

種　　類	会　社　名	請負金額（予定）
交通誘導員配置	△△保安(株)	○○○　千円
建設機械リース	△△リース	○○　千円
合　　計		○○○　千円

※　特定建設業者、一般建設業者の区別にかかわらず、一括下請負に付することを禁止する。下請契約における請負単価は、施工責任範囲、施工条件・難易度等を反映した合理的なものとする。下請代金の支払いは出来るだけ現金払いとし、手形払いと併用する場合にも、現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払いとする。

４．指定機械　及び　５．主要機械

（１）指定及び主要機械の仕様計画表について

［ 指定･主要機械仕様計画表例 ］

機 械 名	規　　格	台数	使用工種	備　　考
バックホウ	0.1m3	２台	掘削・埋戻工	自社（低騒音・排出ガス対策型）
ダンプトラック	2t	２台	土砂・産廃運搬工	自社（排出ガス対策型）
	4t	１台	土砂・産廃運搬工	自社（排出ガス対策型）
タンパー	60～100kg	２台	埋戻工	自社（排出ガス対策型）
水中ポンプ	20m3/h	３台	既設管連絡工	自社（揚程 10m 以下）
発電機	10KVA	２台	配水管布設工	リース(低騒音型・ガソリン)
振動ローラー	ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型 3～4t	１台	As 舗装復旧工	リース（低騒音･排出ガス対策型）
As ﾌｨﾆｯｼｬｰ	W=2.4～6.0m	１台	埋戻	外注（ホイール型）
As 舗装切断機		１台	As 舗装切断行	外注（汚泥収集含む）

※　主要機械で定期点検を要するものは、記録簿の写しを添付すること。
設計書に運搬費を計上している指定及び主要機械については、搬入計画を立て図面に詳細を記載すること。

（２）配管関係機械･器具使用計画表について

［ 配管関係機械･器具仕様計画表例 ］

機　械　名	規　　格	台数	使用工種	備　　考
鋳鉄管切断機	φ250	１台	既設管連絡	NS 溝切り加工型
NS ジャッキ	NS250、100	各１組	配水管布設	リングジャッキ型
タイジャッキ	D100、75	各１組	既設管連絡	
トルクレンチ	60Nm、100Nm	各１本	配水管布設	
GX 接合器具		各１組	配水管布設	ﾚﾊﾞｰﾎｲｽﾄ・布ﾍﾞﾙﾄ等含む
EF ｺﾝﾄﾛｰﾗ	HPPE 管	１台	配水管布設	

※　主要機械･器具で定期点検を要するものは、記録簿の写しを添付すること。

（3）施工時の主要機械保管場所について

主要機械保管場所・残土仮置場・資材置場所：〇〇町１番１号　（〇〇所有）

［ 主要機械保管場所・残土仮置場・資材置場例 ］

※　施工後、路上、歩道に重機等を保管する事は原則として認ない。

６．主要資材

（１）主要工事材料使用計画表について

［ 主要工事材料使用計画表例 ］

主　要 材料名	規　格	製造業者	予定 数量	品質証明	搬入時期	使用工種
再生 ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC-40		m3	試験成績表		埋戻・ 舗装工
粒調鉱滓	HMS25		m3	試験成績表		舗装工
再生密粒度 ｱｽｺﾝ			m3	試験成績表		舗装工
山　砂			m3	試験成績表		埋戻

※ 工事に使用する指定材料及び主要資材、また品質確認の手法（材料試験方法、品質証明書等）、及び確認（試験成績表の日付チェック等）、材料搬入時期等について記載する。

（２）給配水管布設材料使用計画表について

［ 給配水管布設材料使用計画表例 ］

材料名	規格･寸法	メーカー名	納入業者	数量	単位	搬入時期	備　考

※ ・設計と使用資材が一致しているか、資材搬入時期と工程表が整合しているか把握すること。
・設計図書の材料と対比して同等以上のものを使用すること。
・必ず監督員の承認を得て、未承認材料の使用がないこと。また、手直し工事の指示があった場合にも、使用材料・施工方法の承諾を要すること。
・品質証明資料については完成図書に添付すること。（水道局が承認している給配水管材料については、規格寸法を示すカタログ図面等の添付は省略可）

７． 施工方法

（1）施工順序について

［ 施工順序に基づく作業フロー例 ］

① 管埋設位置及び延長・測点・バルブ設置箇所現場確認
↓
② 仮設工
↓
③ 関連工事（下水道工事・道路工事等）
↓
④ 配水管（DIP(GX 型) φ 250・HPPE φ 100）布設工
↓
⑤ 給水管布設工
↓
⑥ 洗管・水圧試験
↓
⑦ 給水管切替工
↓
⑧ 既設管連絡工
↓
⑨ 仮設撤去工
↓
⑩ 舗装工
↓
⑪ 後片付け
↓
⑫ 完成書類作成
↓
完成検査

※ 該当工種における「主要な工種」ごとの作業フローについて記載する。

（２）施工方法について

［ 施工方法記載例 ］

※　各作業段階における施工上の留意事項及び施工方法について、具体的に記載すること。

①　施工延長・測点・バルブ設置箇所現場確認について

・施工前の設計図書照査により、管布設位置及び延長・測点・バルブ設置箇所等を確認する。

・既設管連絡箇所（仮設管取出し箇所）の配管状況を、水道局資料に基づき事前確認する。

・ＮＴＴケーブル・下水管等地下埋設物を調査し、埋設位置等について確認する。

・施工状況を考慮して、周辺住民の車両進入等に支障がないか調査し、支障がある場合は迂回路、仮設駐車場の必要性の有無について確認する。店舗は作業時間等に制限があるか事前に確認する。工事沿線住民に対し事前の工事情報等を周知する。

②　仮設工事について

・個人敷地内作業をする場合、必ず当家の承諾を受けた後に作業する。

・仮設配管は設計図面に準じて、南水路上に VPφ○○、道路北側に VPφ○○を布設し、仮設管の露出及び埋設位置は、維持管理が良好で安全な場所を選定する。維持管理に必要な防護措置を適切に行う。

・水路使用については管理者である△△土地改良区の同意を得て布設を行う。原則として、水路断面や堰板挿入を阻害しない配管とする。また、Ｌ型側溝等雨水排水施設への配管は、排水阻害とならない配管とする。

・埋設配管部のアスファルト舗装切断による切断汚泥は、産業廃棄物として適正に処分する。軽微な施工であっても、安全対策や産廃処分を適切に実施する。

・測点 No.0から鳥居配管で仮設を取出し、仮設管布設後、洗管・水圧試験（常圧の１.５倍）を行い、水圧保持の確認後、測点Ｎｏ.５及びＮｏ.１０で仮設管連絡を実施する。
メカ継手部材を使用し、最短で通水できるせこうとする。また、木杭等により管端部を固定し、既設管側受口の抜け出しを防止する。

・既設管鋳鉄管の切断は、内面粉体部を損傷しないようは専用切断機（キールカッター）で切断した後に、管口処理用防蝕キャップを設置する。また、断水時間の短縮を図るため、切断機を複数台準備する。

・仮設消火栓は使用に際して破損することの無いように防護し、消防署へ届け出る。

・仮設管露出部の気温の影響を抑えるため、監督員との協議により排水による適切な維持管理を行う。

・仮設終了後、仮設実施施工図を監督員に提出する。また、スリースバルブ等のハンドル部を第３者に操作されないよう管理する。

③　下水道工事（道路工事等）関連工事について

・仮設工事完了後は○○工事業者（○○建設・現場代理人○○氏）に仮設管布設状況を説明し、現場を引き渡す。なお、○○工事中は、１日１回現場を巡回し、仮設管等の状態を確認し、週１回、書面にて監督員に報告する。引き渡し後も、○○工事業者とは綿密に連絡を取り合い、仮設管破損の回避に努める。

※　配管・接合に係る要領書は必ず抜粋して記述するか、写しを添付すること。

④　配水管（ＤＩＰ(ＧＸ型)φ○○○・ＨＰＰＥφ○○○）布設工事について

・原則として朝８時３０分から工事を開始し、夕方５時までに埋戻・後片付けまでを完了する。

・重機操作時は必要に応じて誘導員を配置し、作業員・通行人等に事故がないよう慎重に行う。

・掘削土の埋戻し利用外の残土は資材置き場（○○町 1-1）に仮置きし、○○処分地へ搬出する。また、ＡＳ殻、Ｃｏ殻についても資材置き場に仮置きし、○○産廃処理場へ搬出する。

・使用資材を材資材置き場に搬入する。

・配水管布設については、**「配水管設計施工関係編－第２章配水管の布設」**に従って施工する。

・ＤＩＰ(ＧＸ型)φ○○○の配管、接合については、日水協小口径管講習会登録証所有者（または、日本ダクタイル鉄管協会耐小受講証所有者）○○が主導して施工する。ＧＸ型接合には接合器具（レバーホイスト・布ベルト含む）を使用し、**接合要領書**（日本ダクタイル鉄管協会発行）に従い施工する。また、すべての接合部分については、チェックシート（日本ダクタイル鋳鉄管協会発行）にて管理する。

・鋳鉄管切断はキールカッターを使用する。また、挿し口に所定の位置にマーキングし、切り口に切管鉄部用塗料を塗布する。

・継輪、ドレッサージョイント等メカニカル継手のボルトはラチェットレンチにて締め付け、増し締めを配管担当者○○がトルクレンチで所定トルクまで締め込む。

・ＨＰＰＥφ○○○の配管、接合（サドル分水栓含む）については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会水道配水用ポリエチレン管・継手・施工技術講習会受講証所有者○○が主導して施工する。融着接合にはＥＦコントローラーを使用し、**接合要領書**（配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行）に従い施工する。また、すべての接合部分について、チェックシート（配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行）にて管理する。

⑤　給水管布設工事について

・給水管布設については、**「給水装置工事関係編－第３章給水装置の構造及び材質、及び配水管設計施工関係編－第２章配水管の布設」**に従い施工する。

・道路内で既設給水管に接続する場合、既設止水栓まで水圧試験（１.０MPa）を行い、漏水が無い事を確認して接続する。併せて、サドル分水栓へのポリシート施工は十分たるませる。

⑥　洗管･水圧試験について

・洗管は、測点Ｎｏ.０で配水管内にアクアスワブ ・アクアデュラフォームを下流に向けて挿入し、配管終了後鳥居配管部より洗管を行うが、掘削断面内に直接排水しないよう仮設排水管により行う。

・水圧試験は洗管終了後、給水管等で空気抜きを行い、洗管到達末端部分にメカ栓を設置し、監督員立会の元で、水圧１.０MPa まで加圧し１０分間保持の試験を行う。

⑦　給水管切替工事について

・給水管の仮設管から新規布設管への切替については、給水当家に切替時間等について了解を

得てから施工し、工事完了後必ず当家の了承を確認する。
・給水管切り替え後、メーター周りでネジ緩み等の漏水がないか確認する。

⑧　既設管連絡工事について
・断水区域内の店舗と調整を行い、断水日程を決定する。その後、監督員に指示承諾書で断水日程等の承認を得た後、文書で断水家屋に周知する。
・断水時間の短縮が図られる施工手順となるように人員配置する。
・既設管連絡については断水後、連絡箇所から既設管側の受口位置を確認し、二次側の抜止め等の防護措置を講じる。
・地山法面の崩壊等の安全対策として軽量鋼矢板を使用する。

⑨　仮設撤去工
・埋設している仮設管ＶＰφ○○○、φ○○は掘削して撤去する。
・水路壁を削孔した部分は、モルタルにて復旧する。

⑩　舗装工
・路盤状態で道路開放する場合、ボックスに段差をアスファルト合材等ですり合わせる。
・表層工施工時は、ボックスの高さ及び方向を調整し施工する。

⑪　後片付け
・工事看板、カラーコーン等現場に置き忘れのないよう撤去する。
・資材置き場、水路等の清掃を行う。

⑫　完成書類作成
・工事日誌、写真、出来形資料等の整理を行い、工事完成後、速やかに完成図書を提出する。

⑬　その他
・１日の作業時間が延長する場合、事前に監督員に連絡し、影響を及ぼす周辺住民に早急に周知する。
・工程の都合上、休日及び夜間作業を行う場合は、早い段階で監督員に指示承諾書により連絡し、承認を得る。特に夜間工事実施の際は、付近住民への周知を徹底する。
・工事現場周辺の工事看板や通行規制案内表示板等は適切に配置する。なお、通行規制を行わない期間については、当該看板の撤去若しくは解除表記を行う。
・工事（特に給水引き込み工事など）における当該家屋への影響を考慮し、着工前の家屋施設等の写真を撮影する。

８．施工管理計画

（１）工程管理について

① 工事日誌を毎日作成し、実施作業量、管布設進捗率を把握する。

② 計画工程表により工程を管理する。

（２）品質管理について

① 水道管材料は、全て水道局承認品（日水協規格品、構造材質基準適合等）で、製造業者の「受検証明書」により品質確認とする。また、資材置き場での保管状況、監督員による材料検収の写真を撮影する。

② ボルトの締め付けは必要なトルクで適切に施工するよう、継手毎に有資格者で指示・確認を行い、チェックシート（別途参考様式）に記載し、品質確認とする。

［ ボルト締め付けトルク一覧 ］

	管径(mm)	ボルト呼び径	トルク(N･m)
K･NS形 メカニカル	φ75	M16	60
	φ100～600	M20	100
RFフランジ	φ75～200	M16	60
	φ250～300	M20	90
GFフランジ	φ75～	M16～M48	60
特殊押輪 押しボルト	－	M20	100
		M22	120
		M24	140
G-Link	－	－	100

③ ダクタイル鋳鉄管 GX 形継手接合は、継手毎に有資格者で指示・確認を行い、「直管・P-Link」、「異形管・G-Link」、「継輪」の種別チェックシート（別途参考様式）に記載し、品質確認とする。

④ 水道配水用ポリエチレン管 EF 接合は 、施工箇所毎に有資格者で指示・確認を行い、種別チェックシート（別途参考様式）に記載し、品質確認とする。なお、雨天時や湧水に対して適切に対処する。併せてＥＦコントローラ・専用工具について、日常点検及び、定期点検を行う。

⑤ 水圧試験は洗管後（不断水割丁字管設置時含む）管内を充水し加圧ポンプにて 1.0MPa まで加圧し、監督員立会の上、10 分間保持し、水圧試験の状況が確認できる写真を撮影する。

⑥　埋戻転圧工は所定の埋戻土で20cm毎にタンパ等により入念に転圧する。
砂巻工は、水道管やサドル分水栓等の付属物を防護するよう所定の厚みで入念に施工し、ポール･スタッフ等による検尺確認ができるように写真を撮影する。

⑦　ポリスリーブ及びサドル分水栓ポリシート施工は、ポリエチレンスリーブ施工要領に基づき、ポリエチレンスリーブ（ポリシート）と管・異形管、及びサドル分水栓の間隙に新たな地下水が浸入しないよう、確実に密着及び固定することが確認できる工事の写真を撮影する。

⑧　保護砂の規格試験は、製造業者の「試験成績表」により、品質確認とする。

⑨　舗装復旧における品質管理基準は、各道路管理者基準に基づき実施する。
合材到着及び敷均し時の温度管理、路盤密度試験、アスファルト乳剤散布量試験、コア抜き取り検査等を実施し、写真撮影する。

＜チェックシート参考様式＞

１．［　ＧＸ形継手（直管･Ｐ-Ｌｉｎｋ）：ＪＤＰＡ　］

２．［　ＧＸ形継手（異形管･Ｇ-Ｌｉｎｋ）：ＪＤＰＡ　］

３．［　ＧＸ形継手（継輪）：ＪＤＰＡ　］

４．［　ＮＳ形継手（管口φ３００～φ４５０）：ＪＤＰＡ　］

５．［　ＮＳ形継手（継輪φ７５～φ４５０）：ＪＤＰＡ　］

６．［　Ｋ形継手等ボルト・押しボルト：ＪＤＰＡ　］

７．［ＥＦソケット接合：ＰＯＬＩＴＥＣ　］

８．［ＥＦサドル接合：ＰＯＬＩＴＥＣ　］

９．［ＥＦコントローラー点検：ＰＯＬＩＴＥＣ　］

1．［ＧＸ形継手（直管·Ｐ-Ｌｉｎｋ）：ＪＤＰＡ］

GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)

平成　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者（　　　　　　　　　　）

配管主任	指導員	担当

1 直管

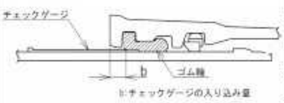

b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲(mm)
75	8～18
100	8～18
150	11～21
200	11～21
250	11～21
300	14～24
400	14～25

2

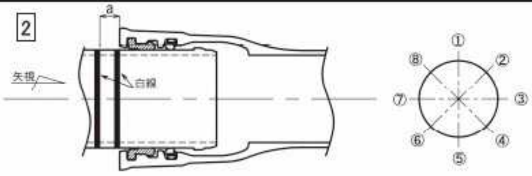

3 P-Link　締め付けトルク：100N·m

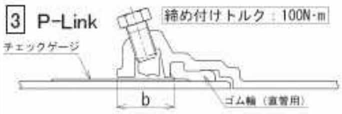

b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲(mm)
75	54～63
100	57～66
150	57～66
200	63～72
250	63～72
300	70～80

締め付けトルク：100N·m

4

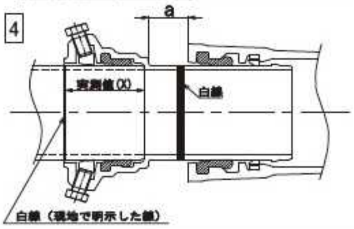

5

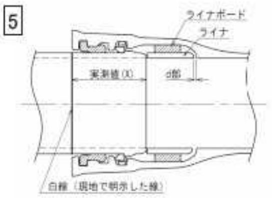

管　No.							
管の種類							
略図／ライナ							

項目								参照
継　手　No.								—
挿し口突部の有無								—
清　　　掃								—
滑　　　剤								—
挿し口の挿入量の明示								4 5
受口溝(ロックリング)の確認								—
爪、押しボルトの確認(P-Link)								—
受口端面～ゴム輪間隔(b)※1	全周チェック							1 3
	①							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
	⑧							
受口端面～白線間隔(a)	①							2 4
	③							
	⑤							
	⑦							
押しボルト	本数							4
	トルク(N·m)							
ライナの位置確認(d部)※2								5
マーキング(白線)位置の確認※3								
判　　定								—
備　　考								

判定基準　：※1　受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。
※2　ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。
※3　接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

2．［ＧＸ形継手（異形管･G-Ｌｉｎｋ）：ＪＤＰＡ］

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

平成　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者（　　　　　　　　　　）

	配管主任	指導員	担当

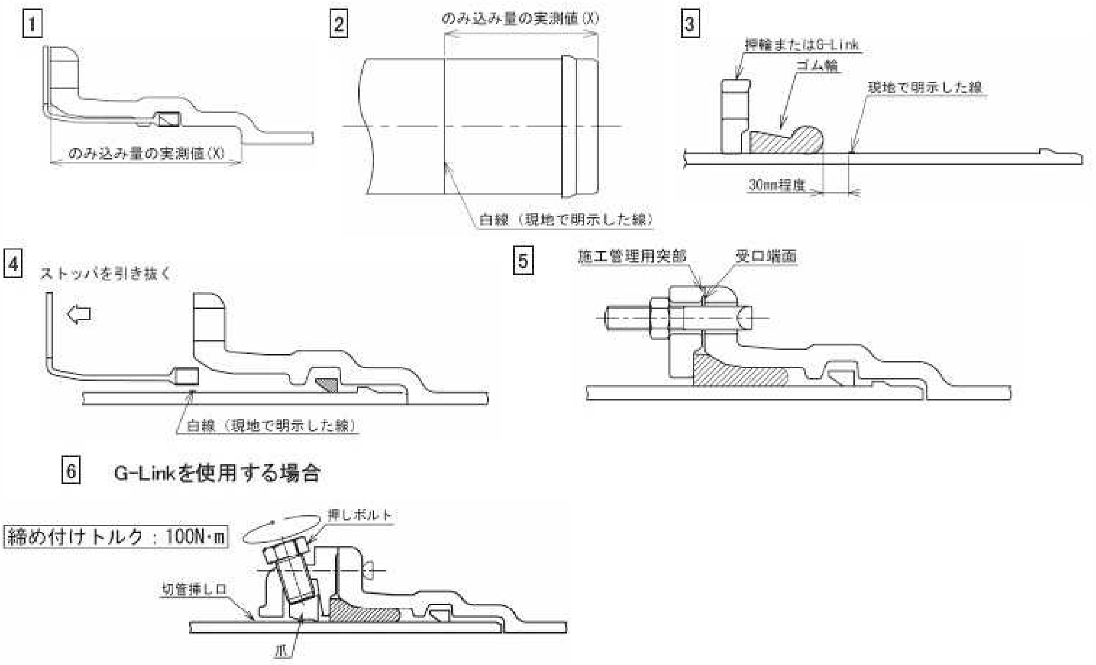

管　No.							
管の種類							
略　図							

継　手　No.								—
挿し口突部の有無注)								—
清　　掃								—
滑　　剤								—
挿し口の挿入量の明示								1 2
爪、押ボルトの確認(G-Link)								
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認								3
ストッパ、ロックリングの確認								4
T頭ボルト	本数							5
受口端面～施工管理用突部の隙間　※1	箇所数							5
	隙間ゲージ確認							
押しボルト	本数							6
	トルク確認							
判　　定								—
備　　考								

判定基準　　※1　受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。
注）挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

3．［ＧＸ形継手（継輪）：ＪＤＰＡ］

GX形継手 継ぎ輪チェックシート

平成　　年　　月　　日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者（　　　　　　　　　　）

	配管主任	指導員	担当

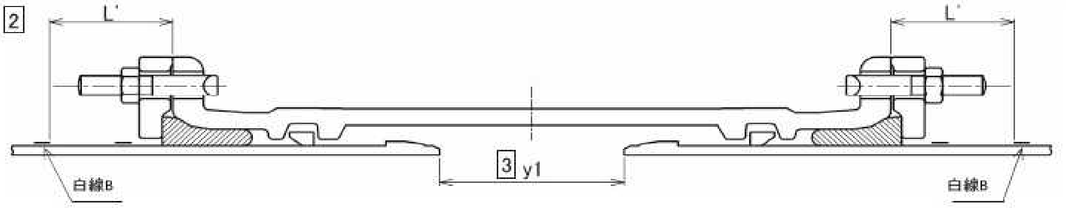

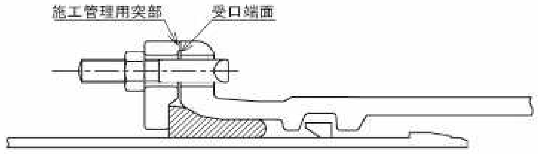

5 G-Linkを使用する場合

締め付けトルク：100N･m

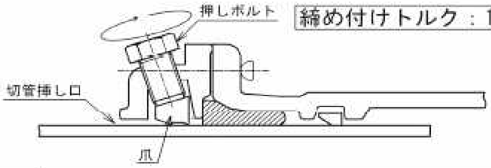

管　No.				
管の種類				
略　図				
継　手　No.				—
挿し口突部の有無注1)				—
清　掃				—
滑　剤				—
挿し口の挿入量の明示				1
ゴム輪、押輪またはG-LINKの確認				—
爪、押ボルトの確認(G-Link)				—
ストッパ、ロックリングの確認				—
受口端面～白線の間隔（L'）注2)	上			2
	右			
	下			
	左			
両挿し口端の間隔（y1）注2)	上			3
	右			
	下			
	左			
T頭ボルト	本数			4
受口端面～施工管理用突部の隙間　※	箇所数			4
	隙間ゲージ確認			
押しボルト	本数			5
	トルク確認			
判　定				
備　考				

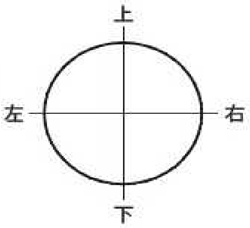

単位mm

呼び径	ℓ1
75	240
100	245
150	265
200	275
250	275
300	305
400	320

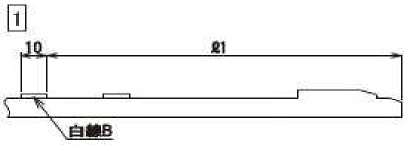

（ｉ）一方から順次配管していく場合

単位mm

呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
400	150

（ｉｉ）せめ配管の場合

単位mm

呼び径	y1
75	190
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
400	300

判定基準　※　受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。
注1)　挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。
注2)　一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

4.［ＮＳ形継手（管口φ３００～φ４５０）：ＪＤＰＡ］

NS形継手チェックシート(φ300～φ450)

平成　　年　　月　　日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工

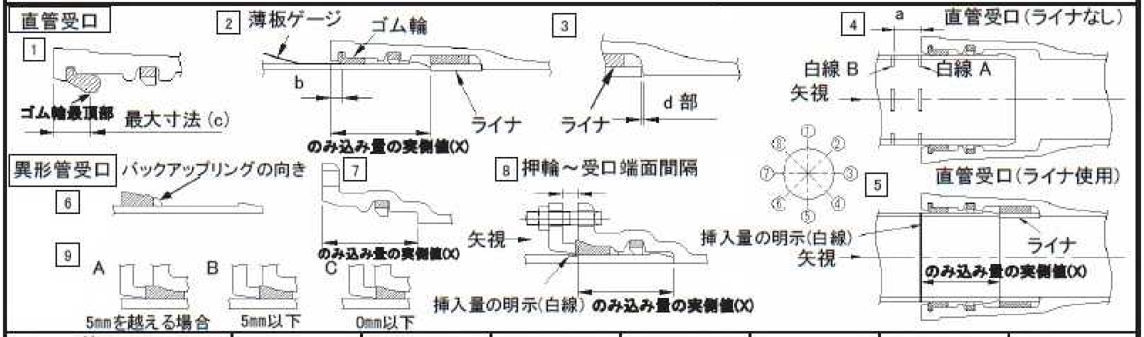

管　No.							
管の種類							
略図／ライナ							

継　手　No.								
清　掃								—
ﾛｯｸﾘﾝｸﾞ・ﾛｯｸﾘﾝｸﾞ心出し用ｺﾞﾑの確認								—
ライナ位置の確認(d部)※1								3
挿し口の挿入量の明示(白線)								5 8
受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)								1
滑　剤								—
明示した白線位置の確認※2								5 8
薄板ゲージの入り込み量(b)(ゴム輪の位置確認)	全周チェック							2
	①							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
	⑧							
受口端面～白線B間隔(a)	①							4
	③							
	⑤							
	⑦							
バックアップリングの向き※3								6
ボルト・ナット	数							—
	トルク(N・m)							—
押輪～受口端面間隔※4	①							8
	③							
	⑤							
	⑦							
ゴム輪の出入り状態※5	①							9
	③							
	⑤							
	⑦							
判　定								—

判定基準　受口端面～ゴム輪間隔(b)＜受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(C)
※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。
※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
※3 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。
※4 押輪～受口端面間隔：最大値－最小値≦5mm(同一円周上)。
※5 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

５．［ ＮＳ形継手（継輪φ７５～φ４５０）：ＪＤＰＡ ］

NS形継ぎ輪チェックシート(φ75～φ450)

平成　　年　　月　　日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工

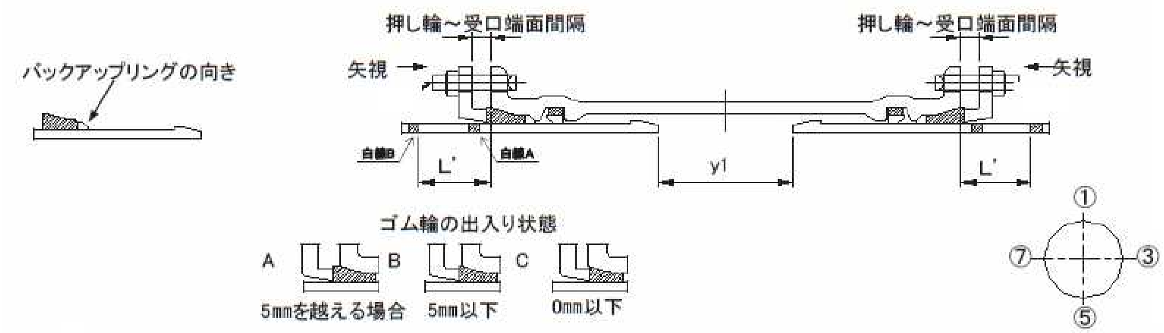

管　No				
管の種類				
略図				
継手No				

項目				判定基準
清　　掃				―
受口溝(ロックリング)の確認				―
バックアップリングの向き※1				1
両挿し口端の間隔(y1)※2	①			2
	③			
	⑤			
	⑦			
受口端面～白線Bの間隔（L'）※3	①			2
	③			
	⑤			
	⑦			
滑　　剤				―
ボルト・ナット	数			―
	トルク(N・m)			―
押輪～受口端面間隔※4	①			2
	③			
	⑤			
	⑦			
ゴム輪の出入り状況※5	①			3
	③			
	⑤			
	⑦			
判　　定				―

備考

1．白線表示の位置

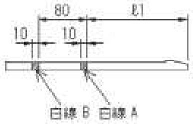

単位mm

呼び径	ℓ1
75	165
100	170
150	195
200	195
250	195
300	230
350	240
400	240
450	245

2．両挿し口端の間隔（y1）

単位mm

呼び径	y1
75、100	220
150～250	250
300～450	300

3．挿し口白線Bと受口端面の間隔（L'）

単位mm

呼び径	75	100	150～250	300	350、400	450
L'	80	85	100	150	160	165

判定基準　※1 バックアップリングの向き ：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。
※2 せめ配管する場合に記入すること。
※3 一方から順次配管する場合に記入すること。
※4 押輪～受口間隔 ：最大値-最小値≦5mm(同一円周上)
※5 ゴム輪の出入り状況 ：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

6．［ Ｋ形継手等ボルト・押しボルト：ＪＤＰＡ ］

K形継手等ボルト･押しボルトチェックシート

平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

工　事　名	
呼び径・管種	
継手施工者	
継手確認者	

配水担当	工務担当

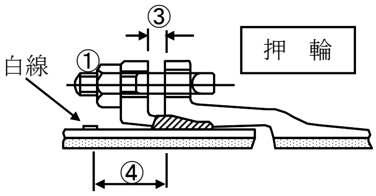

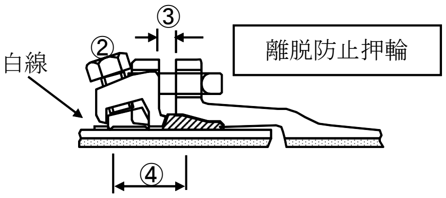

※挿し口側の白線と受口端面が合う位置まで挿入

⑤ ゴム輪の出入状態　A 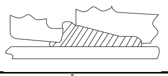　B 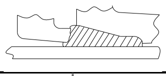　C 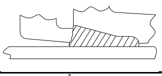

管 No. 及 び 形 状								
略　図								
施　工　日								
継　手　No.								
清　掃								
滑　材								
① ボ ル ト	数							
	トルク(N/m)							
② 押ボルト	数							
	トルク(N/m)							
③ 押輪 ～ 受口端面間隔	2							
	4							
	6							
	8							
④ 受口端面 ～ 白線の間隔	2							
	4							
	6							
	8							
⑤ ゴム輪の出入状態	2							
	4							
	6							
	8							
総合判定(継手確認者)								
備　考								

判定基準　③：最大値－最小値≦ 5㎜（同一円周上）

④：呼び径 75～250㎜A≦95㎜　呼び径300～600㎜A≦107㎜

⑤：同一円周上でA,CまたはA,B,Cが同時に存在しないこと。

７．［ＥＦソケット接合：ＰＯＬＩＴＥＣ ］

ＥＦ接合チェックシート	
工事名：	
呼び径　　　　　　　　　mm	施工ヶ所：
発電機の仕様：	ｺﾝﾄﾛｰﾗの仕様：
正常作動確認：	正常作動確認：

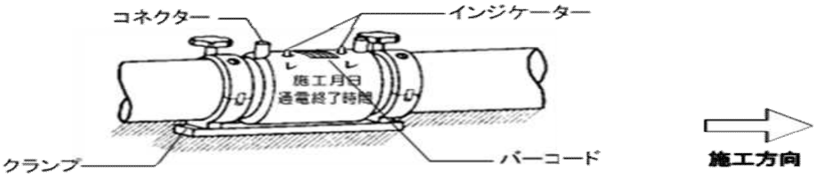

継　手 No.									
略　図									
天候									
陸継ぎの有無									
曲げ施工の有無									
湧水の有無									
管の点検・清掃									
スクレープ									
エタノール(ｱｾﾄﾝ)清掃									
標線の確認									
通電終了時刻									
インジケータの確認									
クランプ取り外し時刻									
埋戻し開始時刻									
接合総合判定									

備考：

施工年月日	施工会社名	配管工氏名	責任者氏名
平成　　年　　月　　日			

８．［ＥＦサドル接合：ＰＯＬＩＴＥＣ ］

ＥＦ接合チェックシート	
工事名：	
呼び径　　　　　　mm	施工ヶ所：
発電機の仕様：	ｺﾝﾄﾛｰﾗの仕様：
正常作動確認：	正常作動確認：

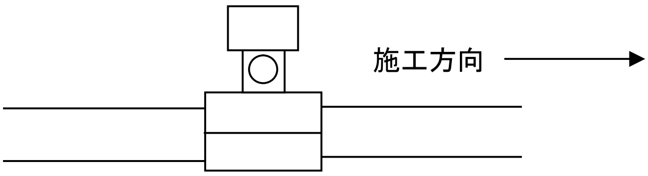

継　手 No.									
略　図									
天候									
陸継ぎの有無									
湧水の有無									
管の点検・清掃									
スクレープ									
エタノール(ｱｾﾄﾝ)清掃									
標線の確認									
通電終了時刻									
インジケータの確認									
クランプ取り外し時刻									
埋戻し開始時刻									
接合総合判定									

備考：			
施工年月日	施工会社名	配管工氏名	責任者氏名
平成　　年　　月　　日			

９．［ＥＦコントローラー点検：ＰＯＬＩＴＥＣ ］

〔水道配水用ポリエチレン管用EFコントローラ・専用工具　日常点検チェックシート〕

点検日時　　　年　　月　　日　　時　　　　　　　　　　　点検者名

	確認項目	確認内容	確認結果	
EFコントローラ	外観確認	コントローラ本体に破損・損傷がないか確認して下さい	□良好	□異常
		電源・出力ケーブルに破損・損傷がないか確認して下さい	□良好	□異常
	付属品	付属品は揃っていますか	マルチアダプター2個1組　□4.0mm用　□4.7mm用 □バーコードリーダー □電源変換アダプターケーブル（JWEF200N/200N-2）	
	機能確認	出力コネクターとマルチアダプターの差込具合は良好ですか	□良好	□異常
		マルチアダプターに異物が混入していませんか	□良好	□異常
		マルチアダプターの電極端子が変形していませんか	□良好	□異常
		マルチアダプターの電極端子の保持力は充分ですか	□良好	□異常
		電動ファンは作動していますか	□良好	□異常
		バーコードリーダーは発光していますか	□良好	□異常
		液晶画面は正常に表示されていますか		
		※日時・時刻は正しく表示されていますか	□良好	□異常
		※外気温は表示されていますか	□良好	□異常
		※入力電圧が表示されていますか	□良好	□異常
		漏電ブレーカの動作確認をして下さい	□良好	□異常
専用工具類	工具	確認内容	確認結果	
	クランプ	各部に破損や汚れはありませんか	□良好	□異常
		各部（可動部、締付け部）の作動具合は良好ですか	□良好	□異常
	スクレーパ	各部に破損や汚れはありませんか	□良好	□異常
		各部（可動部、締付け部）の作動具合は良好ですか	□良好	□異常
		切削具合は良好ですか（刃部の調整または刃の交換の要否確認）	□良好	□異常
	カッター	刃の破損や曲がりはありませんか	□良好	□異常
		切断具合は良好ですか（刃の交換の要否確認）	□良好	□異常
	延長コード	破損や汚れはありませんか	□良好	□異常
		通電チェックをして下さい	□良好	□異常

（３）出来形管理について

出来形は出来形管理基準に基づき、設計値と実測値（出来形値）を対比して出来形管理図表を作成し管理する。

① 測定等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施する。

② 測定等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出する。

③ 各実測（計測）値は、すべて規格値内となるように監理する。

④ 自社管理基準（設定した場合）の数値は管理基準値と併記し明確にする。

⑤ 工事概要の工事内容書に記載された施工延長や施工数量、産業廃棄物処理量、舗装面積など規格値を設けていない工種等については、出来高数量と設計数量との対比を行う。

［ 出来形管理基準例 ］

	工　種	測定項目	規格値(mm)	測定基準
管布設工	管布設土工	掘削幅：B	−50	測点毎
		掘削深さ：H	−30	
	管布設工	土被り：h	−30～+50	
	標識テープ工	深さ：h'	±50	
		中心ずれ：α	±100	
	砂巻工（土木基礎工一般事項参照）	幅	設計値以上	
		厚さ	−30	
	管継手工	（チェックシートで管理）		全箇所
	ボックス類設置	基準高さ：H	−0～+15	
舗装工	路床工	路床高さ：H	+40	40m毎に1箇所
	下層路盤工	厚さ：t	−45(個々の測定)	80m毎に1箇所
			−15(10個の平均)	
	上層路盤工	厚さ：t	−30(個々の測定)	80m毎に1箇所
			−10(10個の平均)	
	アスファルト表層	厚さ：t	−9(個々の測定)	コア抜き300m2毎に1箇所
			−3(10個の平均)	
		幅：B	−25	40m毎に1箇所
	区画線工	厚さ：t、幅：B	設計値以上	各線種毎に1箇所

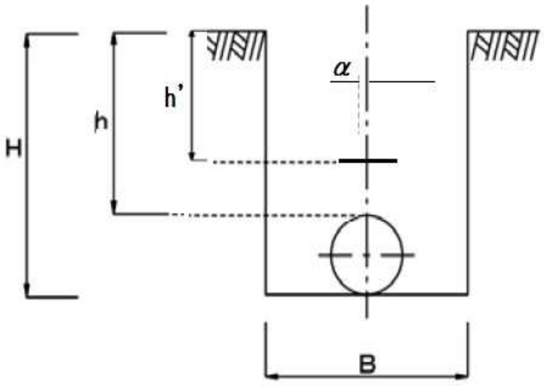

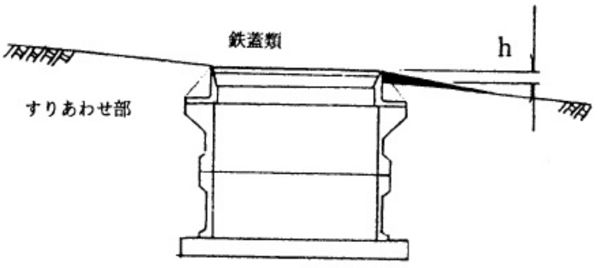

（4）写真管理について

[写真管理基準例]

区 分	工種・種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
工 程	着 手 前	全景又は代表部分景	着手前	着手前1回	
	完 成	全景又は代表部分景	完 成	完成後1回	
品質管理	使用材料	保管状況・形状寸法	使用前	各品目1回	
		材料検査実施状況	検査時		
	管布設工	接合工(接合確認)	施工中	実施箇所毎	
		ポリスリーブ工			
		洗管・水圧試験			
		不断水・ABS工			
	舗装復旧工	合材温度測定(到着)	到着後	搬入毎各1回	
		合材温度測定(敷均)	敷均後	敷均後各1回	
		コア測定(厚み・外観)	抜取後	全抜取箇所	
		路盤密度試験	転圧後	全実施箇所	
		乳剤散布密度試験	実施中		
施工状況 及 び 出来形管理	仮 設 工	仮設配管状況	施工中	各○回	
		仮設取出・連絡工		実施箇所毎	
		洗管・水圧試験			
	管布設工	掘削工(深さ・幅)		測点毎	
		床均し工			
		砂床・砂巻工(厚み)			
		埋戻工(転圧厚・回数)			
		管布設・表示テープ工			
		既設管連絡工		実施箇所毎	
		管切断工(管口処理)			
		構造物交差工(離隔)			
		制水弁・排水設備工			
		消火栓・空気弁設置工			
	給水管切替工	掘削・砂巻・埋戻工			
		サドル分水栓工(穿孔)			
		メタルスリーブ・ポリシート工			
		管布設・接合工			
		止水栓・メータボックス設置工			
	舗 装 工	舗装切断工(汚泥処理含)		各○回	
		既設舗装版剥取工			
		路盤敷均(厚み)・転圧工			
		乳剤散布工			
		表層敷均・転圧工			
安全管理	安全管理	各種標識類設置状況	設置後		
		各種保安施設設置状況			
		監視員・誘導員配置状況	配置後	配置毎1回	
		安全訓練・安全教育	実施中	実施毎1回	
		新規入場者教育			
その他	積載超過運転 防止対策	主要資材の積載状況	搬入時	各種毎1回	
		土砂の積載状況	施工中		
	産業廃棄物 処理関係	産業廃棄物処分状況	搬出時		
		産業廃棄物運搬状況			

＜工事写真の撮影ポイント＞

① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により、不適切な場合は、監督職員の指示により、追加等しなければならない。

② 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影すること。

③ 撮影箇所がわかりにくい場合、写真に見取図等を工事写真帳等に添付しなければならない。

④ 電子媒体による写真は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。
（参考例：有効画素数 100～300 万画素、プリンターはフルカラー700dpi 以上、インク・用紙等はカラー写真専用のもの、データ提出メディアは CD-ROM 等とする）

⑤ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員の指示により、類似工種を準用すること。

⑥ 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

（５）立会確認について

監督員の立会確認を要するもの（材料検収、不断水分岐、ABS 工、洗管（仮設洗管）、水圧試験、既設連絡（仮設連絡）に伴う断水工事等）は、実施内容・時期について事前に確認・立会願により監員の了承を得る。

（６）品質証明書について

① 社内検査制度による品質証明書（義務付けではなく、実施する場合のみ）
品質証明書は「社内検査制度」に基づき作成する。なお、社内検査員は、当該工事に従事していない技術者である○○○○とする。

② 社内検査状況資料として、社内検査状況写真、その他必要とされる書類を添付する。

9．安全管理

（1）工事安全管理対策について

［ 安全管理組織例 ］

安全委員長（氏名）○○ ○○ ― 安全衛生推進者（氏名）○○ ○○ ― 作業管理者（氏名）○○ ○○ ― 作　業　員

事務局安全委員	（氏名）○○ ○○
土木安全委員	（氏名）○○ ○○
車両安全運行責任者	（氏名）○○ ○○
安全巡視員	（氏名）○○ ○○

(注) 安全衛生推進者：安全管理者と衛生管理者に該当する業務を行なう有資格者。日雇労働者，パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて，常態として使用する労働者の数が9人以下の場合、選任の必要はない。

（2）安全管理活動について

［ 安全管理活動例 ］

実施項目	場　所	参加予定者	内　　　容	頻　　度
KY 活動	現　場	現場作業従事者	当日の作業手順・危険予知・安全作業確認	毎日（作業前）
安全教育及び訓練	事務所	現場作業従事者	（4）安全訓練に関する計画書参照	毎月１回（半日）
安全巡視	現　場	安全巡視員	現場内及び周辺の安全確保	毎日（夕方）

（3）第３者施設安全対策について

［ 第３者施設安全対策例 ］

①-1　近接家屋で汚損するおそれのあるブロック等に対する対策

「シートで覆い養生する。また、強風時シートが煽られないように端部は○○で固定する。」

①-2　近接家屋で接触破損の恐れがある建物に対する対策

「重機が障害物(第三者施設)に接近する時は専任の誘導員を配置する。また、この時、重機のオペレーターは誘導員の合図に従って機械を操作する。」

②　ＮＴＴ埋設ケーブルに対する対策

「事前に管理者へ埋設位置等の調査を行い、掘削工事は必ず管理担当者立会の上、担当者の指示に基づき施工する。」

③　電気等架空線に対する対策

「事前に管理者と協議を行い、近接工事の際に架空線に接触しないよう見張り員を配置する。この時、重機のオペレーターは誘導員の合図に従って機械を操作する。」

④　排水管等に対する対策

「事前の現地調査の実施により排水管等の位置を確認し、近接工事となる場合、人力掘削で管の確認を行う。万が一破損した場合、流れの阻害が起こらないよう修繕する。」

⑤　ＪＲ軌道の近接保安対策

「事前にＪＲ保線区と協議し、列車の通行状況を把握し、工事現場の防護設備・要注意箇所の施工方法、見張り員の配置等を決定し、必要に応じて具体化する等常時列車に注意しながら施工する。」

（４）安全訓練に関する計画について

［ 安全訓練実施計画書例：契約課HP参照 ］

安全訓練に関する実施計画書

安　全　訓　練　の　計　画	
実施時期	実施内容
10 月	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育・本工事内容等の周知徹底 「労働安全衛生規則」「土木工事安全施工技術指針」等の規定・法令についての把握・理解
11 月	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育・訓練等として必要な事項
12 月	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育・訓練等として必要な事項 年末年始休暇時の安全確認（通行の確保・バリケード保安施設の点検・飛散防止・立入禁止の処置）
1 月	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育・訓練等として必要な事項 整理、後片付け（周辺環境の整備・バリケード等の固定）

※　①　施工計画書に添付する場合は、「実施時期」の欄以下とすること。

②　研修を行う諸規定・法令の関係項目を具体的に記載すること。

③　現場に即した安全・訓練等については、下記項目から実施内容を選択し実施すること。

ⅰ　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

ⅱ　本工事内容等の周知徹底

ⅲ　土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

ⅳ　本工事における災害対策訓練

ⅴ　本工事現場で予想される事故対策

ⅵ　その他、安全・訓練等として必要な事項

安全訓練に関する実施計画に基づき行った安全訓練について、監督員に実施内容を報告すること。

[安全訓練実施報告書様式：契約課HP参照]

安全訓練に関する実施報告書

工事番号	路線河川名
工事名	契約工期　自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
施工箇所	
工事概要	
請負工事費	請負者氏名　㊞
安全訓練の内容（具体的な内容）	
出席者（氏名）	
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞
㊞	㊞

１０．緊急時の体制及び対応

（１）災害対策組織表について

気象庁の雨に関する「警報」発令時は、配備体制に着く。状況によっては、「注意報」でもパトロールを実施する。なお、地震の場合は、「震度３以上」で配備体制に着く。

［ 災害対策組織例 ］

災害対策部長	災害対策副部長	情報連絡係	対策係
（氏名）○○○○	（氏名）○○○○	（氏名）○○○○	（氏名）○○○○
(TEL)××－××××	(TEL)××－××××	(TEL)××－××××	(TEL)××－××××

（２）連絡系統図について

［ 連絡系統図例 ］

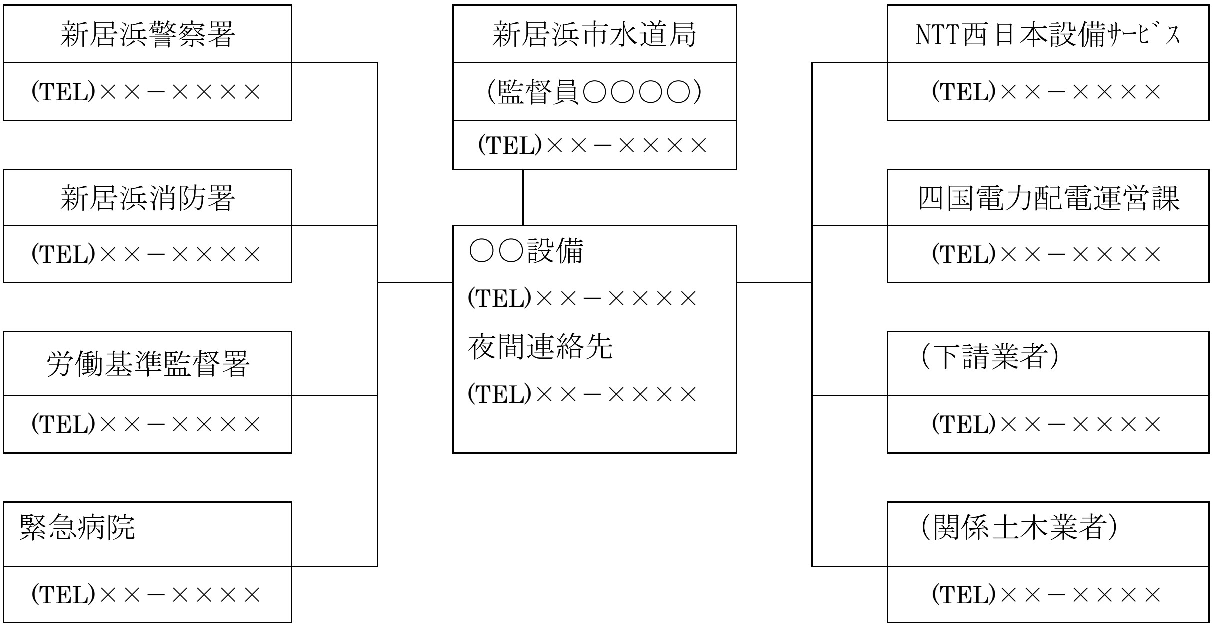

夜　間・休　日　連　絡　先				
職　務	氏　名	住　　所	電話番号	携帯電話
現場代理人	○○○○		××－××××	×××－×××－××××
主任技術者	○○○○		××－××××	×××－×××－××××
(監理技術者)				

（３）災害発生時に必要な資材の保管場所について

① 保管場所住所　　　：○○町１－１　現場までの所用時間15分

② 管理者名及び連絡先：○○設備　○○○○　(TEL)××－××××

③ 具体的な資材の量　：土のう(100体)、シート(20枚)、バリケード(30組)等

１１．交通管理

（１）交通安全対策について

① 工事前に、工事予告看板等を設置する。

② 工事期間中、工事車輌出入口部には看板を設置し、必要のある時は交通誘導員を配置する。。

③ バリケード等を設置し、工事現場内への第三者の進入を防止する。

④ 交通に関わる安全施設等は常時点検を実施する。

⑤ 通学路区間の登下校時には特に注意を払い､学童の安全を図る。

⑥ 工事による道路規制は所轄警察署の道路使用許可書の指示を遵守する。

（２）保安施設等について

① 工事中は原則として一般車両片側交互通行規制とする。片側交互通行については交通誘導員、看板安全施設等を配置し、一般車両、歩行者の安全を確保する。

［ 保安施設・交通誘導員配置図例 ］（第２章１－（２）参照）

② 通行止め等の規制看板には期間及び時間帯を必ず明記し、規制解除の際は、看板を撤去するか、もしくは、「解除中」の表示を行う。

③ 消防署に工事施工前に工事の届け出を行い、火災等の緊急時には支障の無いよう対応する。

④ 建設業の許可票・労災保険関係成立票を工事区間内の見やすい箇所に設置する。

（３）現道補修･維持について

① 工事現場内は常に整理整頓し、交通事故等の発生を防止するよう維持管理を行う。

② 当工事箇所にゴミステーションがある場合、ゴミ収集車をステーションまで交通誘導員が誘導するか、ゴミを収集車まで運搬する。

③ 資材運搬や残土運搬で道路を使用する場合は、積載物の落下等に充分注意し、また、残土等の運搬の際には幌・シート等で荷台を覆い、路面を損傷・汚損しない。

④ 工事施工期間中は、天災、人災を未然に防ぐためのパトロールを毎日実施する。

⑤ 埋め戻し後の路面等の不良箇所は、解放後の一般交通に支障をきたす可能性があるため、早急に補修を行う。

（４）工事車両の通行について

① 一般道路を通行する際には、交通法規を守り一般車両を優先し第三者に損害を与えないように注意する。第三者に損害を与えた場合は､応急処置等の措置を講ずると共に事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等を充分調査し、遅滞なく監督員に報告する。

② ダンプトラック等の現場内を通行は徐行運転し、騒音、振動、粉塵等を少なくする。

③ 施工時において、車両の走行による粉塵公害は、必要に応じて清掃及び散水を行う。

④ 車両、機械については、低騒音型を使用し、できる限り衝動を少なくするため、過大な負荷をかけないよう、エンジンの回転数を下げる。

（５）主要資材搬入経路について

① 主要資材の搬入経路を指定し、交通混雑を招かない。

（６）積載超過運搬防止対策について

① 運搬車両の登録ナンバー・積載重量・運転手名簿の一覧表で管理し、社内教育を徹底する。

② ダンプトラックのさし枠装着等による違法運転は行わない。

③ 積載超過防止対策としての積載量の確認は、下記の方法によって行う。

ⅰ 生コンクリート：納入伝票により確認する。

ⅱ 砕石、運土量：積載体積により確認する。

ⅲ アスファルト合材：納品伝票により確認する。

ⅳ コンクリート二次製品：１個あたりの単位重量が把握できるので、最大積載量を確認し積載可能数量内で運搬させる。

ⅴ その他の資材：上記に準ずる。

１２．環境対策　及び　１３．現場作業環境の整備

（１）騒音、振動対策について

ダンプトラック及び建設機械類の騒音、振動対策としては、低騒音型を使用し、又、不必要な高出力運転は避け、徐行を励行し、第３者の影響を最小限にする。

①　工事計画の策定にあたり、工事現場の周辺状況等を調査のうえ、極力低騒音・低振動の工法や建設機械の採用に努める。

②　工事の施工にあたり、周辺住民にあらかじめ工事の概要、作業期間などについて十分説明し、理解を得るよう努める。

③　周辺住民に対して、工事の責任者を明確にし、苦情があった場合には速やかに対応する。

④　工事期間中は、粉じん等の飛散を防止するため、散水・覆い等を施すとともに、事故防止のため関係者以外の立ち入りができないよう措置を講じる。

＜事前届出ポイント＞

騒音規制法、振動規制法、愛媛県公害防止条例により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動の発生する作業を行う場合には、規制基準が適用されることから、事前に特定建設作業の届出を市環境部環境保全課に届け出ると供に、監督員へも届け出ること。

（２）ごみ、ほこりの処理について

塵埃については、散水により飛散を防止する。又、土砂運搬及び資材搬入の際には道路を汚すことのないよう注意する。なお、汚れた場合は、即時清掃する。なお、「きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例」第６条の規定に基づき、ゴミの散乱及び投棄の防止について、従業員に対する意識の啓発を図ると供に、工事現場における清掃活動の充実に努める。

（３）事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）について

工事による事業損失を未然に防止するために、必要な調査・測定を実施する。

（４）産業廃棄物の対応について

工事において発生した産業廃棄物は、設計図書に基づき適正に処理及び再生資源の活用を図る。

１４．再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

（１）再生資源利用計画書、及び再生資源利用促進計画書について

<作成ポイント>

資源有効利用促進法により、一定規模以上（愛媛県準拠：請負金額１００万円以上）の工事については、再生資材の発生・搬出の有無や多寡に関わらず「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を作成し、提出しなければならない。（様式１、２）

※ CREDAS入力システムによる登録について

国土交通省総合政策局のリサイクルホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」（以下、「CREDAS入力システム」という。）をダウンロードして作成することができます。

【ダウンロード先】

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm

［再生資源利用計画書：契約課 HP 参照 ］

様式６－１

様式1　再生資源利用計画書（実施書）　－建設資材搬入工事用－

－「建設リサイクルガイドライン」様式－

表　面

1.工事概要

発注担当者チェック欄			
発注機関名		発注機関コード＊1	
担当者		TEL	(　　　)

請負会社名	
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事　　号　請負会社コード＊2
会社所在地	TEL (　　　) FAX (　　　)

記入年月日	H.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名		工事種別コード*3	－
工事施工場所	都道府県　市区町村	住所コード*4	
工事概要等		施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	

請負金額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万　1万円未満四捨五入　0,000 円（税込み）
工期	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
左記金額のうち建設発生土の再資源化等に要した費用	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万　1万円未満四捨五入　0,000 円（税込み）
再資源化等が完了した年月日	平成　年　月　日

建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい →

建築面積	百万 十万 万 千 百 十 一　㎡	階数	地上　階
延床面積	㎡		地下　階
構造（数字に○をつける）	1鉄骨鉄筋コンクリート造　2鉄筋コンクリート造　3鉄骨造　4コンクリートブロック造　5木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1居住専用　2居住産業併用　3事務所　4店舗　5工場、作業所　6倉庫　7学校　8病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画（実施）

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む）					再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）							再生資源利用率
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*7	施工条件内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所コード *4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量（B）（注1）	B/A×100
特定建設資材 コンクリート				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
コンクリート及び鉄から成る建設資材				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
木材				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
アスファルト混合物				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材 土砂				締めm³							締めm³	%
				締めm³							締めm³	%
				締めm³							締めm³	%
	合計			締めm³							締めm³	%
砕石				m³							m³	%
				m³							m³	%
				m³							m³	%
	合計			m³							m³	%
その他（再生資材のみ記入）				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%

コード*5
コンクリートについて
　1生コン　2無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1木材（ボード類を除く）　2木質ボード
アスファルト混合物について
　1粗粒度アスコン
　2密粒度アスコン　（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3細粒度アスコン　4.アスファルトモルタル
　5加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1第一種建設発生土　2第二種建設発生土　3第三種建設発生土
　4第四種建設発生土　5浚渫土　6土質改良土
　7建設汚泥改良土　8再生コンクリート砂
　9山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.クラッシャーラン　2粒度調整砕石　3鉱さい　4単粒度砕石
　5.ぐり石、割ぐり石　6.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード*6
アスファルト混合物について
　1表層　2基層
　3上層路盤　4歩道
　5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
　1道路路体　2路床　3河川築堤
　4構造物等の裏込材、埋戻し用
　5宅地造成用　6水面埋立用
　7.ほ場整備（農地整備）
　8.その他（具体的に記入）
砕石について
　1舗装の下層路盤材
　2舗装の上層路盤材
　3構造物の裏込材、基礎材
　4.その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード*7
再生資材の供給元について
　1現場内利用
　2.他の工事現場（陸上）
　3.他の工事現場（海上）
　4再資源化施設
　5.ストックヤード
　6.その他

コード*8
施工条件について
　1再生材の利用の指示あり
　2再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
　1再生生コン　2再生無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1再生有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1再生木材（ボード類を除く）　2再生木質ボード
アスファルト混合物について
　1再生粗粒度アスコン
　2再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3再生細粒度アスコン　4再生アスファルトモルタル
　5再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1第一種建設発生土　2第二種建設発生土　3第三種建設発生土
　4第四種建設発生土　5浚渫土　6土質改良土
　7建設汚泥改良土　8再生コンクリート砂
　9山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1再生クラッシャーラン　2再生粒度調整砕石　3鉱さい
　4.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

[再生資源利用促進計画書：契約課 HP 参照]

様式５－２

様式2 **再生資源利用促進計画書（実施書） －建設副産物搬出工事用－**

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏　面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画（実施）

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1.山砂利等採取跡地　2.処分場の覆土　3.池沼等の水面埋立　4.谷地埋立　5.農地受入　6.その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④	現場内利用・減量 / 現場内利用 / 用途コード*10	②利用量	うち現場内改良分	減量化 / 減量法コード*11	③減量化量	現場外搬出について / 搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所	住所コード *4	運搬距離（千 百 十 一）	搬出先の種類 コード *13	受入地の用途 コード *14	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量（注2）	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	建設汚泥							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	金属くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	廃プラスチック							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	紙くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン					トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	アスベスト（飛散性）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン			%
建設発生土	第一種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
		地山m³		地山m³	地山m³			搬出先3	公共　民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
		地山m³		地山m³	地山m³			搬出先3	公共　民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
		地山m³		地山m³	地山m³			搬出先3	公共　民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
		地山m³		地山m³	地山m³			搬出先3	公共　民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土							搬出先1	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m³	地山m³		
		地山m³		地山m³	地山m³			搬出先3	公共　民間				km			地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³											地山m³	地山m³	地山m³	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13（詳細は「表－4」参照のこと）

再生資源利用促進（再生利用された場合）	最終処分場・その他（処分された場合）
1.他の工事現場（内陸・公共、民間を含む）	6.最終処分場（海面処分場）
2.再資源化施設（土質改良プラントを含む）	7.最終処分場（内陸処分場）
3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合）	8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定）
4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合）	9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設
5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	10.その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード*13）が1.～5.の合計

（２）産業廃棄物処理計画書について

＜作成ポイント＞

工事の施工により産業廃棄物が発生する場合については、「産業廃棄物処理計画書」を作成しなければならない。（様式３）

※ 添付資料について

産業廃棄収集運搬・処分委託契約書（写）、産業廃棄収集運搬・処分許可書（写）、積換・保管・中間処理施設・最終処分場等までの運搬経路地図、産業廃棄物の処理工程表を添付すること。

工事施工後においては、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、産業廃棄物処理実施書、マニフェストＥ票（写）、及び産業廃棄物搬出・運搬状況の写真、施工管理資料等を監督員に提出すること。なお、請負金額が５００万円以上の工事については、特定建設資材（木材、コンクリート、アスファルト・コンクリート等）廃棄物の再資源化等が完了したとき、再資源化等報告書（建設リサイクル法第１８第１項の規定に基づく報告）（様式４）を提出すること。

［産業廃棄物処理計画書：契約課 HP 参照 ］

様式３

産業廃棄物処理計画書 （実施書）

平成　年　月　日作成
平成　年　月　日修正

1．工事概要

工事番号、工事名称		工事場所		工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
発注者名		設計者名		作業所長		廃棄物処理責任者
工事概要		工事契約業者名		工事施工業者名		
基礎工事等の工法		基礎工事等契約業者名		基礎工事等施工業者名		

2．処理計画（1）……発生と処理

産業廃棄物の種類	発生量（t）	現場内利用		現場内保管の有無	搬出量（t）	搬出時期	再生利用		中間処理		最終処分		再生利用個別指定の申請等法手続の有無	処理形態の別
		利用量（t）	利用用途				再生利用量（t）	利用用途	中間処理量（t）	処理方法	最終処分量（t）	処分方法		
				有・無									有・無	自己・委託
				有・無									有・無	自己・委託
				有・無									有・無	自己・委託
				有・無									有・無	自己・委託
				有・無									有・無	自己・委託
				有・無									有・無	自己・委託

3．処理計画（2）……処理形態が委託の場合に記入

収集運搬業者					積換・保管業者				処分業者（中間処理または最終処分）				処分施設の現地確認方法
業者名	発生地		運搬先・処分地		業者名	都道府県政令市名・許可番号	取扱う建設廃棄物の種類	許可期限	業者名	都道府県政令市名・許可番号	取扱う建設廃棄物の種類	許可期限	
	都道府県政令市名・許可番号	取扱う建設廃棄物の種類	都道府県政令市名・許可番号	取扱う建設廃棄物の種類									
						・				・			
						・							
						・							
						・							
						・							

上記については、下記項目を参照し記入すること。

産業廃棄物の種類		中間処理方法	最終処分方法	処分施設の現地確認方法	その他特記事項
①がれき類（コンクリート殻）	⑧建設汚泥	①脱水	① 埋め立て（安定型）	① 現地確認写真	
②がれき類（アスファルトコンクリート殻）	⑨紙くず	②乾燥	② 埋め立て（管理型）	② 建設系廃棄物マニフェスト	
③がれき類（その他）	⑩木くず	③焼却	③ 埋め立て（遮断型）		
④ガラスくず、陶磁器くず	⑪繊維くず	④ 砕	⑤ その他		
⑤廃プラスチック類	⑫廃石膏ボード	⑥ 別			
⑥金属くず	⑬混合廃棄物（管理型含む）	⑦ の他			
⑦混合廃棄物（安定型のみ）	⑭その他の産業廃棄物				

［再資源化等報告書：契約課HP参照 ］

様式４

再 資 源 化 等 報 告 書

年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏 名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　㊞

（郵便番号　　－　　　　）電話番号　　　－　　－

住 所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称

２．工事の場所

３．再資源化等が完了した年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用＿＿＿＿＿万円（税込み）

（参考資料を添付する場合の添付資料）

※ 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

□ 再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

□ 再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

３）建設発生土処分計画について

＜作成ポイント＞

設計書・特記仕様書に提示された条件に基づき、余剰建設発生土について適切な処分先を明示すること。（自由様式）

※ 添付資料について

収集運搬・処分の契約書（写）・埋立許可書（写）・運搬経路図を添付すること。

１５．その他

（１）工事カルテ（コリンズ）登録について

登録機関発行の「登録内容確認書」が届き次第、監督員に提出する。なお、確認書の提出が間に合わない場合、入力データの印刷物を提出する。

＜補足説明＞

受注時に税込５００万円以上の工事が登録対象です。請負金額が５００万円以上から５００万円未満へ減額となった場合には、変更登録を行ってください。請負金額が５００万円未満から５００万円以上になった場合は、変更後の情報で受注登録を行ってください。

① 受注登録：契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に登録すること。
② 変更登録：変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に登録すること。
③ 竣工登録：完成後１０日以内に登録すること。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。訂正は適宜登録すること。

（２）建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済契約者証の写し、及び証紙購入収納書（もしくは他工事からの流用を証明できる書類（共済証紙受払簿）の写し）を提出する。工事完了時には、貼付の有無にかかわらず証紙貼付報告書等を提出する。

＜補足説明＞

中小企業退職金共済法では、建退共制度の被共済者となる者は、建設業を営む事業主に期間を定めて雇用される者で、建設業に従事することを常態とする者としていますから、建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人が建退共制度の対象者になることができます。この要件に該当すれば、ガードマンなども被共済者となることができますが、「建設業者に雇用されている」という条件に該当しなければ被共済者となることはできません。つまり、建設現場で働いていても、警備会社から派遣されたガードマンなどは対象とはなりません。

なお、事業主・役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員、並びに中小企業退職金共済（中退共）・清酒製造業退職金共済（清退共）・ 林業退職金共済（林退共）の各制度に加入している方は加入対象となりません。

[共済証紙受払簿様式：契約課 HP 参照]

共　済　証　紙　受　払　簿

共済契約者名	決算日　　　平成　年　月　日	◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理してください。
共済契約成立年月日(S・H)　　年　月　日 共済契約者番号　　－	決算期間　平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日	◎ 共済手帳に250日(掛金助成手帳は200日)分の証紙を貼り、手帳の更新をすませた時にはこの受払簿にも記帳してください。

受入・払出 年 月 日	受　入			受　入			残　高	払出欄の貼付の内訳		更新年月日	備考
	購　入	元請からの受給	計(A)	購　入	元請からの受給	計(B)	(A)－(B)	貼付人員	就 労 月	手帳更新数	
前期(前頁)繰越 年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
年 月 日	日分	元請名 日分	日分	日分	元請名 日分	日分	日分	人	年　月分	年　月　日 (　　)冊	
決算期間内の合計	日分 円	日分 円			日分 円		次頁へ (次年度へ) 転　記	決算日の 被共済者数 人	建 退 共 確 認 印	決算期間内 の手帳更新数 冊	

［建設業退職金共済証紙貼付報告書様式：契約課 HP 参照］

建設業退職金共済証紙貼付報告書

共済契約者番号		共済契約者氏名			
工事番号	第　号	現場責任者又は事務担当者			
工事名		請負契約代金	¥		
工事場所	郡　町 市　村	当該工事に関し購入した証紙代金	¥	1日券　枚 10日券　枚	
施工期間	着工：　年　月　日 完成：　年　月　日	他から流用した証紙の対価	¥	1日券　枚 10日券　枚	
施工者		当該工事に使用ちょう付した証紙代金	¥	1日券　枚 10日券　枚	

制度区分別 労務者数 職種別	建退共以外の共済制度 中小企業退職金共済法適用者		社内退職金制度適用者		建設業退職金共済適用者		左の各制度のいずれにも該当しないもの		計	
	実員数	延人員	実員数	延人数	実員数	延人数	実員数	延人数	実員数	延人数
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
						（　枚）				
計						（　枚）				

上記の通り就労し、建設業退職金共済証紙を購入し、ちょう付使用したので報告します。

年　月　日

（宛先）新居浜市長

住　所
商号又は名称
代表者　㊞

発注機関附記欄	

[証紙交付依頼・受領書様式：契約課 HP 参照]

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書
（兼建設業退職金共済証紙交付依頼書）

平成　　年　　月　　日

元請
事業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下請事業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共済契約者
番　　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工 事 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり報告します。

記

期　　間　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

被共済者数 ＿＿＿＿＿人　延べ就労日数 ＿＿＿＿＿人

現場責任者確認
印

建設業退職金共済証紙受領書

元請
事業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1日券＿＿＿＿＿＿＿枚

10日券＿＿＿＿＿＿＿枚

上記の共済証紙を受領いたしました。

平成　　年　　月　　日

下請事業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（３）特定建設作業の届出について

「１２．環境対策及び１３．現場作業環境の整備（１）騒音、振動対策について」参照

（４）道路使用許可書（写し）の届出について

（５）消防署道路工事届出書(写し) の届出について

（６）改良区水路使用承諾書(写し) の届出について

（７）地下埋設物調査確認表の届出について

（８）損害保険(写し) の届出について

（９）その他、必要な書類

第２章　配水管の布設

１．施工前の注意点

（１）現場に掲げる標識について

工事現場には、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退協加入者証」等、関連法令規則等に則した標識を掲示しなければならない。

１）　建設業の許可票

建設業法４０条（標識の掲示）に基づき、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等が図られることから、「建設業の許可票」については、元請はもとより下請業者の許可票も掲示すること。

様式第２９号（施行規則第２５条関係）

建　設　業　の　許　可　票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名		専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許　可　番　号			国土交通大臣　許可（　）第　　号 知事
許　可　年　月　日			

25cm以上

35cm以上

２）　労災保険関係成立票

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則に基づく。

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第74 条　労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は労災保険関係成立票（様式第25号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第25号

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

※標識の仕様：縦長さ 40cm　横長さ 50cm　文字　黒　　地色　白

3）　建退協加入者証（建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識）

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に下記の標識（シール）を掲示する。

この工事の元請事業主は
建退共に加入しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう　手帳の更新を忘れずに

勤労者退職金共済機構
建退共〇〇県支部
電話　〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

4）　施工体系図（施工計画書作成要領参照）

建設業法第２４条の７第４項及び、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１３条に該当する工事おいて、工事現場における適正な施工体制の確保のため、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲する。

（2）工事標示施設等の設置について

周辺住民や道路利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、工事の周知と注意喚起を促し、理解と協力を得るとともに円滑な道路交通を確保するため、工事現場における標示施設、防護施設等の設置及び管理を行う。

1）　工事標識

工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板（工事看板）を工事区間の起終点に設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。

なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

［ 事看板表示例（区分：水道）］

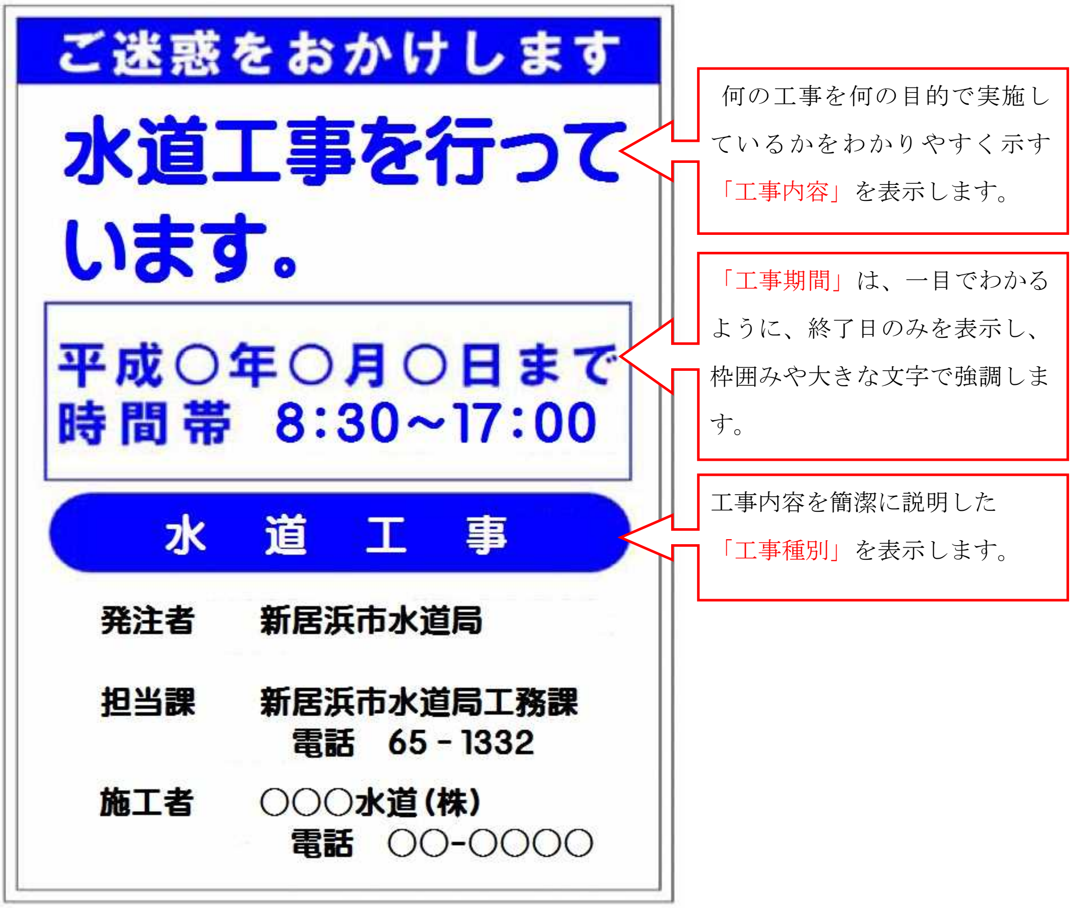

「工事種別」　：　水道工事
「工事内容」　：　水道工事を行っています。
「主な工種」　：　供給（取水井･配水池等関連）工事 、
導･送･配水管新設･増設･取替･撤去関連工事（支障移設工事）　、
点検･修繕･補修工事 、　埋設物調査工事 、
緊急補修工事 、　舗装復旧工事

2） 防護施設

車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

［ 設置参考例 ］

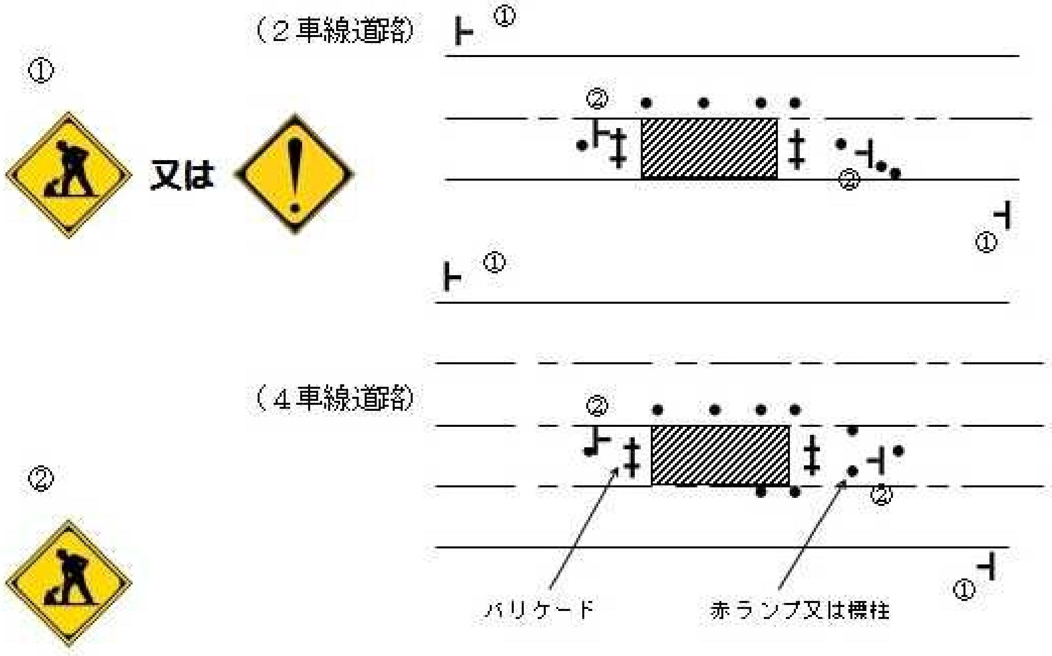

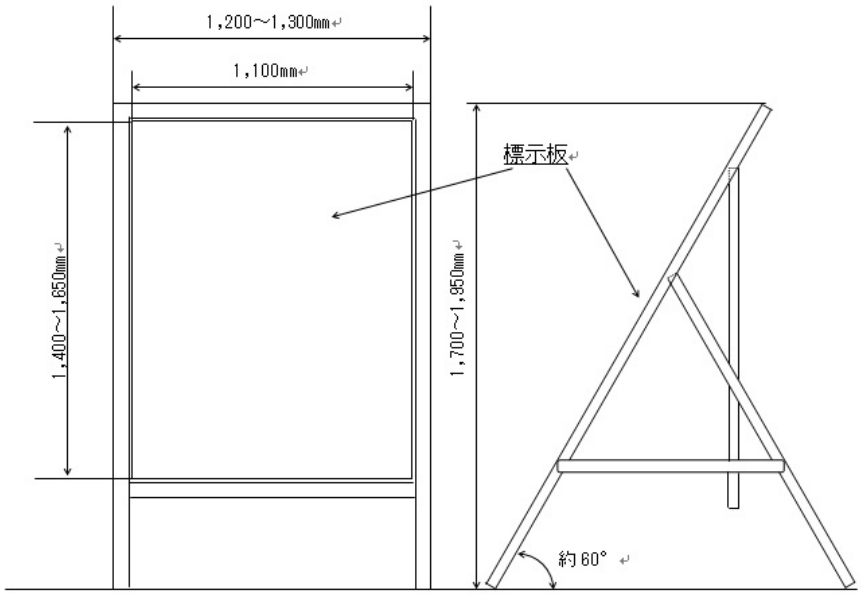

3） 迂回路の標示

道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。

［ 工事中迂回路の標示例１ ］

［ 工事中迂回路の標示例２ ］

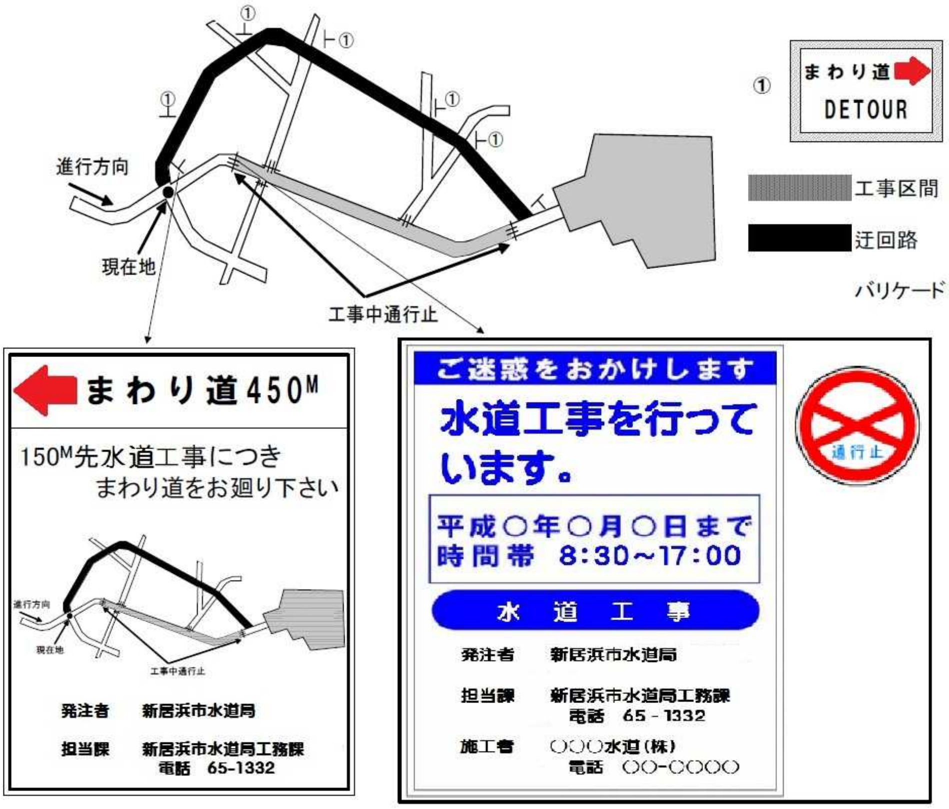

4）　色彩

道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅１０cm）を用いるものとする。

［ 防護策標示例 ］

図１　（一般用その１）

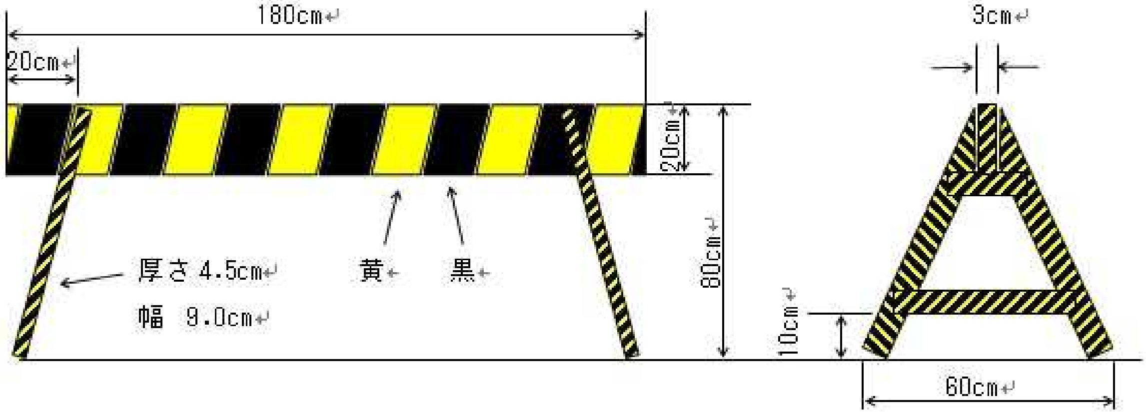

図２　（一般用その２）

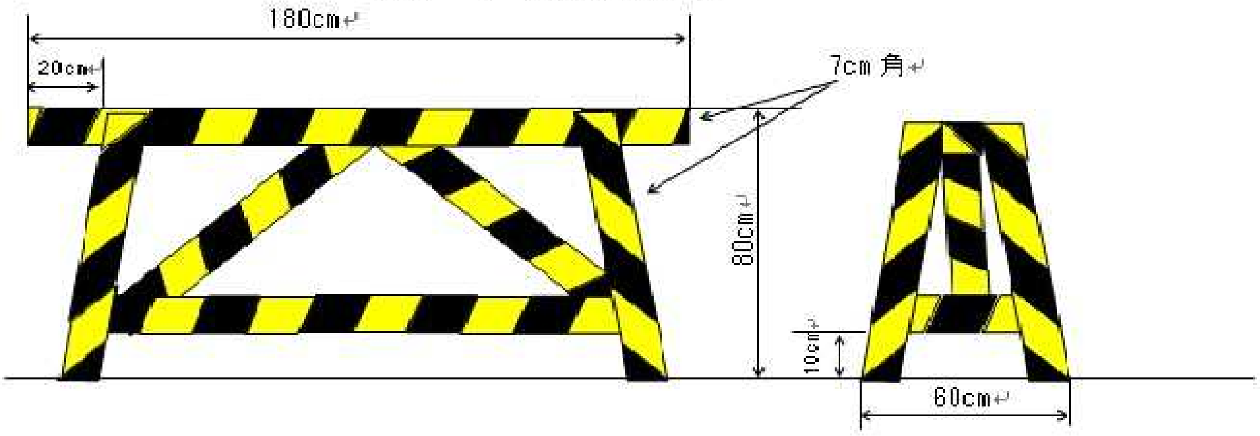

5）　監理

道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に通行の支障や、視界不良とならないよう設置場所には配慮し、整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

なお、工事に伴う通行規制看板等で通行規制を一時的に解除した場合は、その旨を必ず表示することとし、通行者に対して混乱を招かないように適切に配置すること。

（３）事前通知・確認等について

１） 工事着手までに関連自治会及び沿線住民へ工事概要の説明とお願い文書を配布し、工事に関する情報の周知徹底を図ること。

［ 工事お知らせ文書例 ］

水道工事のお知らせとお願い

平成○○年○○月○○日

各 位

（発注者） 新居浜市水道局工務課

（請負者） （株）○○○

日ごろから水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび水道工事を次のとおり施工することとなりました。工事中は通行制限や断水等、日常生活に大変ご迷惑をおかけすると思いますが、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 工事名 ○○○ 第○○号 ○○○配水管布設替工事

2 工事場所 裏面地図

3 工事予定期間 （実際に工事をする期間）

平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日

○○時から○○時（交通規制を行う時間）

※天候その他により遅れることがあります。

4 施工業者：（株）○○○

代表取締役 ○○ ○○

連絡先：（現場代理人）○○ ○○TEL○○-○○○

5 発注担当者

新居浜市水道局工務課 （担当）○○ ○○ TEL 65-1332

6 その他

（１）断水となるお客様には前日までに改めてお知らせいたします。

（２）何か、お気づきの点がございましたら、新居浜市水道局工務課までご連絡ください。

（裏面地図）

２） ＮＴＴ、下水管、水路等の地下埋設物調査確認表を作成し、設計書に基づき路面上に度板等を用いて芯だしを行い、設計照査を行うこと。照査結果は監督員に提出するが、施工方法等に疑義がある場合は、監督員立会のもと再度確認を行うこと。

※ 確認表に記載する必要はないが、個人排水管等も確認を要すること。

３） 対象工事においてコリンズの登録を行うこと。（施工計画書作成要領参照）

4）　工事に起因して被害の発生が予想される箇所の事前調査は、対象家屋の承諾を受けた後に調査を行い、監督職員へ報告書を提出すること。

5）　騒音規制法、振動規制法、愛媛県公害防止条例により、建設工事として行われる作業のうち規制基準が適用される著しい騒音・振動の発生する作業を行う場合は、事前に新居浜市環境部環境保全課へ届出を行うこと。

※　届出書様式は環境部環境保全課ＨＰ掲載

6）　消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事や、水道の断水又は減水が伴う工事を行う場合、新居浜市消防署に道路工事届出書、水道断・減水届出書を提出すること。

※　届出書様式は消防本部ＨＰ掲載

7）　道路において工事もしくは作業をしようとする場合は、道路交通法第 77 条に基づく道路使用許可を、管轄する警察署長から工事着手までに受けること。（道路使用許可書は全て写しを添付すること。なお、許可の期限には注意すること。）

8）　改良区管理水路を仮設配管等工事に利用する場合、または水路横断等の工事を施工する場合は、当該改良区の承諾を得ること。（承諾書は全て写しを添付すること。）

（4）使用材料等について

資材置き場において保安上の障害とならないよう機械器具、資材を整理整頓し、常に清潔に保つよう努めること。

1）　運搬・搬入・積み降ろし時における注意事項

①　トラックからの積み降ろしの際に、管材等を放り投げるなどで衝撃を与えないこと。

②　トラック運搬の際、管材等が吊り具や荷台の角に直接当たらないよう防護すること。

③　管材を小運搬する時は、必ず管全体を持ち上げて、管を引きずったり滑らさないこと。

④　鋳鉄管等の吊り降ろしには、ナイロン製ベルトスリングによる２点吊りを原則とし、管の重心の位置に注意するとともに、吊り具で内外面部を傷つけないこと。なお、トラッククレーン等の吊り降ろし機械やナイロンスリングの選定は、管重量にあった適正なものを使用すること。

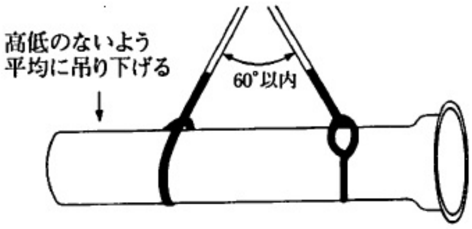

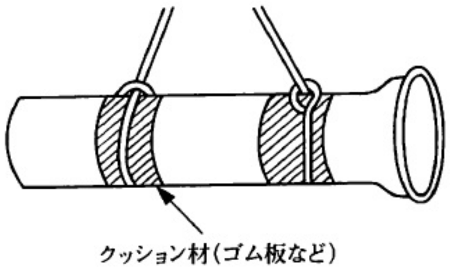

2）　保管時における注意事項

①　管材・弁栓類等の保管は屋内保管を原則とするが、現場で屋外保管とする場合は、シート等で覆いをして直射日光によるひび割れや材質の劣化を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しにも配慮すること。

②　管（弁栓類等も準用）の保管は平坦な場所を選び、まくら木等で不陸が生じないように横積みし、両端には必ずくさび等歯止めを設置すること。なお、井げた積みとはせずに、受口及び挿口を交互にして積み、受口部が傷つかないように配置すること。特にＥＦ受口の通電端子に衝撃を加えたり傷を付けたりしないよう、十分注意すること。

［ DIP保管状況 ］

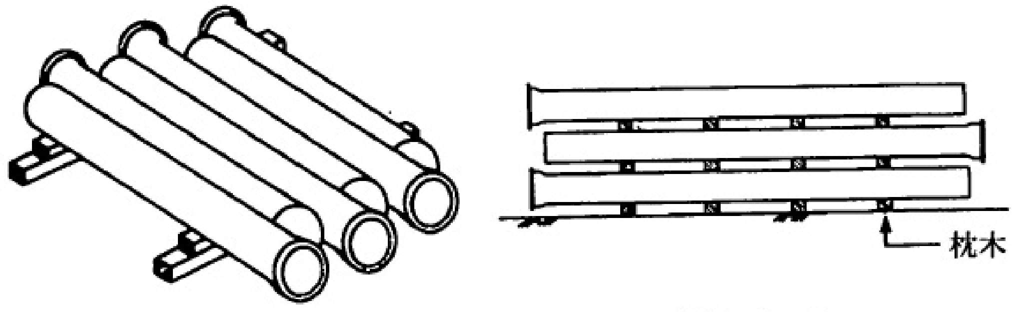

(a)大口径　　(b)中・小口径

［ HEEP保管状況 ］

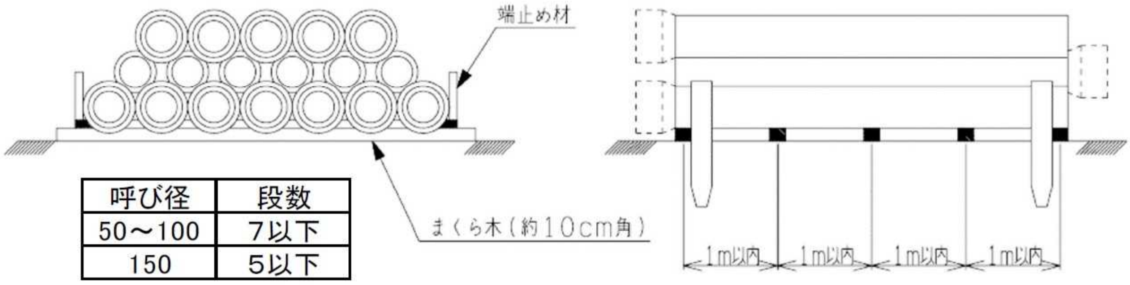

呼び径	段数
50～100	7以下
150	5以下

上図の点線部は受口部を示す

③　管材・弁栓類等は、メーカー出荷時の梱包状態のまま保管すること。

④　管材・弁栓類等に土砂、洗剤、用材、油などが付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

⑤　接合部品の取り扱いについて

ⅰ　ゴムは紫外線、熱により劣化することから、ゴム輪は屋内（乾燥した冷暗所）に保管すること。保管は必ず梱包ケース等で行うこととし、折り曲げたり捻ったままで保管しないこと。

ⅱ　ゴム輪に油、溶剤が付着しないよう注意して使用すること。

ⅲ　ボルト・ナットは直接地上に置くことを避け、所定の容器に保管し紛失しないように注意すること。また、ネジ山や塗装の損傷防止のため、放り投げることなく丁寧に取り扱うこと。

⑥　押輪など鋳鉄製継手類は直接地上に置かず、台木上に並べて保管すること。なお、重量があるものは安全上、あまり高く積み上げないようにすること。

3）　材料検査時における注意事項

①　保管場所に搬入後材料検収を行い、設計書通り納入されたことを確認すること。

②　指示承諾書で監督員に立会を依頼し、使用材料一覧表により材料検査を受けること。

ⅰ　材料は、形状寸法・数量・品質等が確認できるように配置すること。

ⅱ　番号を付けるなど、搬入された数量が把握できるようにすること。

ⅲ　測定寸法が確認できるものを準備しておくこと。

③　使用機械や使用機器類の点検も併せて実施しておくこと。

２．施工中の注意点

（１）工事施工時について

１）　施工計画書を作成した場合、計画に沿って当該工事の施工に当たること。なお、施工計画にない工種等が生じた場合には、速やかに施工計画書を追記変更すること。

２）　安全管理に関する項目については、安全教育及び訓練や作業時に注意すべき点（ヘルメット・安全靴の着用、安全作業方法等）を確認するＫＹ活動をとおして、必ず実践しなければならない。また、それ以外の事項であっても、現場状況により安全対策を講じることが必要である事案と判断される場合には、一旦作業を中断し早急に安全対策を実施し、監督員にはその旨口頭で連絡を行うこと。

３）　道路部でゴム製以外のキャタピラ機械を使用する場合は、敷物などを設置して舗装面を傷めることのないように施工すること。

４）　誤って地下埋設物や架空線を破損した場合は、速やかに施設管理者（所有者）と監督員に報告し、協議内容に基づき補修・修理を行うこと。なお、既設水道管、仮設配管等を破損、または自社以外のものに破損された場合にも、速やかに監督員に報告し、修理工事に着手すること。

５）　路面管理については日々点検を実施し、掘削箇所の段差や砕石の飛び散り等による通行への支障が無いように努めること。また、工事現場だけではなく、資材置き場からの搬入搬出時にダンプ等の車両に付着する土泥が原因で発生する土埃などについても、周辺住民に迷惑をかけないよう路面清掃を徹底すること。（資材置き場でも、残土仮置きによる土埃や、Ａｓ殻・Ｃｏ殻の破砕による騒音・振動等に対する近隣住民からの苦情がないように対策を講じること。）

６）　工事区間の沿線住民に対しては、工事進捗に応じて適宜工事内容の説明を行い、前面道路を工事する際には、工事前に車の出入り等に支障が有るなどの旨を伝え了承を得ておくなど、良好な関係を構築するよう努めること。特に給水管取り出しや仮設配管工事等を民地内（私道含む）で作業する際には、必ずその内容を事前に地権者及び住民に丁寧に説明し、了解を得た上で事故の無いように誠意をもって施工すること。

７）　工事区間がダンプ運輸路・バス路線・幼稚園及び保育園の送迎バス路線等である場合、・事前に当該管理者に工事に係る通行規制について、規制形態や区間、及び制限期間等の説明を行い、了承を得ておくこと。（幼稚園及び保育園の送迎バス路線資料は水道局に有り）また、一般通行者に対しては、工事看板等により事前の通知を行い、通行制限が

かかる場合は、適切な工事標識の設置や交通誘導員の配置すること。また、通行者等に対する接遇については、作業に従事する全ての者（交通誘導員含む）を対象として、トラブルがないように配慮すること。

8）　工事完了後に撤去される仮設配管や仮舗装については、撤去するまでに監督員に出来形数量の確認を依頼し、実施内容が検査時に確認できるよう資料のとりまとめを行うこと。

（2）断水について

1）　断水工事を行うに当たり、断水となる全ての家屋へ断水お知らせ文書を必ず前日までに配布すること。

2）　断水工事は、施工日時・場所・内容等について監督員と協議の上、決定すること。特に飲食店、美容院・理容院、病院等が断水となる場合は、事前に聞き合わせを行い、断水の了解が取れる日時であること。なお、断水時間の制約等やむを得ない理由がある場合を除き、原則として、土・日曜日及び祝祭日に断水は行わないこと。

3）　消火栓が使用できなくなる場合は、消防へ届け出を行うこと。

4）　制水弁の操作は原則として水道局職員で行うが、交差点内などで作業の安全を確保するために誘導員の配置が必要な場合については、請負業者で手配すること。併せて、制水弁ボックス内の確認も行うこと。（ボックス内が土砂等で埋まっている場合がある。）

5）　緊急または破損事故等により予定していない断水が生じた場合は、断水範囲の大小を問わず、早急にその旨を水道局まで連絡すること。（断水苦情等に対する原因の早期特定が必要であることや、事故現場から離れた場所で水が濁る場合がある。）

6）　原則として、洗管作業及び水圧試験を実施した当日は、断水家屋が発生する既設管連絡を行わないこと。（水道水満管による新設管内の滅菌を図ること。）

［ 断水お知らせ文書例 ］

断水のお知らせ

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各　位

（発注者）　新居浜市水道局工務課

（請負者）　（株）〇〇〇

日ごろから水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび水道工事のため、次のとおり断水させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

1　工事名　〇〇〇　第〇〇号　〇〇〇配水管布設替工事

2　工事場所　裏面地図

3　断水日時　平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
　午後〇〇時から〇〇時

4　施工業者：（株）〇〇〇
　代表取締役　〇〇　〇〇
　連絡先（現場代理人）　〇〇　〇〇TEL〇〇－〇〇〇〇

5　発注担当者
　新居浜市水道局工務課　（担当）　〇〇　〇〇　TEL　65-1332

6　その他

（1）断水終了後に水を使用する場合、少し濁った水や白く気泡が入った水が出たときは、しばらく流すときれいな水になります。改善されない場合は、水道局工務課までご連絡ください。

（2）断水に備えて、あらかじめ水のくみ置きをお願いします。

（裏面地図）

（３） 工事記録について

１） 工事現場での管布設作業における情報（配管状況・切管長等）については、工事手帳及び工事写真の撮影に使用する黒板にその都度正確に記載し、これらを基に工事日誌や完成図面を作成すること。

２） 耐震管継手の施工に際して、すべてチェックシートに記録すること。また、その他の工事項目等については、施工計画書に記載した出来形及び品質管理、写真撮影方法に基づき、適切に行うこと。

３） 工事日誌の書き方は、以下のとおりとする。

① 工事進捗状況：管布設延長（直管、切管、異形管、制水弁等の延長合計）に関する日計・累計及び進捗率、制水弁・消火栓・空気弁等の施設取付数、給水管取り出し箇所等

② 作業人員：職種別人数の日計及び累計（建退共報告書人数と辻褄が合うこと）

③ 使用材料：使用材料の品名・個数及び累計

④ 記事：平面図・管割図（平面図上で管割図の継手位置が確認でき、切管、異形管、抜止防止具使用箇所等を記入のこと）、断面図（本管と下水管、水路、NTT等構造物との位置関係がわかること）、給水管取出し（給水取出し家屋がわかること）

[工事日誌様式例]

工　事　日　誌

工　事　名	第　　号		平成　年　月　日	
請　負　者			曜日	天候
現場代理人		主任技術者		

工事進捗状況			作業人員			使用材料		
工種	品　名	管布設延長(m)	職　種	人数	累計	品　名	数量	累計
管布設延長　日計								
管布設延長　累計								
進捗率			合　計					

記　事

※各関係機関との協議、工事挨拶、材料検査等についても記録し、提出すること。

※作業人員の最終累計は、建退共報告書と整合させること。

（４） 舗装工事について

１） 下請業者、あるいは他工事施工業者による舗装工事であっても、主任（監理）技術者が施工現場に立ち会うものとし、ボックスの向きや勾配、路面とのすりつけ具合等について、支障のない施工となるよう技術的な指導を行うこと。特に下請業者による舗装工事である場合、通行制限に関する安全対策や事前通知などが適切に行われているか、元請業者として必ず確認すること。

２） 仮舗装を行った場合、区画線等についても遅滞なくペンキ等で仮復旧すること。

３） アスファルト舗装切断に伴う汚泥は、産業廃棄物として適正に処理すること。また、剥ぎ取ったＡｓ殻は産業廃棄物として適切な処理を行うとともに、他の土砂と混在することのないように取り扱うこと。

（５） 後片付けについて

１） 工事区間の水路や側溝に落ちた土砂・砕石等については、撤去し清掃すること。なお、水替工事により水路に排水を行った場合は、水路下流域についても確認すること。

２） 資材置き場や現場周辺に余剰資材や梱包材等が残っていないことを確認すること。また、Ａｓ殻・Ｃｏ殻や残土等の仮置き場については処分漏れがなく、整地・清掃を行うなど所有者と交わした契約を遵守し、苦情または紛争が生じないように努め返還すること。

３） 工事完了後、工事看板や仮設配管等は速やかに撤去すること。なお、仮設配管で水路に穿孔した場合など、忘れずに復旧すること。

３．管布設の注意点

（１） 土工について

１） 掘削工

① 掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、あるいは事前調査にない埋設物を発見した場合は、工事を一時中止し、監督員と協議すること。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告すること。

② 掘削中は地山の状態に注意し、掘削断面の崩壊等が生じるおそれがあるときは、必要に応じて災害防止の措置をとり、速やかに監督職員に報告すること。

③ 残土を運搬する場合、沿道住民に迷惑をかけない措置を講じること。

２） 床均工

① 管の防護を図る砂床層を一律に確保出来るように、人力で溝底の石・瓦礫等を取り除き、凹凸などの不陸を無くし平らに仕上げること。なお、土質状況や地下水等により溝底面の支持力・均等性に疑義がある場合には､監督員と協議すること。

３） 砂床工

① 不陸整正した溝底に山砂を敷均し、タンパ等により所定の厚さで十分に突き固めること。砂床の厚さは配水用ポリエチレン管（ＨＰＰＥ）及び塩化ビニル管で10cm、ダクタイル鋳鉄管で５ｃｍとなるように仕上げること。なお、岩盤等溝底面が岩石などで平坦にすることが困難な場合は、砂床厚さを追加し、管が岩石などに直接当たらないように施工すること。

４） 砂巻工

① 管布設後、管防護のための山砂を管周辺に埋め戻すこと。その際に、砂の投入により管が中心線より移動しないよう注意し、石・ガラス等の固形物を混入させないように施工すること。

② 管底周辺に空隙が残らないよう，剣先スコップ、たこ，突棒等により十分に締固めること。

③ 管上２０ｃｍまで砂で埋戻しを行い、表面が平坦に仕上がるよう振動コンパクタで転圧すること。なお、サドル分水栓など突起物のある箇所については、破損等に注意し施工すること。

④ 既設管連絡や水路等の下越横断のように転圧施工が困難な箇所については、水締め等により管底部に十分砂が回るように入念に施工すること。

５） 埋戻及び転圧工

① ２０ｃｍおきに所定の埋戻土で埋め戻し、タンパ等で入念に転圧すること。

② 砕石のかみ合わせ等による初期沈下が起きる恐れがあることから、埋戻し後の路面管理には十分注意すること。

6） 埋設表示シート

① 地下に埋設した水道管の事故防止を目的として、埋設管直上の全線について、土被り６０ｃｍの場合は管上３０ｃｍ、土被り８０ｃｍ以上の場合は管上４０ｃｍの位置に表示シートを敷くこと。

（2） 管布設工について

1） 配管に関する技術資格

① ダクタイル鋳鉄管の布設及び継手接合等の作業を行う際の技術を司る責任者は、

ⅰ 公益社団法人 日本水道協会

・小口径管講習会(講習会Ⅰ)登録証

・大口径管講習会（講習会大口径管）登録証

・配水管工技能者登録登録証

ⅱ 一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）

・耐震管（φ450 以下）講座：耐小受講証、

・耐震管（φ500 以上）講座：耐大受講証

のいずれかの工事内容に該当する資格を有すること。

② 配水用ポリエチレン管の布設及び融着作業を行う際の技術を司る責任者は、

ⅰ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）

・水道配水用ポリエチレン管・継手・施工技術講習会受講証

ⅱ その他

・旧団体が発行した受講証や修了証、加盟メーカー講習会受講証

（POLITEC 資格内容と同等であることが条件）

のいずれかの資格を有すること。

2） 管の据付け

① 管材料にひび割れ、ねじれ、その他の損傷がないかを点検しておくこと。また、資材置き場に積み置き保管した管材を現場へ搬出するにあたり、崩れ等のないように安全を確認すること。

② 管を掘削溝内に吊り下ろす場合、むやみに構内へ作業員をたち入らせないこと。また、管の据付けは、中心線及び高低を確定して正確に据付けるが、ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分に鋳出してある製造業者名の略号を上に向けて据付けること。

③ 管の布設は、原則として低所から高所に向けて行い、また受口のある管は、受口を高所に向けて配管することを基本とすること。

④ 一日の布設作業完了後は、管内に土砂・汚水が流入しないよう仮蓋等で管端部をふさぐ等適当な処置を行い、管内に工具等の置き忘れがないように十分注意すること。

3）　管の接合

３－１）ダクタイル鋳鉄管の接合

① 接合に先立ち、継手の附属品及び必要な器具、工具を点検し確認すること。

② 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。

③ 管接合完了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には、防錆塗料を塗布すること。

④ 接合にあたっては、鋳鉄管継手用滑剤を使用すること。滑剤は清潔に保管すること。

⑤ ゴム輪受け口管の場合、受口からゴム輪をはずし、ゴム輪とゴム輪溝をウエス等できれいに清掃し、ゴム輪を前後反対やねじれたりしないよう正確にゴム輪溝に装てんすること。なお、装てん時は、ゴム輪を水で濡らしハート形にして溝にはめ込むが、ゴム輪外周に滑剤を塗布してはめ込むことは絶対に避けること。

⑥ 本項において特に定めのない事項については、日本ダクタイル鉄管協会の接合要領書（http://www.jdpa.gr.jp/download.html）によるものとする。なお、接合要領書と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめること。

3-1-1）K形ダクタイル鋳鉄管の接合

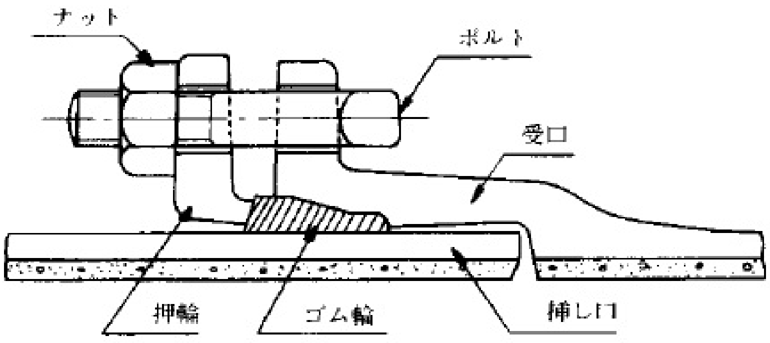

① 挿し口外面の清掃（口径φ７００mm未満）は、挿し口端部から白線までとする。

② 押輪の方向を確認してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑剤を十分塗布し、ゴム輪を挿し口部に預けることとする。

③ 挿し口外面及び受口内面に滑材を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面にも滑材を塗布した上、受口に挿し口を挿入し、胴付間隔が許容胴付間隔以内になるように据付ることとする。

④ 受口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の所定の位置に押し込むこととする。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押したりして損傷させないように注意しなければならない。

⑤ ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込み、ナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認すること。

⑥　ボルトの締付けは、片締めにならないように上下のナット、次に両横のナット、次に対角のナットの順にそれぞれ少しづつ締め、押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるように追締めすること。この操作を繰り返して行い、トルクレンチ等により下表に示す標準締付けトルクになるまで締付けなければならない。

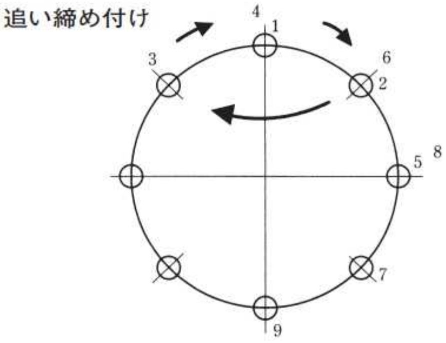

標準締付けトルク

管　径（mm）	トルクN・m	ボルトの呼び
75	60	M−16
100～　600	100	M−20

⑦　直管の曲げ配管は、ボルトをある程度締め付けた後に許容曲げ角度内でゆっくりと曲げ、最後に所定の締め付けトルクまで締め付けること。

⑧　曲げ配管は、基本的に複数の継ぎ手に分散して行うこと。

3-1-2）<u>ＧＸ形ダクタイル鋳鉄管の接合</u>

＜１＞　口径（φ７５）～φ４００直管

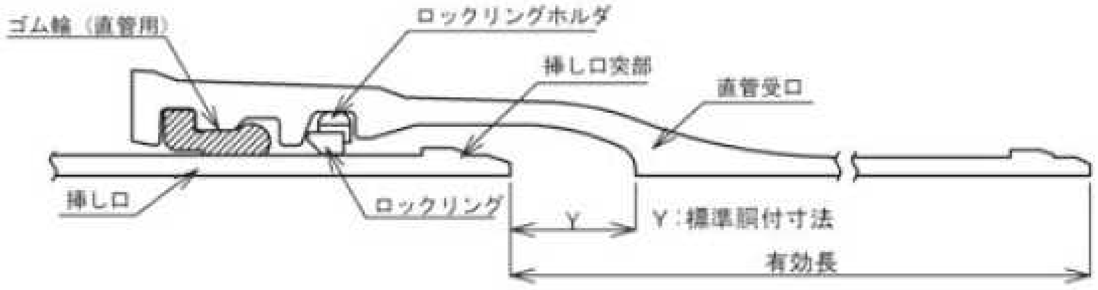

[ライナ使用時使]

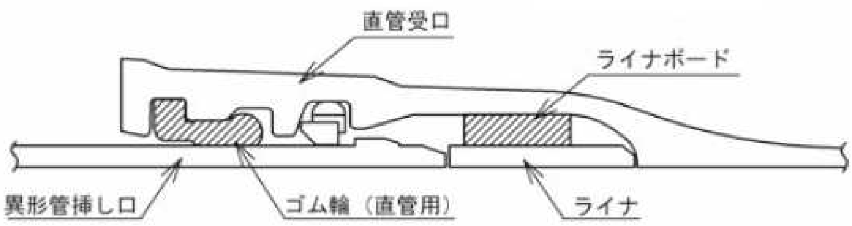

①　挿し口外面の端から約30ｃｍの清掃と受け口内面の清掃を行うこと。

②　ロックリングとロックリングホルダがセットされているか確認すること。

③　清掃したゴム輪を受口内面の所定の位置にセットすること。

④　ゴム輪の内面テーパ部と挿し口先端部のから白線までの間，ダクタイル鋳鉄管用滑剤を塗布すること。グリース等の油類は絶対使用しないこと。

⑤　管を吊った状態で挿し口を受口に預ける。この時2本の管の曲げ角度が2°以内となるようにし，レバーブロックを操作して接合すること。

⑥ 受口と挿し口のすき間に専用のチェックゲージを差し入れ，ゴム輪の位置を確認すること。

<２> 口径（φ７５）～φ４００異形管

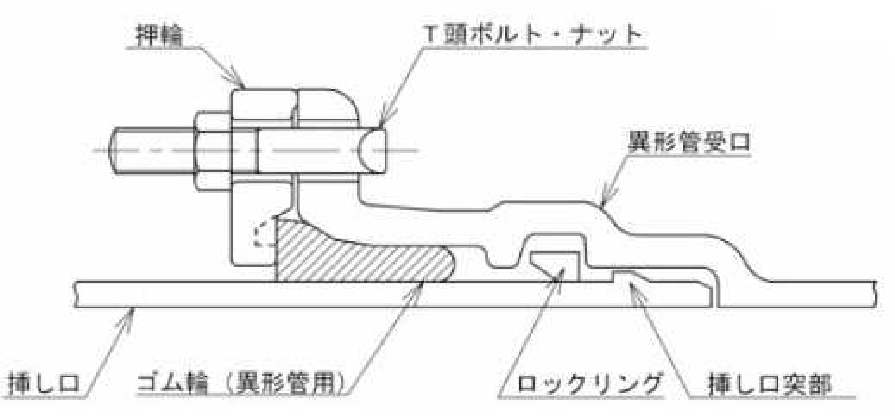

① 挿し口外面の清掃と受口内面の清掃を行うこと。
② ロックリングとストッパがセットされているか確認すること。
③ 挿し口を受口に挿入する前に，異形管受口端面から受口奥部までの，のみ込み量の実測値を挿し口外面（全周または円周4箇所）に明示すること。
④ ゴム輪の向きに注意して挿し口に預け入れること。
⑤ 管をクレーンなどで吊った状態にして，挿し口を受口に預けること。この時2本の管が一直線になるようにすること。挿し口が受口奥部に当たるまでゆっくりと挿入し，現地で挿し口に明示した白線が，受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認したら，ストッパを引き抜くこと。これによりロックリングは挿し口外面に抱き付くものとする。
⑥ 挿し口若しくは受口をできるだけ大きく上下左右前後に振り，継手が抜け出さないか確認すること。
⑦ ゴム輪，押輪，ボルトを所定の位置にセットすること。この時、ボルトは押輪の穴数だけ使用する。
⑧ ボルトの締付けは，片締めにならないように少しずつ電動工具（インパクトレンチ）等で押輪の施工管理用突部と受口端面が接触するまで締め付け，隙間がないことを隙間ゲージ（厚さ0.5mm）で確認すること。

<３> 口径（φ７５）～φ４００ P-Link

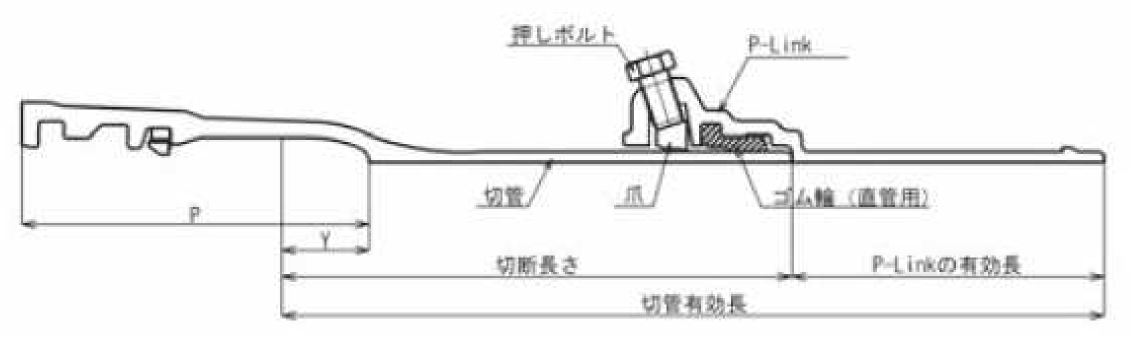

① P-Link内面の所定の位置に爪が全数装着されていること。外面に押しボルトが全数装着されていることを確認すること。また、爪が内面に出ていないことを確認すること。

② 挿し口外面の清掃とP-Link内面の清掃を行うものとする。

③～④　（口径（φ７５）～φ４００直管と同じ）

⑤ P-Linkにはレバーブロックのフックをセットできる穴が2ヶ所あるので，それを利用して接合すること。

⑥ P-Linkと挿し口のすき間にゲージを差し入れ，ゴム輪の位置を確認すること。

⑦ 爪と管が接するまで，全数の押しボルトを手で仮締めするものとする。最後に，片締めにならないよう上下のナット，次に対角のナットの順に，トルクレンチにより標準トルク（100N・m）で締め付けるものとする。

＜4＞　口径（φ７５）～φ４００　G-Link

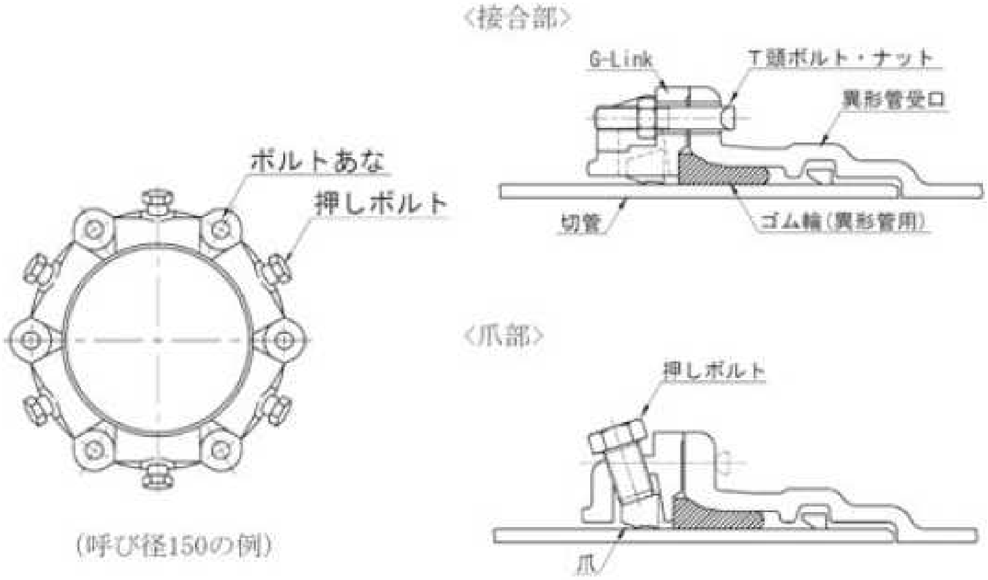

① G-Link内面の所定の位置に爪が全数装着されていること，外面に押しボルトが全数装着されていることを確認すること。また，爪が内面に出ていないことを確認すること。

② 異形管の押輪の代わりにG-Linkを用いる場合は、
「＜２＞　口径（φ７５）～φ４００異形管」①～⑧と同じ手順にて接合すること。この時の施工管理用突部の箇所数は2倍となり、使用するT頭ボルト・ナットは押輪で異形管を接合する場合の2倍の本数を使用すること。また、挿し口には挿し口突部がないため、「＜２＞　口径（φ７５）～φ４００異形管」⑥の手順は不要とする。

③ 爪と管が接するまで，全数の押しボルトを手で仮締めするものとする。最後に，片締めにならないよう上下のナット，次に対角のナットの順に，トルクレンチにより標準トルク（100N・m）で締め付けるものとする。

3-1-3）<u>ＮＳ形ダクタイル鋳鉄管の接合</u>

＜1＞　口径（ϕ７５）～ϕ４５０直管

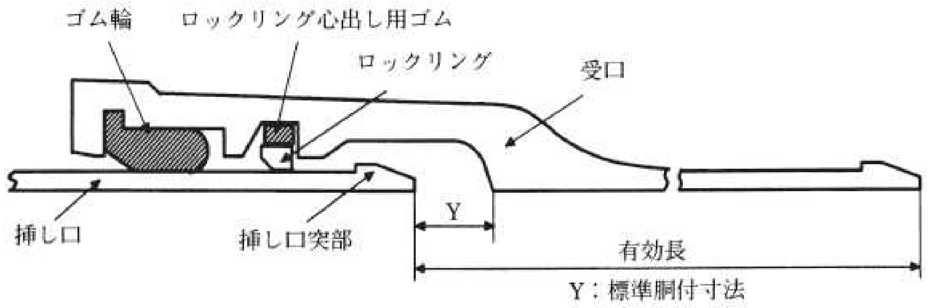

[ライナ使用時使]

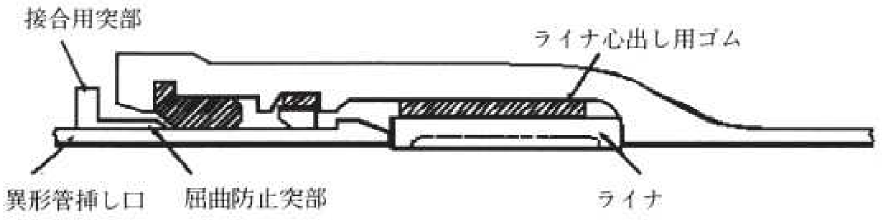

① 受口溝の異物を取り除き、挿し口外面の清掃は端部から30ｃm程度とする。

② 受口の所定の溝内に、ロックリングとロックリング芯出し用ゴムがセットされているか確認し、溝内からずれているときは、所定の手順で再度セットし直すこと。

③ ゴム輪は、清掃した後にヒール部を手前にして、受口内面の所定の位置に着装し、プラスチックハンマー等でたたき、ゴム輪を受け口内面になじませること。

④ 滑剤は、ゴム輪の内面及び挿し口外面のテーパー部から白線までの範囲にむらなく塗布すること。

⑤ 管は、クレーンなどで吊った状態で挿し口を受口に預け、２本の管が一直線上になるようにし、吊った管は地面から離した状態にしておくこと。

⑥ 管の挿入は、所定の接合器具（レバーホイスト等）を使用し行うこととする。なお、挿入はゆっくり行い、挿し口外面に表示してある白線の１本目の幅の中に受口端面がくるように合わせること。

⑦ ゴム輪の位置確認は、受口と挿し口の隙間に薄板ゲージを差し込みその入り込み量を測定すること。ゲージの入り込み量が他の部分と比較して異常に大きい場合は、継ぎ手を解体して点検しなければならない。なお、再度接合するときは、ゴム輪を新品と交換すること。

⑧ 曲げ配管部は、原則として曲管を使用すること。

＜２＞　口径φ３００～φ４５０異形管

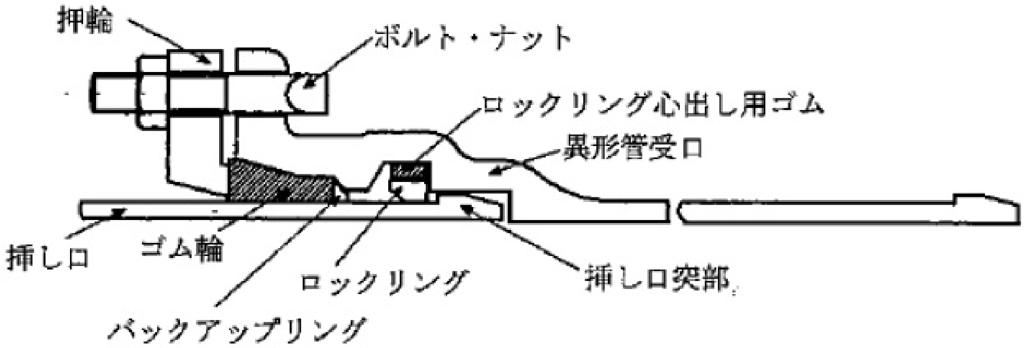

①～②　（口径（φ７５）～φ４５０直管と同じ）

③　挿し口を受口に挿入する前に、異形管受口から受口奥部までの、のみこみ量の実測値を挿し口外面（全周又は円周４箇所）明示すること。

④　ゴム輪の向きやバックアップリングの向きに注意して挿し口に預け入れ、ロックリングの分割部に拡大器具をセットし、ストッパーが挿入できる幅になるまでロックリングを拡大すること。

⑤　（口径（φ７５）～φ４５０直管と同じ）

⑥　管の挿入は、挿し口先端が受口奥部に当たるまでゆっくり行い、挿し口に明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認してから、ストッパーを引き抜くこと。

⑦　挿し口若しくは受口をできるだけ大きく上下左右前後に振り、継手が抜け出さないか確認すること。

⑧　バックアップリングを受口と挿し口のすき間に挿入する際は、挿入可能なところを先に入れ、その後順次入らないところの心出しを行いながら挿入する。なお、切断部は、受口ロックリング溝の切り欠き部をさけるようにセットすること。

⑨　ゴム輪外面に滑剤を塗る。挿し口、受口の滑剤が乾いているようであると、もう一度滑剤を塗ってからゴム輪を受口と挿し口の間に手で押し込む。先端の尖ったタガネなどでゴム輪を叩くなど、ゴム輪を傷つけないよう注意すること。

⑩　押輪をセットする時には押輪（２つ割）の分割部分にＴ頭ボルトを最初に挿入し、ナットを入れて押輪を一体化させること。

⑪　ボルトの締付けは、片締めにならないよう上下のナット、次に両横のナット、次に対角のナットの順に、それぞれ少しずつ締め、押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるようにすること。この操作を繰り返して行い、最後にトルクレンチにより標準トルク（100N·m）で１周締付けること。

＜３＞　口径φ５００以上直管

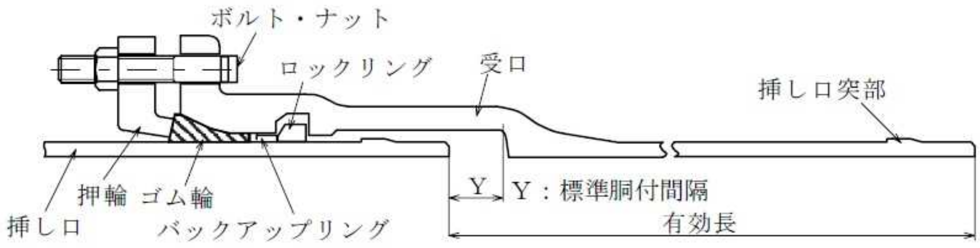

[ライナ使用時使]

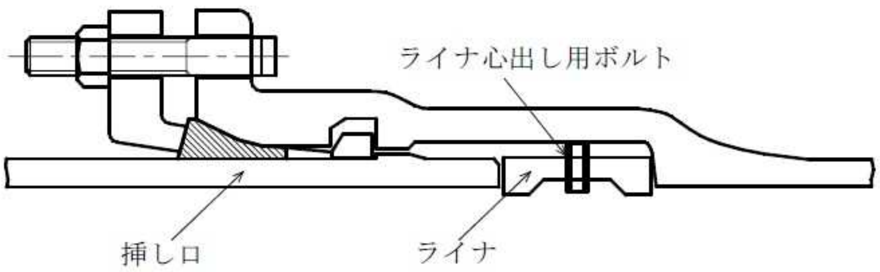

①　受口溝の異物を取り除き、挿し口外面の清掃は端部から60ｃｍ程度とする。

②　ロックリングはテーパ面が受口端面側となるように受口にセットする。また、ロックリングを受口溝へ預け入れる際には、ロックリングを水平にして受口に挿入した後、受口内で回転させてロックリングを受口溝内に預け入れる。

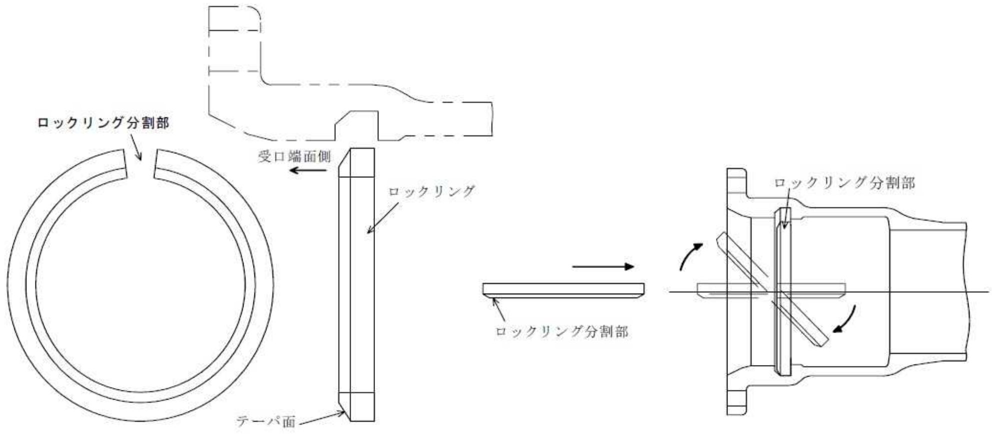

③　ロックリング拡大器具を用いて、ロックリング分割部が下表に示すｓ寸法（目安値）になるまで拡大する。

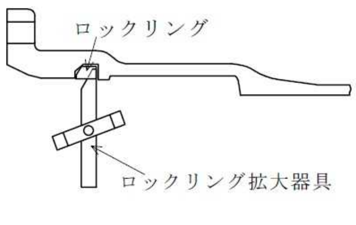

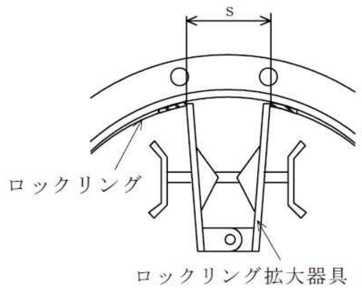

ｓ寸法（目安値）

呼び径	s 寸法 (mm)
500	122
600	122

④ ストッパをロックリング分割部に装着し、ロックリング拡大器具を取り外す。ロックリング分割部をｓ寸法まで拡大してもロックリングに挿し口突部が当たり、挿し口が挿入しにくい場合は、ロックリング分割部をさらに5mm程度拡大し、ストッパを装着する。

⑤ ゴム輪の向きやバックアップリングの向きに注意して挿し口に預け入れること。

⑥ 受口内面（端面から受口溝までの範囲）に滑剤を十分に塗布する。

⑦ 管は、クレーンなどで吊った状態で挿し口を受口に預け、２本の管が一直線上になるようにし、吊った管は地面から離した状態にしておくこと。

⑧ 挿し口を挿入した後、ロックリング分割部に装着しているストッパを引き抜き、このときにロックリングが挿し口外面に抱きついていることを確認する。

⑨ 管の心出しは、受口端部の内側と挿し口外面の寸法（受挿し隙間）が均等になるようにし、接合終了まで心が出た状態を保つ。管の心出し後、バックアップリングがロックリングに全周にわたって当たるまで、挿入棒を使用して受口と挿し口のすき間に挿入する。挿入は切断部がロックリングの分割部と重複しないように、バックアップリングに表示された２本の赤線の間にロックリング分割部が納まるようにする。また、バックアップリングの切断部のテーパ面どうしが合っていることを確認する。

⑩ ゴム輪外面、挿し口外面および受口内面に滑剤を塗る。受挿し隙間を上下左右で均等に保ちながらゴム輪を受口、挿し口のすき間に押し込む。挿し口、受口の滑剤が乾いているようであれば、もう一度滑剤を塗ってからゴム輪を受口と挿し口の間に押し込む。先端の尖ったタガネなどでゴム輪を叩くなど、ゴム輪を傷つけないよう注意すること。

⑪ 押輪のセットは分割部を上下（管頂－管底）に配置し、それぞれの分割部のボルトあなにボルトを通し、ナットを手締めして押輪を一体化する。その後、全てのボルト・ナットを受口のフランジあなおよび押輪のボルトあなにセットする。

⑫ 押輪の心出しには管頂側の押輪分割部付近２ヶ所にくさびをセットし、押輪の心出しを行い、全てのボルト・ナットを手締めする。

⑬ ボルトの締付けは、片締めにならないよう上下のナット、次に両横のナット、次に対角のナットの順に、それぞれ少しずつ締め、押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるようにすること。この操作を繰り返して行い、最後にトルクレンチにより標準締め付けトルクで締付けること。

呼び径	標準締め付けトルク（N・m）	ボルト径
500・600	100	M-20

＜４＞　口径φ５００以上異形管

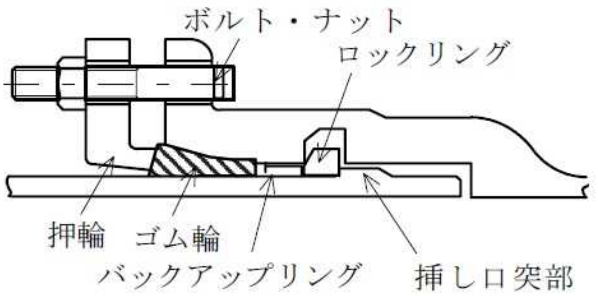

①～⑤　（口径φ５００以上直管と同じ）

⑥　挿し口を受口に挿入する前に、異形管受口から受口奥部までの、のみこみ量の実測値を挿し口外面（全周又は円周４箇所）明示すること。

⑦　（口径φ５００以上直管と同じ）

⑧　管の挿入は、挿し口先端が受口奥部に当たるまでゆっくり行い、挿し口に明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認してから、ストッパーを引き抜くこと。このときにロックリングが挿し口外面に抱きついていることを確認すること。また、挿し口若しくは受口をできるだけ大きく上下左右前後に振り、継手が抜け出さないか確認すること。

⑨～⑬　（口径φ５００以上直管と同じ）

３－２）水道配水用ポリエチレン管の接合

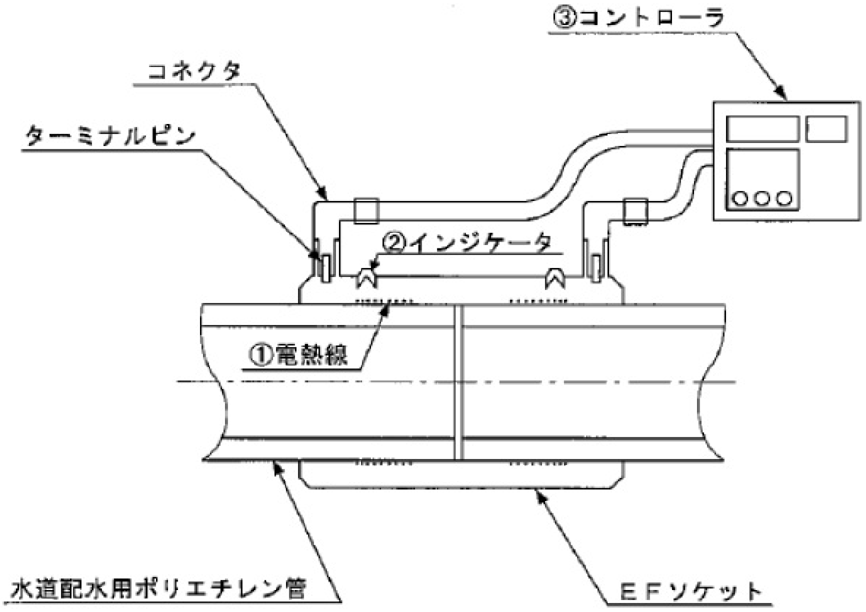

①通電により発熱し、樹脂を溶融させる電熱線
②通電されたことを示すインジケータ
③通電時間などを制御するコントローラ

① 管に傷がないかを点検し有害な傷がある場合は、その箇所を切断除去しなければならない。

② 管端から測って規定の差込長さの位置に標線を記し、削り残しや切削むらの確認を容易にするため、切削する面にマーキングしなければならない。

③ スクレーパを用いて管端から標線までの管表面を切削（スクレープ）する。スピゴット継手類についても管と同様に取扱わなければならない。

④ 切削面とＥＦソケット内面の受口全体をエタノール又はアセトン等を浸み込ませたペーパータオル等で清掃しなければならない。清掃は、きれいな素手で行う。軍手等手袋の使用は厳禁である。

⑤ 切削・清掃した管にＥＦソケットを挿入し、端面に沿って円周方向に標線を記入すること。

⑥ ＥＦソケットに双方の管を標線位置まで挿入し、固定クランプを用いて管とＥＦソケットを固定しなければならない。

⑦ ＥＦソケットに一定の電力を供給するには、コントローラを使用する。コントローラへの供給電源（発電機等）は、必要な電圧と電源容量が確保されていることを確認し、電源を接続、コントローラの電源スイッチを入れること。共用タイプ以外のコントローラはＥＦ継手とコントローラが適合していることを確認すること。

⑧ ＥＦソケットの端子にコントローラの出力ケーブルのコネクタを接続し、コントローラに付属のバーコードリーダーで融着データを読み込まなければならない。

⑨ コントローラのスタートスイッチを入れ通電を開始する。通電は自動的に終了すること。

⑩ ＥＦソケットのインジケータが左右とも隆起していることを確認しなければならない。コントローラの表示が正常終了を示していることを確認しなければならない。

⑪ 融着完了後、下表に示す規定の時間、静置・冷却すること。冷却中は固定クランプで固定したままにし、接合部に外力を加えてはならない。

冷却時間

呼び径（mm）	50	75	100	150
冷却時間（分）	5	10		

⑫ 冷却終了後、固定クランプを取り外して接合作業を終了する。

⑬ 融着作業中のＥＦ接合部では、水が付着することは厳禁である。水場では十分なポンプアップ、雨天時にはテント等による雨よけ等の対策が必要である。

⑭ 本項において特に定めのない事項については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアル（http://www.politec.gr.jp/5.html）によるものとする。

３－３）フランジ継手の接合

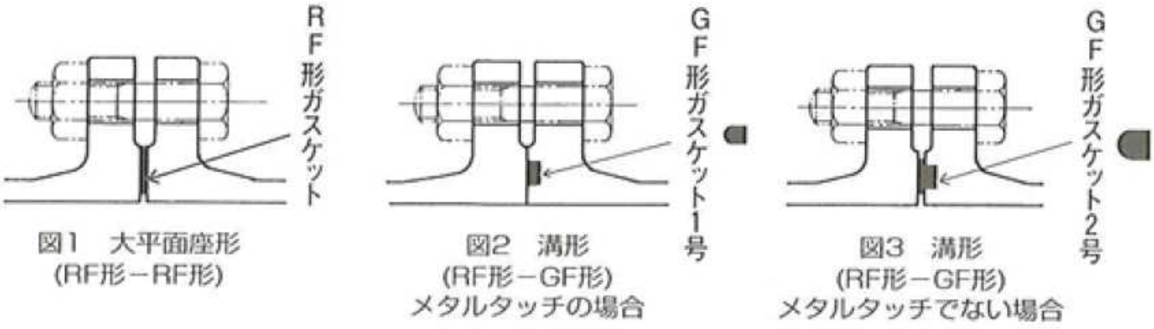

3-3-1）太平面座形フランジ継ぎ手（RF形ーRF形）の接合

① フランジ面、ボルト・ナット及びガスケットをきれいに清掃し、異物がかみ込まれないようにすること。

② ガスケットは管心をよく合わせ、ずれが生じないようにシアノアクリレート系接着剤などで仮留めする。ただし、酢酸ビニル系接着剤、合成ゴム接着剤等は、ガスケットに悪影響をおよぼすので使用してはならない。

③ ガスケットの位置及びボルト穴に注意しながら締付けなければならない。

④ ガスケットが均等に圧縮されるよう全周を数回にわたり締め付け、下表に示す規定のトルクに達したところで締め付けを完了する。

呼び径	標準締付けトルク（N・m）	ボルトの呼び
75～200	60	M16
250・300	90	M20
300・400	120	M22
450～600	260	M24

⑤ フランジ面が平行にかたよりなく接合されること、及びガスケットのずれがないことを目視で確認しなければならない。

3-3-1）溝形フランジ(メタルタッチ)継ぎ手（RF形ーGF形）の接合

① フランジ面、ボルト・ナット及びガスケットをきれいに清掃し、異物や塗料の塗りだまりを除去しなければならない。

② ガスケット溝にＧＦ形ガスケット１号を装着する。この時、溝からはずれやすい場合はシアノアクリレート系接着剤を呼び径によって４～６等分点に点付けする。ただし、酢酸ビニル系接着剤、合成ゴム系接着剤等は、ガスケットに悪影響をおよぼすので使用してはならない。

③ 全周均一にボルトを取り付け、ＧＦ形フランジとＲＦ形フランジを合わせる。この時、ガスケットがよじれないようにまっすぐに合わせなければならない。

④ ガスケットの位置およびボルト穴に注意しながら締付けなければならない。

⑤　両方のフランジ面が接触する付近まで達したら、１本おきに往復しながら数回にわたり締め付け、両方のフランジ面が全周にわたり確実に接触するまで締付けなければならない。

⑥　すきまゲージを差し込んでフランジ面間のすき間を確認する。この時フランジ面に１mm厚のすきまゲージが入ってはならない。さらに、すべてのボルトが60N・m以上のトルクがあることを確認しなければならない。

４）　管の切断

４－１）ダクタイル鋳鉄管の切断

①　管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたって入れなければならない。

②　管の切断は、管軸に対して直角に行わなければならない。

③　切管が必要な場合には残材を照合調査し、極力残材を使用しなければならない。

④　管の切断場所付近に可燃性物質がある場合は、保安上必要な措置を行ったうえ、十分注意して施工しなければならない。

⑤　ダクタイル鋳鉄管の切断は、切断機で行うことを原則とする。また、異形管は切断してはならない。

⑥　動力源にエンジンを用いた切断機の使用にあたっては、騒音に対して十分な配慮を行わなければならない。

⑦　管の切断を行った場合は、挿し口端面をグラインダ等で規定の面取りを施し、挿入寸法等を白線で表示しなければならない。

⑧　管の切断面及び溝切り部、面取り部はダクタイル鋳鉄管補修用塗料（合成樹脂塗料）をむらなく塗布し、十分な硬化時間を確保しなければならない。既設管連絡において鋳鉄管を切断する場合は、鋳鉄管用管端防食キャップを使用すること。

⑨　管の切断において、エポキシ粉体樹脂塗装が損傷した場合は、必ず補修用塗料を塗布して補修しなければならない。

４－２）鋼管の切断

①　鋼管の切断は、切断線を中心に、幅３０ｃｍの範囲の塗覆装を剥離し、切断線を表示して行わなければならない。なお、切断中は管内外面の塗覆装の引火に注意し、適切な防護措置を行わなければならない。

②　鋼管の切断は、管軸に対して直角に行わなければならない。

③　鋼管の切断場所付近に可燃性物質がある場合は、保安上必要な措置を行ったうえ、十分注意して施工しなければならない。

④　鋼管は切断完了後、新管の開先形状に準じて、丁寧に開先仕上げを行わなければならない。また、切断部分の塗覆装は、原則として新管と同様の寸法で仕上げなければならない。

４－３）<u>ポリエチレン管の切断</u>

① ポリエチレン管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたって入れなければならない。

② ポリエチレン管の切断は、管軸に対して直角に行わなければならない。

③ 切管が必要な場合には残材を照合調査し、極力残材を使用しなければならない。

④ ポリエチレン管の切断は、パイプカッターまたは丸のこで行うことを原則とする。また、異形管は切断してはならない。

５） 既設管との連絡

① 請負者は、既設管との連絡工事が断水時間に制約されることを理解し、事前に十分な調査、準備を行うとともに、円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者と作業者を配置し、監督員の承諾のもと、迅速、確実な施工にあたらなければならない。

② 請負者は、連絡工事箇所は、監督員並びに他地下埋設物管理者の立会いを得て、できるだけ早い時期に試掘調査を行い、連絡する既設管（位置、管種、管径等）及び他の埋設物の確認を行わなければならない。

③ 請負者は、連絡工事の実施について、事前に施工日、施工時間及び連絡工事工程等について、監督員と十分協議しなければならない。

④ 請負者は、連絡工事に先だって、工事箇所周辺の調査を行うとともに機材の配置、交通対策、管内水の排水先等を確認し、必要な措置を講じなければならない。

⑤ 請負者は、連絡工事に必要な資器材は施工箇所の状況に適したものを準備しなければならない。なお、排水ポンプ、切断機等については、あらかじめ試運転を行っておくこと。

⑥ 請負者は、既設管の切断箇所並びに切断開始時刻については、監督職員の指示によるものとする。なお、既設管の切断については、「４）管の切断」の規定によるものとする。

⑦ 請負者は、防護コンクリートの打設にあたっては、仮防護等を緩めないように十分注意して施工しなければならない。また、異形管防護工の施工については、「８）異形管の防護」の規定によるものとする。

⑧ 請負者は、栓止まりとなっている既設管は水の有無に関わらず内圧がかかっている場合があることを理解し、栓の取り外し及び防護の取り壊しに際しては、空気及び水を慎重に抜き、内圧がないことを確認した後、注意して行わなければならない。

６） 栓・帽の取り外し

① 請負者は、栓の取り外しに当たっては、事前に水の有無、施工日、施工時間等について監督員と十分協議しなければならない。

② 請負者は、栓止めした管を掘削する前に、手前の仕切弁が全閉であることを監督員に確認しなければならない。

③ 請負者は、既設管に水の有無にかかわらず内圧がかかっている場合があるので、栓の

正面には、絶対に立たないようにしなければならない。

④ 請負者は、ボルト・ナットが腐食している可能性もあるので、必要に応じて栓の抜け出し防護対策を行わなければならない。

⑤ 請負者は、栓の取り外し及び防護の取り壊しにあたっては、空気抜用ボルト（プラグ）を慎重に取り外して空気及び水を抜き、内圧がないことを確認した後、注意して取り外さなければならない。

7） 離脱防止金具取付工

① 離脱防止金具を使用する場合は、「3-1-1）K形ダクタイル鋳鉄管の接合」に準じて行い、押ボルトの締付けトルクは、１種管、２種管の場合は100～120N･mを標準とする。

② 請負者は、締付け完了後、トルクレンチを使用して締付けトルクを確認するとともに、メカニカル継手のＴ頭ボルトの締付け状況を点検しなければならない。

③ 離脱防止金具の取付箇所の塗装面に損傷が認められる場合は、ダクタイル鋳鉄管補修用塗料（合成樹脂塗料）をむらなく塗布し補修しなければならない。

8） 異形管の防護

① 請負者は、異形管防護の施工箇所、形状寸法、使用材料について設計図書その他関連資料などに基づき入念に施工しなければならない。

② 請負者は、現場の施工条件により設計図書等の明示と異なる資機材等を使用し施工する時は、事前に監督員と協議を行い、適切な防護を行い継手の離脱防止を図らなければならない。

③ 請負者は、異形管防護は特殊押輪、受働土圧、土の重量、コンクリートの重量等を抵抗力と考えている事を理解し、それら抵抗力が十分発揮できるよう配管、埋戻しを特に入念に行わなければならない。

④ 請負者は、異形管防護がコンクリートの場合は、次の事項によらなければならない。

ⅰ 基礎工は、管の布設の前に施工しなければならない。

ⅱ コンクリート打設にあたっては、管の表面をよく洗浄し配筋した後、型枠を組み立て入念にコンクリートを打設しなければならない。

9） 管明示工

① 請負者は、管の天端に管表示テープを貼った後に、胴巻テープを１ｍ間隔で、重なりが管上となるように管周を１回半巻きで貼り付けること。

② 請負者は、「（１）土工について６）埋設表示シート」における明示要領または、設計図書に基づき、管路を埋戻す際に表示シートを正確に敷かなければならない。

（3）ポリスリーブの施工について

ダクタイル鉄管、鋼管、ＶＰ用鋳鉄異形管及びＨＰＰＥ用鋳鉄異形管にはすべてポリスリーブを巻く。施工はポリスリーブを筒状のまま必要長さに切り取り、ゴムバンド・粘着テープにて固定する。また傷等が入った場合には防蝕テープにて補修すること。なお、本項において特に定めのない事項については、日本ダクタイル鉄管協会のダクタイル鉄管用ポリエチレンズリーブ施工要領書（http://www.jdpa.gr.jp/download.html）によるものとする。

① ポリスリーブの運搬および保管については、次の各号によらなければならない。

ⅰ ポリスリーブの運搬は、折りたたんで段ボール箱等に入れ損傷しないよう注意しなければならない。

ⅱ ポリスリーブは、直射日光を避けて保管しなければならない。

② ポリスリーブの被覆については、次の各号によらなければならない。

ⅰ ポリスリーブの被覆は、スリーブを管の外面にきっちりと巻付け余分なスリーブを折りたたみ、管頂部に重ね部分がくるようにすること。

ⅱ 管継手部の凹凸にスリーブがなじむように、十分なたるみを持たせ、埋戻し時に継手に無理なく密着するように施工しなければならない。

③ 管軸方向のポリスリーブの継ぎ部分は、確実に重ね合わせなければならない。

④ ポリスリーブの固定は、粘着テープあるいは固定用ゴムバンドを用いて固定し、管とスリーブを一体化すること。

⑤ 既設管、バルブ、分岐部等は、ポリスリーブを切り開いてシート状にして施工すること。

⑥ 異形管防護を目的としない全巻コンクリート等の場合は、スリーブの被覆を行った後に施工すること。

[ポリスリーブの固定方法]

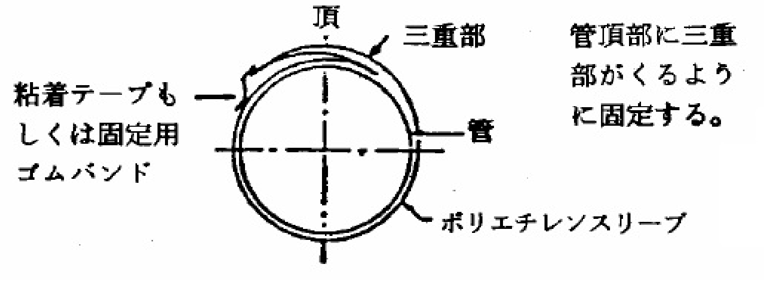

[ポリスリーブ継手部の固定方法]

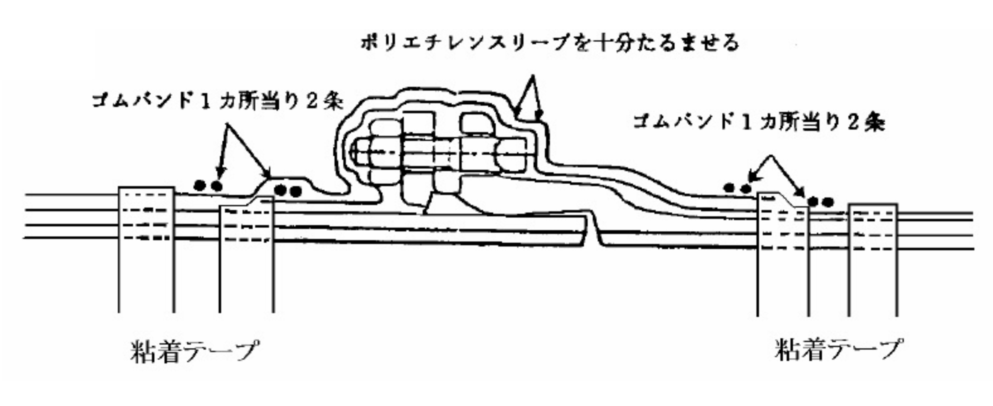

（４） 制水弁・空気弁・消火栓・ボックスの設置について

１） 一般事項

① 請負者は、制水弁、空気弁、消火栓等の付属設備の設置については、設計図書に基づき正確に行わなければならない。

② 請負者は、設置に当たって維持管理、操作等に支障のないようにしなければならない。なお、具体的な設置場所については、周囲の道路、家屋及び埋設物等を考慮するとともに、監督員と協議して定めるものとする。

③ 付属設備相互間は、原則として１ｍ以上離れるように設置位置を選定すること。

④ 請負者は、弁類の据付けに当たっては、正確に芯出しを行い堅固に据付けなければならない。

⑤ 請負者は、鉄蓋類は構造物に堅固に取り付け、かつ路面に対し不陸のないようにしなければならない。

⑥ 請負者は、弁きょうの据付けについて、沈下、傾斜及び開閉軸の偏心を生じないよう入念に行わなければならない。

⑦ 請負者は、弁室等を設置する場合について、所定の基礎栗石等を敷き込み十分に転圧のうえ、均しコンクリートを打設すること。

２） 制水弁設置工

① 請負者は、制水弁の設置前に弁体の損傷のないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、開度「閉」の状態で設置すること。

② 請負者は、弁の据付けについて鉛直又は水平に据付けなければならない。また、据付けに際しては、重量に見合ったクレーン又はチェーンブロック等を用いて、開閉軸の位置を考慮して方向を定め、安全確実に行うこと。

③ 請負者は、開度計の取り付けられた弁の開度計を汚損しないよう特に留意し、布等で覆っておくこと。また、弁は設置完了後（室築造完了後）清掃し、開度計等の部分はオイル拭きをしておくこと。

３） 消火栓・空気弁設置工

① 請負者は、フランジ付きＴ字管の布設に当たって、管心を水平に保ち支管のフランジ面が水平になるよう設置し、Ｔ字管および両フランジ短管にポリスリーブを巻くこと。

② 請負者は、消火栓・空気弁及び補修弁の設置に先立ち、弁の開閉方向を確認するとともに、弁体の異常の有無を点検すること。

③ 請負者は、消火栓・空気弁の取り付けに当たっては、地表面と消火栓・空気弁の天端との間隔を15ｃｍ程度となるように、フランジ短管により調整すること。

④ 請負者は、消火栓の設置において、カップリング位置がボックスの中心にくるように据えることとし、補修弁のハンドルは消火栓のカップリング側に取り付けること。

⑤ 請負者は、空気弁の設置において、フロート弁の保護材等の除去が必要なものは、設置前に分解し内部を清掃のうえ、慎重に元の形状にセットすること。

4） ボックス設置工

① 制水弁ボックススラブを設置する際、配水管等に直接荷重がかからないよう砂巻き部を砂基礎として水平に据え付けること。

② 空気弁・消火栓ボックスの２割れスラブを設置する際、配水管等に直接荷重がかからないように配水管等の外径分について間隔を開けて、水平に据え付けること。なお、外周土砂がボックス内に入らないよう、スラブ間へ隙間にレンガを敷いておくこと。

③ ボックスの天端は地表面高さに０mm以上＋１５mm以内ですり合わせなければならない。なお、勾配のある箇所においては勾配のついた調整用ボックスを使用して、ボックスの天端を地表面勾配に合わせること。

④ 制水弁ボックスの鉄蓋矢印は、水の流れる方向を示す様に据えることとし、交差点内においては、分岐方向に放射状に据えること。

⑤ 空気弁・消火栓ボックスの鉄蓋は路肩側に開くように据えること。。

⑥ 新居浜市での制水弁鉄蓋の色分けは、下表のとおりとする。

	蓋の選択
中間バルブ	黒色
閉鎖バルブ	赤色
ドレンバルブ	青色
防火水槽切込	橙色
水源施設	緑色

（５） 排水設備工について

① 請負者は、排水設備用の制水弁の設置にあたっては、「（４）制水弁・空気弁・消火栓・ボックスの据付について」の規定によるものとする。なお、制水弁ボックスの鉄蓋矢印は吐出口方向となるように据えること。

② 排水設備の設置場所は、適当な河川、又は排水路等のあるところとする。

③ 排水管の布設は、排水先の擁壁等の構造物に出来る限り近接させ、構造物に沿って立ち上げるように布設すること。なお、ＴＳ継手を用いて布設する場合は、必ず専用の接着剤を用いて適正な接合を行うこと。

④ 排水口は、放流水面のH.W.Lより上となるように取り付けること。ただし、排水路の場合、コンクリート天端より５～１０ｃm程度下がった位置に取り付けること。

⑤ 排水口は、水の流れる方向の下流側に対して約４５°となるように取り付けるが、水路断面を阻害しないよう状況に合わせて、水路壁面に合わせて排水管を切断するか、４５°エルボを使用して斜め下に向けて排水するように施工すること。

⑥ 請負者は、吐き口付近の護岸が放流水によって洗掘又は破壊されないよう堅固に築造しなければならない。

⑦ 排水口の位置については、原則として水質の確認が出来る箇所とする。

（６） 洗管及び水圧試験について

１） 洗管工

① 洗管作業に先立ち、原則として全延長の施工時には、管内や継手部に異物・残存物がないことを確認しなければならない。

② 管布設時に洗管作業を行う際の通水側管内へ、アクアスワブ（スポンジ状）、アクアデュラフォーム（ウレタン状）を挿入しておくこと。ただし、ポリエチレン管（ＨＰＰＥ）については、アクアスワブ単体の洗管とすること。

③ 洗管にあたり、制水弁、空気弁、消火栓、排水弁等の開閉操作を行い、異常の有無を事前に確認し、中間バルブを全開し、消火栓・空気弁・排水弁・止水栓等を全閉にしておくこと。また、鉄蓋の開閉もがたつきのない事を確認すること。

④ 掘削断面内に直接排水することで洗掘による地山の崩壊が発生するおそれがあることから、放流先の調査・検討を行うこと。なお、洗管後必要に応じて土砂等の除去や清掃を行うこと。

⑤ 配水施設等の点検及び操作時は、安全管理に十分注意することとし、必要な対策を講じること。また、道路使用等の許可条件は、厳守しなければならない。

⑥ 洗管時の通水する制水弁の開度は１／４～１／２回転程度を目安とし、洗管時には時間当たりの放水量を確認し、洗管水量を算出すること。併せて、排水口にザル等で洗管水を受けて、管内の異物等の有無について確認する。

⑦ 洗管だけでは滑剤は十分に取り除かれないことから、充水したまま一定時間経過した後に、再度通水して洗管を行うこと。

２） 水圧試験工

① 配管・埋戻完了後は、継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水し管路の水圧試験を行わなければならない。

② 洗管後、管内の残留空気を止水栓や消火栓等で排気し、テストポンプをセットする。テストポンプを止水栓にセットする場合は、ケレップを取り除いておく。なお、テストポンプの給水には、必ず上水道水を用いること。

③ 圧力計（プレッシャーゲージ）は2.0MPaで、大きさは１０ｃm程度のものを用いることが望ましい。また圧力計は故障しやすいので、使用に当たっては事前に故障の有無についてチェックしておくこと。

④ 水圧検査は1.0MPaを１０分間管保持すれば合格とするが、監督員立会検査前に事前に水圧を保持することを確認しておくこと。また、口径４００mm以上の管路の水圧試験については、上記検査の後に0.７５MPaまで減圧し、２４時間経過後の水圧が0.7MPa以上保持すれば合格とする。

⑤ 水圧試験に合格しなかった場合は、原則として接合をやり直し、再び水圧試験を行うこととする。なお、既設制水弁の締め切りが不十分である等の理由により水圧を保持できないことが確認された場合には、監督員の指示に従うこと。

（７） 給水管連絡工事について

① 請負者は、給水工事がある場合は、給水装置工事主任技術者証の写しを提出し、監督員の承諾を得なければならない。

② 請負者は、給水管連絡工事を施工するに当たって、新居浜市水道局制定の「給水装置工事設計施工基準」の規定により施工しなければならない。

③ 請負者は、給水管分岐について、次の事項によらなければならない。

ⅰ 道路交差点内での給水管分岐は原則として行わないこと。

ⅱ 制水弁、消火栓等の近くから給水管を分岐する場合は、本体から１ｍ以上の離隔を確保して分岐しなければならない。

ⅲ サドル分水栓の取付穿孔後、防食フィルムを巻くこと。

④ 請負者は、給水管布設について、次の事項によらなければならない。

ⅰ サドル分水栓から分岐した給水管はクッションを取り、道路内は設計深さ又は、配水管埋設深さと同等となるように布設すること。管を立ち上げる場合は必ず宅地内で行うこと。

ⅱ 給水管を立ち上げる際は、管の許容曲げ角度を超えないこと。許容を超える場合は、曲管継手を用いて施工すること。

ⅲ 止水栓の取付は、宅地内の場合、官民境界より１ｍを基準とする。また、やむを得ず私道等に設置する場合は、監督員と協議の上決定し、止水栓筐の中に給水先（住所、氏名）を明記した白ラスチック板等を確認できるように入れておくこと。

ⅳ 給水管は原則として家の出入口付近で引き込みし、量水器ボックスを検針が容易な場所となるように設置すること。量水器取付深さは、ボックス天端より約１０ｃｍ程度とする。

⑤ 請負者は、布設された配水管に通水した後、サドル付分水栓により給水管分岐を行う場合は、新居浜市水道局制定の「給水装置工事設計施工基準」の規定に準じて施工しなければならない。

⑥ 請負者は、布設された配水管が未通水の空管の場合において、サドル付分水栓により給水管分岐を行う場合は、次の事項によらなければならない。なお、請負者は施工に先立ち施工の方法について監督員の承諾を得なければならない。

ⅰ 穿孔により生じる切粉や切片は、磁石棒や刷毛などできれいに取り除かなければならない。

ⅱ サドル付分水栓の取り付けは、穿孔の適切な位置とし、漏水があってはならない。

ⅲ エポキシ樹脂粉体塗装でライニングされた管を穿孔するときは、内面を痛めないように専用のきりで穿孔しなければならない。

ⅳ 鋳鉄管及び鋼管の穿孔穴には防食コア（メタルスリーブ）を専用器具にて確実に取り付けなければならない。

ⅴ 施工後は、新居浜市水道局制定の「給水装置工事設計施工基準」の規定に基づき水圧試験を実施するか、本幹部の水圧試験に併せて量水器一次側止水栓までの水圧試験を実施すること。

（８）　不断水分岐等の施工について

①　請負者は、工事に先立ち、不断水穿孔等の工事の実施時期等について監督員と十分な協議を行い、工事に支障のないように留意しなければならない。

②　使用する穿孔機等は、機種、性能をあらかじめ監督員に報告し、請負者は使用前に点検整備を行うものとする

③　割Ｔ字管などの付属機器を取付る場合、取付管表面をきれいに清掃すること。清掃長さは、付属機器の長さ＋１００～１５０mm程度とする。

④　分岐する本管が耐震管である場合、割Ｔ字管は耐震型資材とし、その取り付けは、原則として水平とする。なお、取付後は、穿孔作業前に水圧試験を行い、割Ｔ字管等に漏水のないことを確認してから行わなければならない。

⑤　請負者は、穿孔後、切りくず、切断片等を管外に確実に排出した上で管を接続しなければならない。

⑥　請負者は、穿孔機の取り付けにあたって、支持台を適切に設置し、割Ｔ字管に余分な応力を与えてはならない。

（９）その他

塩化ビニル管を使用する場合は、塩化ビニル管・継手協会のホームページで、水道用硬質ポリ塩化ビニル管技術資料＜施工編＞（http://www.ppfa.gr.jp/05/index03.html）をよく確認しておくこと。

第３章　工事完成に係る手続き

１．工事完成に係る手続き

１） 完成届関連書類（原則工期内に提出）

① 工事完成届：1部【第7号様式(第30条関係)】

② 請負金請求書：1部【自由様式】

２） 完成図面等

① 完成図面（検査時）設計図書添付図サイズ：1部【原則A1】

（検査後）設計図書添付図サイズ：3部【原則A1】、

A3縮小図：1部、CADデータ(JW、DXF)

② 制水弁台帳：1部

３）完成図書に添付する資料等

● 施工計画書関係書類

① 施工計画書（変更含む・添付資料についても全て）

（施工計画書「３．現場組織表」関連）

● 現場組織関係書類

① 施工体制台帳（下請契約書の写し等含む）、施工体系図

② 作業員名簿

（施工計画書「８．施工管理計画」関連）

● 工程管理関係書類

① 工程表実施記録（総合進捗率含む）・工事履行報告書等

② 工事日誌

③ 立会願、指示承諾書、協議書等

● 品質（資材）管理関係書類

① 主要工事材料（山砂・再生クラッシャラン・粒調鉱滓等）試験成績表

② 水道管使用材料一覧表、検査状況写真、及び製品検査証明書（製造業者検査）

（新居浜市水道局承認材料を使用した場合、承認図・カタログ等の添付不要）

● 品質（施工）管理関係書類

① 耐震管継手チェックシート、継手箇所図（管割図）、施工状況写真

② ボルト締め付けトルクチェック表、継手箇所図（管割図）、施工状況写真

③ 工事写真（「２．工事写真について」参照）

● 出来形管理関係書類
① 工事内容書数量の出来形対比表（布設延長：別表３－１参照）
② 出来形測定管理表、寸法等が確認できる写真

● 舗装関係書類
① 舗装の配合設計書、温度管理表、密度試験表、路盤材試験成績表
② 舗装の展開図、及び面積集計表（検査時に舗装コアの検測）
③ 区画線の延長図、及び集計表（検査時にテストピースの検測）
④ 舗装・区画線復旧工事、及び品質に係る確認写真

● 品質証明関係書類
① 社内検査実施書類
② 社内検査状況が確認できる写真

（施工計画書「９．安全管理」関連）
● 安全管理活動関係書類
① 安全訓練（月あたり半日以上）実施報告書、及び資料、実施状況が確認できる写真
② KY活動、TBM、新規入場者教育等の実施記録、実施状況が確認できる写真
③ 安全パトロール実施記録書、実施状況が確認できる写真
④ 使用機械、車両等の仕様書、及び点検整備記録書の写し
⑤ 第３者施設安全対策関係書類、実施状況が確認できる写真（実施した場合のみ）

（施工計画書「１０．緊急時の体制及び対応」関連）
● 災害対策関係書類（実施した場合のみ）
① 雨に関する警報発令時の巡回パトロール、及び対策実施の報告書（写真含む）
② 深度3以上の地震時の巡回パトロール、及び対策実施の報告書（写真含む）

（施工計画書「１１．交通管理」関連）
● 交通管理・保安施設等関係書類
① 道路使用許可書の写し（期間延長分全て）
② 工事看板（制限・解除等含む）、バリケード等安全施設の設置状況が確認できる写真
③ 積載超過運搬防止対策に係る資料、及び対策が確認できる写真

● 交通誘導員配備関係書類
① 交通誘導員勤務実施表及び出勤伝票の写し
② 配置人員集計表
③ 交通誘導員配置状況が確認できる写真

（施工計画書「１２．環境対策　及び　１３．現場作業環境の整備」関連）

● 環境対策等関係書類

① 特定建設作業届の写し

② 粉塵飛散防止等環境対策の実施状況が確認できる写真

③ 家屋調査、地下水観測等に関する資料（実施した場合のみ）

（施工計画書「１４．再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法」関連）

● 産業廃棄物処理関係書類

① 再生資源利用実施書-建設資材搬入工事用-（請負金額100万円以上）

② 再生資源利用促進実施書-建設資材搬出工事用-（請負金額100万円以上）

③ 再資源化等報告書（請負金額500万円以上）

④ 再生資源利用実施書（産業廃棄物が発生する工事全て）

⑤ マニフェストE票の写し（間に合わない場合はD票の写しで、後日差し替え）

⑥ マニフェスト集計表（As殻・Co殻実体積による換算値：２.３５ｔ/m3）

⑦ 運搬・処理状況が確認できる写真

● 建設発生土処理関係書類

① 残土受入証明書等の写し

② 残土処分集計表（建設発生土の平均比重：１.８ｔ/m3）

③ 運搬・処理状況が確認できる写真

（施工計画書「１５．その他」関連）

● 工事カルテ登録関係書類

① コリンズ竣工登録内容確認書（請負金額500万円以上）

② 施工計画書へ添付した、受注・変更登録内容確認書も併せて添付。

● 建設業退職金証紙関係書類

① 建設業退職金共済証紙貼付報告書（下請負業者作業員も含む）

② 被共済者就労状況報告書【兼証紙交付依頼書】・証紙受領書

③ 証紙購入収納書（施工計画書に添付した当初分、及び追加購入分）

④ 共済証紙受払簿の写し（他工事で購入済の証紙を貼付する場合）

● 官公庁手続き関係書類

① 消防署道路工事届出書の写し

② 土地改良区水路使用承諾書の写し

③ 地下埋設物調査確認表（施工計画書へ添付でも可）

④ 損害保険等加入証の写し（施工計画書へ添付でも可）

⑤ その他 工事成績評定の評価対象項目に表記されている書類（地域貢献等）

別表3－1

水〇〇第〇号　〇〇町配水管布設替工事　出来高表　（作成例）

番号	材料名	規格	延長(m)	数量	計(m)
1	乙切管(GX)	φ150	1.30	1.0	1.30
2	乙切管(GX)	φ150	3.50	1.0	3.50
3	継ぎ輪(GX)	φ150	0.24	1.0	0.24
4	乙切管(GX)	φ150	1.00	1.0	1.00
5	受挿ソフトシール弁(GX)	φ150	0.55	1.0	0.55
6	直管(GX)	φ150	5.00	12.0	60.00
7	乙字管(GX)	φ150 H=300	0.94	1.0	0.94
8	甲切管(GX)	φ150	2.60	1.0	2.60
9	乙字管(GX)	φ150 H=300	0.94	1.0	0.94
10	二受丁字管(GX)	φ150	0.45	1.0	0.45
11	直管(GX)	φ150	5.00	16.0	80.00
12	甲切管(GX)	φ150	3.85	1.0	3.85
13	二受丁字管(GX)	φ150	0.45	1.0	0.45
14	甲切管(GX)	φ150	4.18	1.0	4.18
15	二受丁字管(GX)	φ150	0.45	1.0	0.45
16	直管(GX)	φ150	5.00	2.0	10.00
17	甲切管(GX)	φ150	4.50	1.0	4.50
18	両受曲管(GX)	φ150 45°	0.20	1.0	0.20
19	乙切管(GX)	φ150	0.50	1.0	0.50
20	両受曲管(GX)	φ150 45°	0.20	1.0	0.20
21	直管(GX)	φ150	5.00	2.0	10.00
22	曲管(GX)	φ150 45°	0.47	1.0	0.47
23	乙切管(GX)	φ150	0.50	1.0	0.50
24	両受曲管(GX)	φ150 45°	0.20	1.0	0.20
25	乙切管(GX)	φ150	2.80	1.0	2.80
26	直管(GX)	φ150	5.00	1.0	5.00
27	フランジ付丁字管	φ150	0.53	1.0	0.53
28	直管(GX)	φ150	5.00	1.0	5.00
29	フランジ付丁字管	φ150	0.53	1.0	0.53
30	直管(GX)	φ150	5.00	7.0	35.00
31	乙字管(GX)	φ150 H=300	0.94	1.0	0.94
32	直管(GX)	φ150	5.00	1.0	5.00
33	甲切管(GX)	φ150	3.58	1.0	3.58
34	曲管(GX)	φ150 45°	0.47	1.0	0.47
35	甲切管(GX)	φ150	2.40	1.0	2.40
36	両受ソフトシール弁(GX)	φ150	0.22	1.0	0.22
37	乙切管(GX)	φ150	1.00	1.0	1.00
38	直管(GX)	φ150	5.00	1.0	5.00
39	両受曲管(GX)	φ150 45°	0.20	1.0	0.20
40	乙切管(GX)	φ150	1.52	1.0	1.52
41	乙切管(GX)	φ150	1.23	1.0	1.23
42	短管2号(K)	φ150	0.70	1.0	0.70
	総延長				258.14
	設計延長				257.00
					+1.14

２．工事写真について

１）写真台帳について

① 写真サイズについては完成写真はキャビネ判程度、その他はL判程度とする。

② 写真の台紙はＡ４版縦使いとし、インデックスをつけて整理する。

③ 工事手順に沿い、測点番号順にまとめて測点及び作業工種名等を余白に記入する。

④ 完成写真については測点、配管位置、管種及び管径を赤ペンで記入する。

⑤ 工事写真は監督員から提出の指示により、速やかに提出できるよう常に整理する。

２）写真撮影の要点について

① 工事写真は各測点毎の工種、分岐部、水道施設（制水弁、消火栓、空気弁等）設置箇所、既設管連絡部、構造物交差箇所、及び監督員の材料検収等立会状況写真を撮影する。なお、第三者に対し的確で分かりやすい写真を撮るよう心がけること。

② 周辺の状況及び配管の詳細がわかるように撮影して必要に応じて接写する。

③ 撮影方向は原則として起点⇒終点の向きとする。

④ 黒板に工事名、工種、測点及び管割図等を記入する。（修繕工事は日付を記入する）

⑤ 明暗の差が著しい場合等はフラッシュを使用する。フラッシュ撮影する場合は、黒板からの反射に注意する。

３）撮影方法について

① 工事写真は、契約図書に基づき、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるものであるため、以下の事項に留意して撮影すること。

② 共通仕様書及び施工計画書等で別途定める「写真管理基準」に基づき、工事写真の計画的な撮影及び管理に努める。

③ 工事内容を理解し、写真撮影の目的、意図を把握して撮影する。

④ 撮影対象物の寸法等が確認できるよう、鋼尺・テープ・スタッフ・ポール等の必要な測定器具を使用するとともに、撮影時の角度を十分考慮して撮影する。

４）整理順序について

① 完成写真：着工前写真と同一アングルで対比できるよう、測点に基づき撮影する。

② 着工前写真：測点に基づき施工区間全体を撮影する。

③ 材料検査：黒板に材料及び器具類の名称と数量を記入する。

④ 看板類：工事看板設置状況、建設業許可票、労災保険関係成立票及び建設退職金共済制度加入の表示状況。

⑤ 安全施設：安全施設・看板等設置状況、交通誘導員配置、夜間施工時安全対策状況。

⑥ 舗装切断状況：切断汚泥の回収状況を含む。

⑦ 仮設配管状況

⑧　配水管布設状況：本管布設及び既設管連絡状況

ア）　機械掘削工、人力掘削工、人力床ならし及び砂床工

イ）　管布設工（道路端からの距離、埋設深がわかるように箱尺、ポール及びリボンロッド等を用いる）既設管連絡箇所については、既設管状況も判ること。

ウ）　継手工（専用器具使用）、離脱防止金具取付工（トルクレンチ使用）、管切断工（専用カッター使用）及び管端補修工（専用補修剤等）

エ）　砂巻工（設計厚確認及び管底周辺の突き固め等）

オ）　埋戻工（原則として地表面まで20㎝毎の転圧状況）、埋設表示シート工

カ）　制水弁、消火栓、空気弁、排水設備工等の施設及び特殊箇所の配管状況

キ）　管明示テープ工、ポリスリーブ工

ク）　地下埋設物及び交差・近接状況

ケ）　支障物取り壊し撤去工、破損物補修復旧工等

⑨　給水管切替状況：1箇所毎に撮影

ア）　サドル分水栓取付工、穿孔工、密着コア挿入工、ポリシート巻き工

イ）　給水管布設工（官民境界民地側で給水管立ち上げ施工）

ウ）　第１止水栓設置工（既設管との接続状況も撮影）

エ）　丁字管分岐給水管の場合は、配水管布設に準ずる

⑩　洗管状況：アクアスワブ及びアクアデュラフォームの管内挿入及び排水工
（洗管作業による掘削断面内への直接排水は不可）

⑪　水圧試験：試験時の全景及び水圧ゲージ拡大写真（路上接続給水管含む）

⑫　舗装復旧状況

ア）　すきとり状況

イ）　路盤工（設計厚確認及び転圧工等）

ウ）　表層工（敷均工、転圧工、乳剤散布工、温度管理等）

⑬　区画線等復旧状況

⑭　産業廃棄物処理状況

ア）　舗装版はぎ取り積み込み工

イ）　Ａｓ殻・Co殻等積み込み仮置き工

ウ）　Ａｓ殻・Co殻・汚泥等運搬及び処分工（産廃運搬許可がわかること）

エ）　処分地先

⑮　残土処理状況

ア）　運搬及び処分工（運搬車種がわかること）

イ）　処分地先

5）その他

①　下水道分離発注工事、県道・河川占用に必要な写真については別途指示

②　出来形、品質確認に係る写真は、それぞれ該当する完成書類と一緒に整理しても可

③　デジタルカメラ等の電子媒体によるプリント要領

ア）　デジタルカメラ有効画素数は概ね100～300万画素で、撮影後の必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものであること。

イ）　インク及び用紙はカラー写真専用のものを使用する。

ウ）　出力機器は、写真データ印刷に適した高解像度のフルカラープリンターで７00dpi以上、機種等の指定はしないものとするが、10年以上の保存に耐えうること。

エ）　１頁当たり、横長の３枚同時印刷を基本とし、縦長の写真は、縦長印刷も可とする。

オ）　写真貼付のない余白部分については、特に記載を要しない。

カ）　補足説明・黒板誤記については、必要に応じ記事欄に印刷するが、手書きによる記入も可とする。

④　電子媒体の取り扱い要領

ア）　電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式とし、画像の劣化を防ぐため圧縮率1/8までを原則とし、これ以外（BMP、TIFF型式等）は、監督員の承諾を得ること。

イ）　電子媒体は、CD-ROM、DVD等に記録し、監督員へ提出すること。

ウ）　工事写真の編集については、監督員の承諾を得た場合に限り、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認める。ただし、補正前の写真データを別途保存しておくこと。（補正前の写真データの保存期間は、納品後3年とする）

３．完成図面について

１）図面様式

① 必須記載項目

ア） １枚目図面上部中央：表題（工事名）「○○○○工事完成図」を記載する。

イ） 各図面毎右側下表部：工事名、施工年度及び工事番号、完成年月日、図面番号、水圧試験（試験日時・場所・常圧）、施工業者、監督員を記載する。

ウ） 上記表上部：施設概要及び廃止施設を記載する。

② 図面サイズ

ア） A1判が基本。

イ） 小規模及び給水工事の場合、監督員と協議し図面サイズを決定する。

ウ） 既設図面を付け足して整理することが望ましい場合は、本工事図面に加筆する。

③ 位置図

ア） 縮尺はS=1/10,000程度で、見やすい大きさとし、施工箇所を赤色で表示する。

２）平面図

① 縮尺、方位及び住居表示

ア） S=1/500（設計図面縮尺）が基本。それ以外は監督員と協議し縮尺を決定する。

イ） 方位は上北が基本。それ以外は図面左側を北とする。

ウ） 図面内に町丁名、及び道路名・橋梁名等を記載し、施工箇所沿線及び近隣の建物に居住者名、店舗名及び地番を記載する。

② 水道管（送・導・配水管）表示

ア） 新設の水道管及びバルブ等付帯施設は赤色（既設管よりも太線）で表示し、既設管は黒色で表示する。

イ） 工事概要にある施設項目（給水管の制水弁も含める）を引き出し線で記載する。水道管については、管種・管径・継手種別・土被り、管延長を記載する。なお、管延長は実管心延長を小数点以下切り捨てで記載する。（施設概要は設計延長で記載）

ウ） 既設管の管種、管径及び土被りも記載する。

③ 給水管表示

ア） 給水管取出箇所から新設止水栓（止水栓を取り付けない場合は、接続箇所）までの間で布設ルートに沿って赤色で表示する。

イ） 管種及び管径を記載する。ただし、口径φ20については記載を要しない。止水栓ボックスは、１２型以上の使用で記載する。

ウ） 止水栓からメーターまでの配管の位置を表示する。併せて、休止閉栓の場合はその旨、表記を行う。供用給水管の場合、全ての給水先を略図でも構わないので表示する。

エ） 市水、井水又は併用の区別表示として、井水を使用している家屋に「P」マークを記載する。

オ） 公道内の給水管は、配水管と同様に引き出し線で土被り、管延長等を記載する。

④　その他、地下埋設管表示

ア）　地下埋設物は下水道、NTT、及びかんがい水路、雑排水管等を表示し、判明している場合、管種、管径及び土被りを記載する。

イ）　ＡＢＳ工、サドル分水栓閉栓工、離脱防止金具取付工、末端管栓帽取付工等を施工した箇所をオフセット表示する。（一部図面を抜粋拡大しても可）

3）管割図

①　縮尺表示

ア）　縮尺は任意（フリースケール）とし、表示方向は平面図と同じ向きとする。

イ）　新設管は実線、既設管は点線等で区別する。既設管については管種、管径及び土被りを記載するが、必要に応じて既設管割図も併せて記載する。

ウ）　既設構造物との離隔や支障構造物の迂回配管を行った箇所で、詳細な図面が必要である場合、縮尺を設けて縦断図等により表示する。

②　管材表示

ア）　直管（管種・管径・継手種別、連続使用の場合、本数表記で表示省略可）、切管（受口が有る場合、甲乙切管別で寸法表示）、異形管・曲管、抜止金具、継手類、制水弁・消火栓・空気弁（ボックス含む）、ＡＢＳ等を詳細に表示する。

イ）　材料名は引き出し線で記載し、メーカー名は材料名の後に略称で表記する。

ウ）　サドル分水栓分岐の給水管は特に表記する必要はないが、止水栓ドレン、制水弁設置の給水管は管割図に表示する。

エ）　水管橋等工場製作管設置については詳細図を作成する。

4）横断図

①　縮尺、選定箇所等

ア）　S=1/50 程度の詳細がわかる縮尺とし、起点⇒終点の向きで作図する。

イ）　測点毎に表示する。（工事写真で確認できる箇所）配管位置に変化が無い場合、監督員と協議して省略できる。ただし、配管位置が変化する箇所や、既設構造物との離隔表記等、必要に応じて追記表示する。

ウ）　道路端から管中心までの距離、必要に応じて官民境界、河川境界等を表示する。

②　表示対象

ア）　新設管を赤色で、その他の既設地下埋設物（旧水道管残地物も含む）を黒で表示し、引き出し線で管種、管径及び土被り等を記載する。

5）標準掘削断面図

①　縮尺、表示対象

ア）　縮尺は1/20程度とし、管を赤色で表示して、引き出し線で管種・管径等を記載する。

イ）　埋め戻し土の種類及び埋設表示シートの表示をする。

ウ）　舗装形態を記載する。

４．制水弁台帳について

１）図面様式

① 制水弁台帳は制水弁（給水用も含む）、及び止水栓ドレン設置箇所について、水道局専用紙により作成する。

② 付近見取り図は、住宅地図のコピーを使用する。（町丁名地番を記載）

③ 図は北を上にして作成する。（方位図の表示）

④ 図の縮尺は1/100を基準とするが、広範囲の場合、必要に応じて縮小する。

２）表示様式

① 管の表示は既設管を黒色、新設管を赤色で表示し、各々の管種・管径・土被りを記載する。

② オフセット寸法は青で記入する。

ア） 寸法は制水弁1箇所につき２箇所から測定すること。

イ） 測点は、側壁の角、ブロック塀の角及びマンホール等の当面動くことの無い点とする。ただし、他の水道施設（空気弁及び消火栓等）が近接している場合、それらの位置関係も表示する。

③ 目標物の表示は場所が明確に判断できるように住居表示、地番、氏名及び店舗名等を記載し、道路名及び橋梁名等も記載する。

④ 台帳裏面に施工業者名、施工年度、完成年月日、材料名及びメーカー名を記載する。また、既設の制水弁が残る場合はその情報も同様に記載する。

⑤ その他、水道局の指示する事項を記載する。

５．完成検査について

工事完成検査は原則として工期内に行うことから、完成書類が工期内に提出されただけでは十分な対応とは言えない事に注意する。このことから、工程管理は適切に行わなければならない。やむを得ず工期後の検査となる場合でも、速やかに検査できるよう調整すること。なお、検査までに、完成書類に基づく工事監督員の仮検査を行うこと。

完成検査時には、現場代理人を含めて２名以上が立会すること。

１）完成検査時に用意するもの

① 制水弁ハンドル
② 止水栓ハンドル
③ ドライバー、ハンマー
④ ５m・５０m巻尺
⑤ Ａｓ舗装コア、白線テストピース等
⑥ その他水道局が指示するもの

２）マーキングその他準備事項について

① 測点の表示は白ペンキを使用する。
② 異形管等の管割の表示は白のマーキングチョークを使用する。
③ 舗装復旧範囲は白ペンキ等でマーキングをする。
④ 未舗装路等マーキングできない箇所については監督員の指示を受けること。

３）その他

① 道路上に設置した止水栓は、ボックス内に給水先の住所及び氏名を記載した白いプラスチック板を入れる。宅地内でも共用の場合は同様とする。
② 制水弁、空気弁、消火栓、メーターボックス内、及び施工箇所近隣の道路・側溝水路等を清掃する。
③ 検査時に検査員から修補箇所を指摘された場合、監督員と協議の上修補方法を決定し、速やかに実施すること.